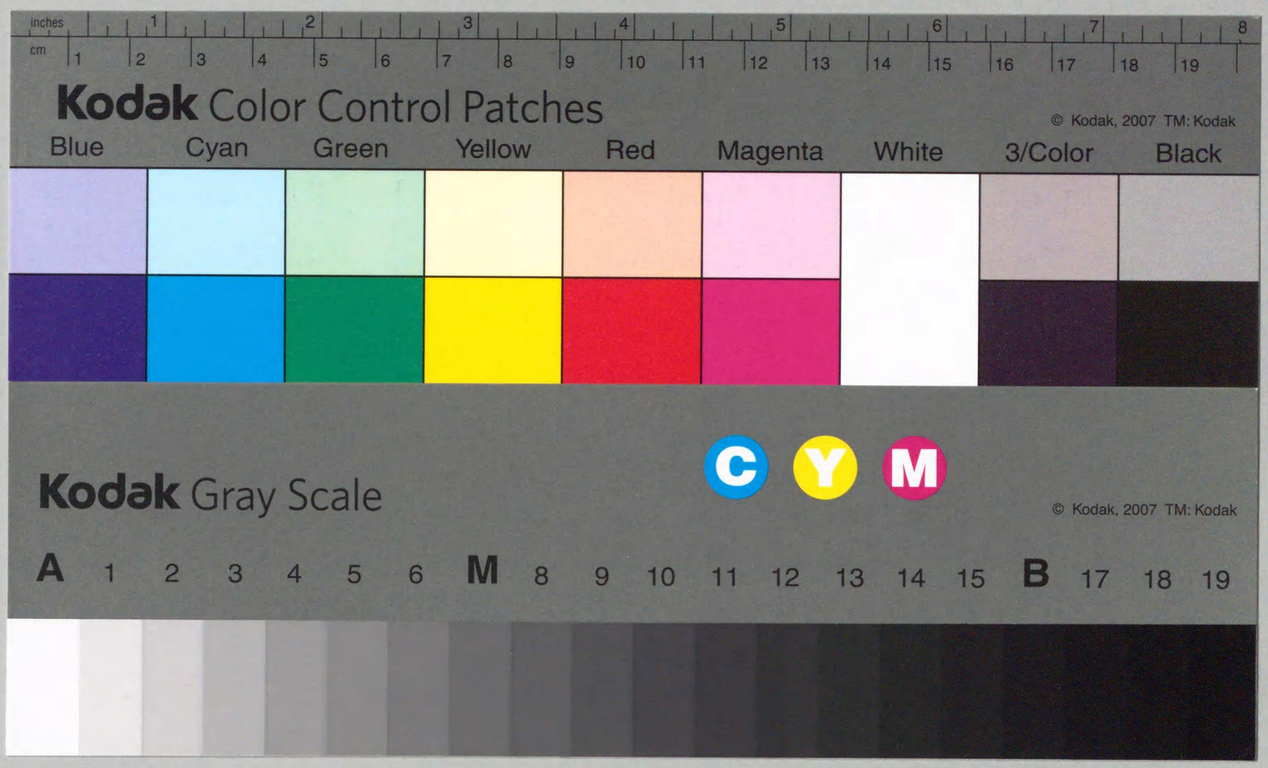
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

672.1
672.1
Y689n
k
00219380

8-285
672.1
Y689n
七

国立国会
25.12. 4
図書館

219380

日本商業史

目次

第一編　太古より寧樂朝の末に至る……一
第一章　商業の起原、内地商業の概略……一
第二章　貨幣……七
第三章　度量衡……一一
第四章　賣買、貸借、質擧に關する法制……一六
第五章　内地交通の概略……二六
第六章　朝鮮の交通……三一
第七章　支那の交通……三六

第二編　平安朝時代……四〇

第八章　京師市街の制并に市制……四〇
第九章　内地商業の概略……四七
第十章　貨幣并に度量衡……五〇
第十一章　賣買、貸借、質舉に關する法制……五四
第十二章　内地交通の概略　附國衙廳所在地表……五九
第十三章　朝鮮及支那の交通貿易……六六

第三編　鎌倉幕府時代……七四

第十四章　鎌倉市街の制……七四
第十五章　内地商業の概略……七六
第十六章　貨幣及度量衡……八〇
第十七章　賣買、貸借、質舉に關する法制……八一
第十八章　内地交通の概略……八六
第十九章　朝鮮支那交通貿易……九〇

第四編　足利幕府時代より織田豐臣幕府時代に至る……九四

第二十章　内地商業の概略……九四
第二十一章　貨幣及度量衡……一〇二
第二十二章　賣買、貸借、質舉に關する法制……一〇七
第二十三章　内地交通の概略……一一二
第二十四章　支那及朝鮮の貿易……一一七
第二十五章　日本人朝鮮支那の侵畧……一二五
第二十六章　内地貿易の發達……一三〇
第二十七章　航海業の發達……一三八
第二十八章　鑛業の發達……一四一

第二十九章　堺の商人……一四三

第五編　徳川幕府時代……一四七

第三十章　江戸開府幷に江戸の商業……一四七
第三十一章　京都の商業……一五九
第三十二章　大坂の商業……一六五
第三十三章　各藩城市の位置……一七〇
第三十四章　貨幣、藩札幷に度量衡　附金銀貨發行表……一七六
第三十五章　驛傳及飛脚業　附江戸大坂間飛脚運賃表……一八三
第三十六章　菱垣廻船、樽廻船及廻船法規　附江戸大坂回漕賃銀表……一九四
第三十七章　商業の株式……二〇三
第三十八章　蝦夷の商業……二一〇

第三十九章　琉球の商業　附中山王略系……二一七
第四十章　江戸日本橋の魚市及大坂の三大市　附雨毛の絹市……二二四
第四十一章　米相場及金銀相場……二三〇
第四十二章　流通手形　附諸手形式……二四〇
第四十三章　賣買、貸借、質擧に關する法制　附大坂物價表……二五一
第四十四章　江州及越中富山の行商……二六二
第四十五章　特種の商人　宇治茶師　白糸割符商人　掛屋　札差……二六六
第四十六章　南洋貿易及航海業の發達……二八〇
第四十七章　阿蘭陀人及英吉利人の貿易……二八五
第四十八章　墨西哥の新航路、鎖港及渡海の禁止……二九三
第四十九章　朝鮮貿易　附朝鮮王李氏略系……二九八
第五十章　長崎に於ける清蘭の貿易……三〇六

第五十一章　水産物　附煎海鼠鱶鰭番立直段表……三一八
第五十二章　鑛　業……三二三
第五十三章　開港及條約……三三〇

平安朝時代行商の圖　伴大納言繪卷
平安朝時代商鏖の圖　法隆寺所藏扇面法華經下繪
鎌倉幕府時代商鏖幷に行商の圖　年中行事繪卷印地打のまき
鎌倉幕府時代市場の圖　六條道場繪卷
室町幕府時代洛中商鏖の圖　鏡わり繪卷
室町幕府時代藥賣幷に扇賣の圖　職人歌盡七十一番歌合
室町幕府時代開港地商鏖の圖　皆川四郎氏所藏天正年間の屏風畫
室町幕府時代旅行の圖　石山寺緣起
江戸幕府時代洛中商鏖の圖　鳩居堂熊谷直行氏所藏荒木勝以筆屏風畫

江戸幕府時代江戸商鏖の圖　黒田侯爵所藏英一蝶筆十二月繪卷
天保十五年大坂錢屋佐一郎の爲換手形　原本摺書
千五百年代の東洋地圖　千五百九十九年（慶長四年）出版紅毛の航海者フォンリンショッテン（Van Linschoten）の地圖による

日本商業史目次終

日本商業史卷一

横井時冬著

第一編　太古より寧樂朝の末に至る

第一章　商業の起原、內地商業の概略

太古草昧の世人類の聚合して邦土をなすや其生活甚だ單純なるものゆゑ各自田獵して食ひ紡織して衣るに過ぎざりきされごも人智やゝ開くるに及ひては其餘あるものを貯藏して漸く後の闕乏に備ふるに至る其後一層人智の開くるや己が餘れるものを以て他の足らざるものに與へ互に相易へて其用に供すこれを交易といふ太古火照命（ホデリノミコト）、火遠理命（ホヲリノミコト）又名天津日高日子穗々手見命の兄弟海山の幸易（サチカ）へをなし給ひしは我大八洲において交易をなすこれを始とす今商估にて祭る所の惠美須神はこの火遠理命なりこもいへり其交易にして要る所專ら利にあるときはこれを商（アキ）といふあ

きは飽充滿足の義にして其商（アキ）をなすをあきなふといふ即これ賣買なり又物をあきなふをうるといふは利益を得るの義にして物を購ふをかふといふはかふるの義なりとぞさて其かふるに當ては彼此大率價直（アタヒ）を定めざるべからずあたひは當合の義にして其需要物の多寡と其交易物の精粗とに從ひて彼此適合する所の度をいふ即布若干を以て穀若干に易へ絹若干を以て馬若干に易ふるの類なりこれら又交易の一變して賣買となれる一證とすべし已れ必しも要するにはあらざれども人の餘れる物を買ひてこれを貯蓄し需要の人を待ちてこれを賣り利益を得るを以て業とする者いづこれを商人（アキヒト）といふ商人の聚集して賣買する地を市といふ市は元來人の群集する所の名にして衆人の集會する所を天高市といひ天皇の都城として百官の集會する地に高市の名あるが如きこれ其例なり賣買は衆人の群集する地を便利とするが故に市に於いてこれを行ふにより後には遂に商人の群集して賣買する地の名とはなりぬ

古へ人口稀少にして部落各所に散在したる時代に在ては有無相通ずるの道大む

ね市によりしものと見ゆ市は衆人の群集する所なれば商業をなすには便利なりしならんこれ古代商業に關しては市の事最も多く顯るゝ所以か今其重なるものを擧ぐれば應神天皇の朝に輕市（大和）あり市を立つることのものに見えたるこれを始とす其後雄畧天皇の朝に餌香市（河内）あり武烈天皇の朝に海柘榴市（ツバキ）（大和）あり敏達天皇の朝に阿斗桑市（大和）あり文武天皇の朝藤原の都に始て東西市あり寧樂（ナラ）の朝に東西市及小川市（美濃）深津市（備後）阿部市（駿河）辰市（大和）などありきことに餌香市、海柘榴市は最も有名のものにして雄畧天皇の時齒田根命より沒官したる資財を餌香市の橘樹のもとに置きて賣却せしめ給ひしこと見え又顯宗天皇の縮見屯倉首（シヽミノミヤケノオヒト）が家の室壽（ムロホギ）の御歌に吾儛者（ワカマヒハ）旨酒餌香市（ムマサケエカノイチニ）不以直買（アタヒヲモテカハズ）と誇り給ひしこと見ゆこは高麗人が餌香市に來りて旨酒を釀しゝに時人競うて高價を以て買飲せし故なりといふ海柘榴市の如きも武烈天皇の歌塲（ウタカキ）衆に入りて歌ひ給ひしこと見え又推古天皇の朝唐客入京の日餝騎を遣して海柘榴市に迎へしめ給ひしこと見ゆさればこの二所は當時繁昌なる市塲とこそ覺ゆれこの外交通便宜の地には市塲もありしものと見え

常陸茨城郡高濱の海邊　出雲島根郡朝酌促戸渡などには百貨輻湊して市人の往來せしことものに見ゆればなり又そのかみは遷都屢ありて經營に遑なく規模鴻大ならずと雖も寧樂の都に至りてはことに建築術の進歩したる時代なれば其規模鴻大にして壯麗なりしことおもはる其大略をいへば朱雀大路を中に置き左右兩京四坊を設け東西九條の大路を區畫したり今田畠の字に三條、五條或は七條、八條などの名あるを以て知るべし今の奈良市街は纔に東京の一隅にして春日里及東大寺興福寺の境内に係れり寧樂の都の市街は養老七年の詔によりて五位以下及庶人に至るまで力營辨に堪ゆるものは瓦を以て屋を葺き塗るに丹雘を以てせり又宮城の美を盡せる事は今日現存する唐招提寺の講堂を見ておもひやるべし講堂は平安宮の朝集堂なればなりこれによりても東西市の盛なりしこと自ら知られき

又遠く物を鬻ぎて營業とする行商の如きもはやくよりありしものと見え雄略天皇の朝播磨文石小麿（アヤシノヲマロ）が暴虐を以て商客の艖舶（フナ）を斷ち物品を奪ひ取しこと見え又

欽明天皇の朝山背深草の人秦太津父（ハタノオホツチ）が伊勢に向ひて商價し還る途次山中にて二狼の鬪ふを見てこれを救ひしこと見ゆ又寧樂の朝大安寺の修多羅分錢三十貫を借りて越前の都魯鹿津に行きて商賣したること見ゆればはや山を越え海を渡りて利を求めしものありしなるべし秦太津父は欽明天皇の御夢に入りしより頻りに優寵を蒙り遂に大藏省（ツカサ）を拜するに至れりこは賣買沽價の法を掌るものにて市司の始なりとす又舒明天皇の朝上毛野宗麿（カミツケノムナアヒマロ）に商長（アキウサ）の姓を授け給ひきこは後世の大藏省及東西市司の職掌の如きものならん宗麿は崇峻天皇の朝吳國へ遣され吳權を持還りし久比の子なればかゝる優恩を蒙るも偶然の事にはあらざるなり孝德天皇の朝大化改新の詔によりて世襲の職を廢し給ひ賣買に關する沽價訴訟の事も國司の掌る所となりぬ又京師を修めて京坊毎に長人を置き又四坊に令一人を置きて戸口を按檢し奸非を督察する事を掌らしめ給ひきされど最も市制の備りしは大寶以後の事なるべし

大寶令に至り大藏卿は全國の權衡、度量、賣買、沽價の事を總轄し京師は左右京職

太夫にて市廛、度量の事を掌り其下に東西市正ありて財貨、交易、器物眞僞、度量輕重、賣買沽價の事を掌れり東西市には佑、令史、價長、物部、使部、直丁等ありて庶務を分擔し又地方は國司にて取扱ひしものゝ如しそは攝津職太夫に於いて市廛度量の事を掌れるを見て知るべし又彈正臺を置き其弼以下の官人をして宮城及左右兩京を巡察して非違を糺彈せしめらる

凡市は恒に午時を以て集り日入前鼓を三たび擊ちて散す市は肆毎に標をたて行名をしるさしむ市に在て興販するものは男女坐を別にせしむ市司貨物を時價に准し三等ごす官私權衡度量は毎年三月大藏省に請うて平校せしむ地方は國司にて平校するを聽す横刀、鎗、鞍、漆器の屬は各鑿造者の姓名を題さしむ行濫のものを以て交易するものは沒官し短狹法の如くならざるものは其主に還す官の市買を除き皆市に就いて交易し坐ながら物主を召び時價に違ふことを得ず皇親及五位以上は帳内資人及家人奴婢等を遣し市肆を定めて興販するを得ず

内地に於ける外國貿易場の重なるものは筑紫の那津、上國の難波なりき那津は筑紫の大津にして外舶輻湊し難波も亦上國の大津にして津の國と稱し津守氏を置きて其事を掌らしむ難波は筑紫より上國に入る關門にして蕃客常に群集す仁徳天皇の都を筥め給ふに及びて難波の津益す繁昌す文武天皇の大寶令を定め給ふや内地を往來する蕃客の所有物を錄申せしめ弓箭兵器等を以て諸蕃と交易することを禁じ且官司の未だ交易せざる前私に諸蕃と交易するものは其物品を沒官すなど規定し給へり其後孝謙天皇神護景雲二年十月左右大臣に大宰の綿二萬屯大納言に一萬屯以下朝臣に綿を賜ひて新羅交關の物を買はしめらるされど皆朝廷若くは官人の貿易にして未だ一般の人民は自由に貿易をなすこと能はざりき

古事記、日本書紀、續日本紀、令義解、新撰姓氏錄、出雲風土記、常陸風土記、靈異記、類聚三代格、帝王編年記、扶桑略記、和訓栞、上古賣買起原

第二章　貨幣

我邦上古に在ては稻穀布帛の類を以て物貨と交換し恰もこれ稻穀布帛は當時の通貨なりき畢竟上古我邦に土産の金銀なかりし故ならん金銀の産せざりし事は

素盞嗚尊が韓郷の島は金銀あり若し吾兒をして御する國たらしめば浮寶なくして住ならずやこの給ひ又仲哀天皇の熊襲を討し給ふや當時の神託にも栲衾新羅（タクフスマシラギ）の國は金銀彩色多しこの給ひきこれらの事を思合すれば太古より金銀の産せざりし事明かなり神功皇后以來屢韓土支那より金銀を貢せしと雖も甚これを貴重し大概佛像其他器具裝飾の用に供せしに過ぎず銀は天武天皇白鳳三年對馬國司守忍海造大國對馬下縣郡より採りて貢上したるを始とす銅は太古より我邦に産せしものと見え伊弉諾尊に白銅鏡あり其後銅を以て武器を作り又鏡を作りたる事見ゆこゝに崇神天皇の鑄給ひし寶鏡は銅なりといふされば銅の早くより我邦に産せしこと明かなりされど熟銅の出でしは元明天皇慶雲五年武藏國秩父郡より獻したるを始とす當時神祇の瑞寶を顯すものとなして年號を和銅と改め給ひき其後銅の多く我邦に産せし事は聖武天皇の盧舍那佛の大像を鑄給ふや熟銅七十三萬九千五百六十斤を費し塔及鐘に十萬八千二百斤五兩を費し給ひきこの他諸寺の建築佛像の鑄造に用ゐ給ひし料も多かりしなるべし金は聖武天皇天平廿

一年陸奥守從五位上百濟王敬福陸奥小田郡金華山より採りて獻ぜしを始とす當時天皇大に佛法に歸依し東大寺の盧舍那佛を塗るため遣唐使をいだして黃金を買はしめんとし給ひしをりなればもとなし東大寺に行幸して盧舍那佛像を拜し年號を天平感寶と改め敬福に從三位を授け宮內卿に移らしめ給ひきこれより先き文武天皇の朝對馬より黃金を貢するものあり元を建てゝ大寶元年とし又大倭國忍海郡三田首五瀨を對馬に遣し黃金を冶はしめらる五瀨黃金を獲て復命せしかば五瀨に封五十戶田十町を賜ふ實は五瀨韓地に於いてこれを取り朝廷を欺きたるものなりといふそは聖武天皇の詔に大倭國は開闢以來黃金は人の國より獻るこゝはあれども斯地にはなき物と念へるになどの給ひしにて知るべし

我邦に於いて錢貨の顯れたるは顯宗天皇の朝稻斛銀錢一文とあるを始とすされども銀の出でざりし時代といひ且鑄錢の事絶えてものに見えざれば或は外國より輸入したるものを用ゐしにはあらざるか其後天武天皇白鳳十二年詔して自今

以後必ず銅錢を用ゐるなかれ又銀錢を用ゐることを止るなかれなどあ
りこ雖も何れの年何れの處に於いて鑄造せられしや詳ならず持統天皇の朝廣直
肆大宅朝臣麿、勒大貳臺忌寸八島、黄書連本實等鑄鐵司を拜すことあり其後文武天
皇の朝始て鑄錢司を置き直大肆中臣朝臣意味麿を以て長官こすことあるによりて
考ふれば持統天皇の朝には官を拜せしものあるも別に官衙を設くるには至らざ
りしか當時鑄錢司を置れしを見れば必ず錢貨の鑄造ありしなるべしされご其製
形を知らず大寶令を定め給ふや大藏省に於いて錢金銀の事を掌り其所管の典鑄
司に於いて金銀銅錢を鑄造する等の事を掌れり又國內銅鐵を出せる所ありて官
未だ採らざるものは百姓の私に採るを聽し又凡山澤に異寶異木及金玉銀彩色礫
物あるを知り國用に供するに堪へん者は皆太政官に申して奏聞せしめらる元明
天皇和銅元年始て催鑄錢司を置き從五位上多治比眞人三宅麿を以てこれに任ず
これによりて諸國にも鑄錢司を置れし事明かなり催鑄錢司は諸國の鑄錢を駈催
す義なればなり又同じき年始て銀錢幷に銅錢を鑄りてこれを行はしめらる共に

文を和同開珍こいふ明る二年銀錢を廢し一に銅錢を行はしめ同じき三年に至り
また銀錢を禁ずなどあるを見れば銀錢よりも寧ろ銅錢を用ゐる方便利なりしな
らんかこれより銅錢を諸國に於いて鑄造したるなるべしこれまで稻穀布帛を以
て通貨こしたる慣習は容易に脫せざるものこ見え和銅年中種々の方便を以て錢
貨の用を知らしめ給ひきかく一意に奬勵し給ひしかば私鑄錢を用ゐるものも出
來りしこ見え私に錢を鑄る者は斬に處するこの法律を定め給ひ又錢を撰ぶ事を
禁じ給ふなどを見ればやゝ錢貨を用ゐるやうになりしものか淳仁天皇天平寶字
四年金銀銅の三貨を鑄り並に世に行はしめらる金錢の文を開基勝寶こいひ（銀錢の十に當る）銅錢の
文を太平元寶こいひ（新錢の十に當る）銅錢の文を萬年通寶こいふ（舊錢の十に當る）稱德天皇
も亦天平神護元年銅錢を鑄りて前の新錢こ共に世に行はしめらる其文を神功開
寶こいひしこぞ（日本書紀、續日本紀、三代實錄、令義解、朝野群載、扶桑略記、年代曆、小右記）

第三章　度量權衡

太古物の長短を量るに咫（アタ）大指と中指とを擴げて其廣さに當るを「アタ」といふ 握（ツカ）物を手に握みて四指の廣さに當るを「ツカ」といふ 尋（ヒロ）左右の臂を擴げて其廣さに當るを「ヒロ」といふ
等の名稱ありて未だ尺度の器あるを聞かず只手置帆負（タオキホオヒ）、彥狹知（ヒコサシリ）の二神天御量を
以て大峽小峽の材を伐り瑞殿を造り給ふこと見ゆこれ尺度の類なるべけれども
其製作いかなりしにや今考ふるに由なし器を設けて物を量りしこと何れの御世
より始まりけんされども神功皇后征韓以來彼土の器財を多く齎し來れば或は尺
度も此時に來りしならんか又應神天皇の朝吳織穴織など來り雄略天皇の朝漢吳
の二工來りしにより何れ工女來らば尺は齎しきたりしならんことに雄略天皇の
朝は大に建築術に意を用ゐ給ひ鬪鷄御田（ツゲノミタ）、猪名部眞根（ヰナベマネ）の如き良工もありければ必
ず尺度なくては不便ならん故にこれ等を以て考ふれば高麗尺支那尺渡來して既
に使用せしならん孝德天皇の朝今の曲尺に同じき尺を設られぬこれ所謂令前の
常用尺なり文武天皇の令を定め給ふや凡度十分を寸とし十寸を尺とし一尺二寸
を大尺の一尺とし十尺を一丈とす地を度り銀銅穀を量るには皆大尺（曲尺一尺一寸七分三厘六）を
用ゐ常用には官私悉皆小尺（曲尺九寸七分八厘）を用ゐしめ度量權を用ゐる官司には皆樣を給

せらる樣は銅を以て製す大尺は高麗尺にして當時唐制に據りて度に大小の別は
立給ひしかど度法は從來慣用の高麗尺を以て大尺とし唐の大尺を採りて小尺と
したるまでなり此小尺は曲尺にして大寶より稍長きは歲月を經て訛長したるも
のならん又この小尺の世に存するは東大寺所傳の天平尺（曲尺九寸七分八厘）法隆寺所傳の鏤
牙尺（同上）陸奧國慧日寺所傳の鏤牙尺（曲尺九寸八分二厘）なり又この大尺即高麗尺は中古竹量と
稱して用ゐしが近世に至り遂に吳服尺とはなりぬ元明天皇和銅六年度量衡の改
制あり從前の大尺高麗尺を廢し唐の大小尺を用ゐて其大尺（曲尺九寸七分八厘）を常用と度地
とに用ゐ小尺（曲尺八寸一分五厘）は晷景（ヒカゲ）を測り湯藥を合するにのみ用ゐしめらる和銅小尺の
今世に殘りたるは高野尺（曲尺七寸九分）東寺金蓮院尺（八寸一分強）槇尾尺（八寸二分強）泉涌寺尺（八寸二分）大安
寺尺（八寸三分半）法壽菴尺（八寸三分）等なりとす元正天皇養老四年尺樣を諸國に頒ち給ふこと
見ゆされどもこの頒尺は和銅尺にして別に改まりし所なし
太古量のことをいはずされども稻は必ず束把を以て數へ穀は必ず器ありて其多
少を量りしならん量の史に見えたるは顯宗天皇の朝稻斛に銀錢一文とあるを始

こす此時度量の制ありしにや又漢土の度量を傳へて用ゐたりしにや知るべからず欽明天皇の朝麥種一千斛を以て百濟王に賜ふことあれば既に定制ありしものならんか又舒明天皇の朝始て斗升斤兩を定め給ふ事ものに見ゆこの御宇には大上君御田耜、藥師惠日などを唐に遣し給ふことあるによればこの制は唐制によりて定め給ふものか世に令前の大小量といふは大寶以前に用ゐたる量にて上古より用ゐたるものなりや又舒明天皇の朝より用ゐたるものなりや確かならず法隆寺に太子升こて當時の一斗量こ覺しき（今升五升四合弱）ものあり又寧樂の南圓堂に布施升あり其容全く法隆寺太子升に同じこいふされば是令前の一升量なるべし（令前大量今升五合八夕四四小量今升一合九夕四八こ定めたるは橫山由清の說に從ふ）崇峻天皇の朝權衡を吳國より傳へし以來權衡によりて量法を定め穀は大一斤（百六十目）を一升（今升五合八夕四四）こし大十斤を一斗こし頴は大一斤の穀を得べき量を一把こし大十斤の穀を得べき量を一束こしそれを稻一斤こいふ法隆寺に度量貳拾衡ある由ものに見ゆるはこの稻量をいふなり伊勢の神嘗祭に懸稅（カケチカラノイチ）稻こいふものあるに思ひ合すればいよ〳〵明かなる事ならん文武天皇の令を制し

給ふや量十合を升こし（今升一升九合八夕）三升を大升こし十升を斗こし十斗を斛こすこありて專ら唐制に倣ひ給ひしものこ思はる（今升に比較したる量は橫山由清の說に從ふ）今日現存する古器中此升に稍近きは法隆寺銅製の釣升にて銘に重大廿六斤受一石四斗こあるものにて今升の六斗四升九合許を容る此一升は即四合六勺三撮五抄餘にあたればなり又元明天皇和銅六年量衡の制を改め令前の制に復し給へり

權衡の始さだかならず崇峻天皇の朝上毛野久比を吳國に遣されしが歸朝の時彼より齎したる種々の物を獻ぜし中に吳權ありしをしろしめさずして問はせ給ふに吳國にて萬物を懸定めて交易をなさしむるものにて名を波賀理こいふよし奏せしを始こす舒明天皇の朝斗升斤兩を定め給ひしは唐制に據り給ひしものならんか文武天皇の令を定め給ふや權衡は廿四銖（一銖四分一厘六六）を兩（十匁）こし三兩を大兩こし十六兩を斤（百六十匁世に唐目こいふ）こし銀銅穀を量るには大稱を用ゐしめらるこれ專ら唐制に據り給ひしものこ思はる（舊唐書に開元通寶錢重二銖四絫積十文重一兩一千文重六斤四兩こ見えたるに由り今開元錢を以て量るに其重八九分より一匁一二分に至る依て一錢を以て今秤の一匁こ定めて唐の權衡を量れり右橫山由清の說に從ふ）元明天皇和銅六年の改正には又大化以前の舊に復し給へり令の量目

この比較は東大寺正倉院に傳ふる所の銀壺（天平神護三年 重五十五斤）銀臺（重大十二斤）其他銅鉢臺、銅皿、八角鏡、花盤などの款識に其量を記したるに法隆寺に傳ふる所の沈水香に其量を墨書したるに據てこれを知れり（大稱、鉄四分六厘七八兩十一匁二分 五厘斤百八十匁 世に大和目と云ふ）聖武天皇の皇后安宿媛（アスカ）の其父不比等の家におはしゝ時支那より得たる稱尺を以て市に入りその使用法を教へ給ひしことみゆされば寧樂朝に至りても尚稱尺を用ゐるに馴ざりしにや又支那より得たる稱尺といふは今何樣のものなるを知らず法隆寺に吳量、福量、俵量などあり東大寺に吳斤定などいふものあるを見れば當時くさ〴〵の權衡ありしなるべし（日本書紀、續日本紀、令義解、新撰姓氏錄、大神宮儀式帳、法隆寺資財帳、東大寺繪要錄、一代要記、扶桑略記、法隆寺寶物考證、古今要覽稿、田令圖解抄、地方新書、上古度量權衡考、本朝度量衡略說）

第四章　賣買、貸借、質擧に關する法制

賣買の道未だ開けざる時代に在ては其所謂賣買とは物と物との交換に過ぎざることなるが我邦にても古へは貨幣の鑄造乏しかりし故往々物と物との交換をなし後世に至るもなほこの慣習を脫せざりき

顯宗天皇の朝百姓殷富稻斛銀錢一文とあるに依ればはや既に貨幣を使用したるものゝ如しされどこの以前我邦にて鑄錢の事ものに見えざれば或は外國より輸入し來りたるものにはあらさるか齊明天皇の朝高勾麗人が熊皮一枚價綿六十斤といひしが如きは正しく物と物との交換なりき天武天皇の朝銀銅錢を用ゐたることを見え持統天皇の朝鑄錢司を拜するもの見ゆ又元明天皇の朝和銅二年交關雜物價錢四文以上は銀錢を用ゐしめ給ひ又同じき四年穀六升を以て錢一文に充て交換せしめ給ひ又同じき五年諸國送る所の調庸物を錢に換さしめ錢五文を以て布一常に準じ給ふなど專ら錢貨の用を知らしめ給ひしかごなほ錢貨の少きにや蓄錢の多少により位を授け給ひき又同じき六年土地を賣買するに錢を以て價となし他物を以て賣買の媒介物となしたるものありしなるべしなほこの後も他物を以て賣買したることは天平勝寶七年東大寺越前桑原莊券、天平神護二年伊何我部廣麿が解文に土地の價を稻何束としるしたるにて知るべし

土地にまれ物件にまれ自由に賣買することを聽されしも獨僧尼はこの權利を有せざりきされど和銅六年以來屢寺家に於いて田園を買收することを禁ぜられしを見れば當時佛法盛にして禁令を犯すに至りしものならんか凡家長あらば其子孫弟姪等輙く奴婢、雜畜、田宅及この他の財物を私に賣ることを得ず奴婢の賣買は皆本部の官司を經て立券せしむることなほ土地の賣買に於けるが如し馬牛は只保證を立て私券を取るまでにて官司を經ず此他の物件は別に制限する所なし奴婢、馬牛を買ひ立券の後始て舊病あることを知るときは三日内に賣主に返すことを得せしむ賣主に於いて無病なりと欺きたるものは市法によりて罰せらる直半分を渡し財物燒亡したる時は所謂水火損敗の類にて賣主其償の責に任ぜず又直半分を渡し本主死亡したる時は其親に對して契約を履行せしむべし若し親なきときは其殘直をいだし四隣五保に付して功德を營ましむる等なり

孝德天皇の大化改新の詔により班田の法を施し給ひしより土地の賣買は一般に禁ぜられしど雖もなほ私墾の土地に至りては自由に賣買を聽されしものゝ如し凡大化より五十六年を經て文武天皇の大寶に至り田令を以て土地に關する制度を定め給ひき

凡宅地田園を賣買するには皆所部の官司を經て申牒したる後聽さるゝものとす只其倉屋は證據分明なるを要するまでにて官司を經るに及ばず直半分を渡し宅地燒亡したる時は賣主に於いて其責を負はず蓋し損益相半すればなり土地の賣買は物件と違ひ最も丁重なる取扱を要する者にて所謂國判立券にして三通を要し一通は國に留め一通は郡に留め一通は買主に留むること天平寶字元年十市郡司解に見ゆ又沽券には四至、面積、代價等を詳記し且保證人を立つることにて天平勝寶三年栢植鄉長解文には鄉長、證人、筆取、稅長などの名さへ見えたりされば後世の僅に私券を作りて賣買したる比にはあらざるなり

往古の券契には今日用ゐる所の實印の如きものを用ゐしや當時と雖も印章はあれど今日の如く一般に用ゐるものにあらずして印章に官印私印の別ありて私印は官許を得て用ゐしものと覺ゆそは惠美押勝に惠美家の印を聽すことあるにて知

るべし天平寶字年間の東大寺文書中に生江息島畫師池守が姓名の印調足麿の名印なざあれど券契に用ゐたるものにあらず券契は大抵草名若くは押字なりき天平勝寶三年柘植郷長解文には田主敢臣安萬呂が下に左手の食指を以て押したりそは戸令に字を解せざるものは指を畫して記こ爲よこあるものにて後世の拇印はこれらの變じたるにはあらざるか又券契を呼びて手形こいふも掌を押して證左こせしよりの名なりこいふ寧樂朝よりはやゝ後の事なれど伊都内親王の御願文後白河天皇の御起請文などには御掌を朱に浸して所々に押し給ふものありさればこれより以前にもかゝる例ありしにや（日本書紀、續日本紀、令義解、東大寺小櫃文書、法書至要抄、物價通考、和訓栞、私印押字淵革）

既に賣買の道ありて有無相通ずこ雖も亦一時互に融通して用を辨ずるの道なかるべからずこゝに於いてか貸借の事起れり往古は借貸、出擧自ら別ありて本を徴し利子を要せざるものを借貸こいひ本利共に徴するを出擧こいふ出擧は本をいだして利を收むるの義なり出擧に又公私の二種ありて公出擧こは錢穀をいだして公用を資くる租稅の屬をいふされこも其始は賑恤に出たるや明かなり故に

天武天皇の朝貧富の度によりて天下の戸を三等に分ち給ひ中戸以下に貸して上戸に及ぼし給はざるを以て知るべし本書に於いては公出擧の事をいはず專ら私出擧の事に就いて陳ぶべし

上古既に貸借の事行れたるべけれこも史に顯はるゝもの甚少しされこも持統天皇の時詔して凡貧債者乙酉年より以前のものは利を收むるなかれ若し既に身を役したるものは利を役するを得ずこあるによれば當時貸借の事盛に行れしが如し文武天皇の朝豊後國宮子郡の少領膳臣廣國が八兩の綿を貸して十兩に倍し或は小斤の稻を貸して大斤に取ること見え又信濃國小縣郡跡目の里人他田舍人蝦夷は貸付の時輕斤を用ゐ徴納の日は重斤を用ゐるなざの事見え孝謙天皇の朝大安寺僧辨宗が大修陁羅供の錢を借たる事見え又寧樂の京に一大僧某あり錢を貸して其子を養ひしこと見ゆされば金錢を貸して營業こしたるものありしなるべし私稻出擧に關しては元明天皇和銅年中半利に過ぐることを得ざる旨令し給ひしが聖武天皇天平九年に至り遂に禁斷し給ふに至れりこは王臣等私稻を貯蓄し

百姓に出擧して利を求むるより無智の愚民後害を顧みず妄に私稻を借入れ遂に貧困に逼り父子兄弟流離するに至れるが故なり當時稻を出擧して利を貪りたるもの多きことを知るべし

文武天皇の令を制し給ふに及びて貸債の事は總て刑部省に於いてこれを管し當時貸借の物品は土地、家屋、奴婢、馬牛、金穀等にして何人と雖も自由に物を貸借する事を聽されしも只官人は所部の人より借ることを禁じ又僧尼は私財をいだして人に貸し與へ利子を收むることを禁ぜらる凡公私財物を以て出擧するものは私契に任せて官司を經ず六十日毎に利を取り八分の一に過ぐることを得ず四百八十日を過ぐるも尙一倍に過ぐることを得ず家資盡るものは身を役して償はしむ利を廻して本となすべからずもし法に違ひて利を責め或は契外に掣奪し及出息の債にあらざるものは官に於いてこれを處分す稻を以て出擧せば一年を以てかぎりとすべし私契を以て利を取ること制限に過ぐるものは糺告人に任せ利物幷に糺人に賞す皇親及五位以上の者と雖も鄉里に於いて出擧するは制外なりと

す借物燒亡するも所謂水火損敗にて辨償の責に任ぜず强盜に奪取せられし時も亦同し竊盜に遭ひて借物を失ふことは其責に任ずべし借物を毀棄せば官私を論ぜず一時の誤に出づるも辨償すべし借用の牛馬理を以て死したるの證據分明なるときは償ふの責なし物を還す時に至て其價借りし時に比するに低昂あるも借りしときの價に依るべし券契に載する所もし一時の過誤に出たるときは其文を執りて證とすることを得ず負債人逃避し若くは身死するも保人に於いて代償すべし情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし

一人のものあり又連帶のものあり利子は一貫文に付月別百三十文より百五十文までの間とし期限は一月より二月までの間にて往々某給料受取のごき返却すべしなどの條件を付したるものありされど賃券に比すれば稍短きも如し大抵證人を付したるも中には付せざるものあり且證人償人相通じて用ゐたるものなり

東大寺正倉院古文書中實際に行はれし金銀貸借の券に就いて當時の狀を見るに負債主

土地貸借のものに見えたるは孝德天皇の朝水陸を占有して私地となし百姓に賣り與へて年に其價を索ることを禁ずることを始とす土地の貸借も亦大寶令に至りて賣租田の事を定めて大に其制度を明かにすることを得たり賃租田とは春直を取りて賣り與へ秋に至り稻を輸さしむるものをいふ公田は國司其鄉土の沽價賃租に

隨ひてこれを賣り其價を太政官に送り雜用に充てしむ私田は所部の官司を經て公田と同じく聽さる賃租田は公私共一年の期限なるに荒廢の田に至ては三年間よく佃るものには官司を經てこれを聽し三年の後主に還さしむ公田は六年の後に至り官に還さしむこれ後世小作人のよりて起る所とす（日本書紀、令義解、類聚國史、續異記、法曹類林、職制律疏、法曹至要抄、續

修東大寺正倉院文書

質舉の事に關してはものに見えたるもの甚少しされど文武天皇の令を制し給ふに及びて始て其制度を明かにすることを得たり

凡家長あらば其子孫弟姪等輙く奴婢、雜畜、田宅及餘の財物を以て私に質舉する事を得ず質舉は私契を作り官司を經るに及ばず六十日毎に利を取り八分の一に過ぐることを得ず四百八十日を過ぐるも尚一倍に過ぐることを得ず家資盡るものは身を役して償はしむ利を廻して本となすことを得ず若し違法の利を責め或は契外に掣奪するものは官司に於いて處分するものとす質は物主に對するにあらざれば輙く賣ること能はず若し利を計るに本に過ぐるも償はざる時は所司に告

げて賣ることを得若し剩餘あらばこれを物主に還すべし負債者逃避若くは死亡せば保人代償すべし若し保人二人なるときは一人身死するも他の一人にて全償すべきものとす利を取ること制限に過ぐるときは一人にて全償與ふべし情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし又質物燒亡するも所謂水火損敗にて償ふの責なし强盜に奪取せらるゝときも亦これに同じ竊盜に遭ひて失ひたるときは其責を負ふべし

宅地田園を以て質舉することは聖武天皇天平勝寶三年九月四日の格文を以て禁斷し給ひしこと雖も往々この禁制を犯して宅地田園を質舉したることは東大寺正倉院古文書中寶龜年間の質券に多く見ゆればなりなほ甚しきに至ては口分田すら質舉したるものあるに至れり

ものあり利子は一貫文に付月別百三十文より百五十文の間を取れり期限は二月より三月の間にして往々布施料或は某給料受取の時返却すべしなどの條件を付したるものあり土地家屋の賃入證券には家屋の間數土地の所在等を明記せり大抵證人を立たるも其員數に至ては一人のものあり又連帶のものありて一樣ならず且償人の名見ゆるは證人にしてこれ保人代償の責を帶びしものならんか

（東大寺正倉院中に現存する寶龜年間の質券に就いて當時民間にて質舉せし實際の有樣を見るに凡土地、家屋、布の類を以て質物とし賃入主一人のものあり又連帶のもの

續日本紀、令義解、法曹至要抄、裁判至要抄、續修東大寺正倉院文書

第五章　内地交通の概略

太古伊弉諾尊の下土を經營し給ふや葦船、磐櫲樟船あり素盞嗚尊の韓地に往來し給ふや浮寶ありて舟檝の利を說き杉と櫲樟（クス）とを植ゑて其用に供せらる浮寶は即船なり其後熊野諸手船、天鳥船、無目堅間小船等の制あり大己貴尊の天下を經營し給ふや磐石草木を掃ひて道路を拓き又岐神（フナトノカミ）を薦めて道路の事を主らしめ給ひき神武天皇の東征し給ふや國神珍彥（ウツヒコ）を嚮導とし其經由し給ふ所速吸之門（豐後）筑紫岡水門（筑前）難波碕（攝津浪速又作浪華）河内白肩津、茅渟山城水門（以上河内）雄水門（和泉）熊野荒坂津（紀伊）等あり皆當時の通津なるべし又皇軍の中州に赴くや大伴氏の祖日臣命大來目を率ゐて山を穿ち險を踰えて始て兎田路を開くよりて日臣命の功を嘉して名を道臣と賜ふ都を大倭に奠め給ふに及びて大倭、河内等九國の國造を置き縣主を定め給ひき崇神天皇の朝詔して船舶の要を諭し諸國をして始て韓製の船舶を造らしめらる又北陸、東海、西道、丹波の四道に將軍を遣し四方を綏服せしめことに豐城命をして東國を治めしめ知々夫（氏藏）科野（信濃）等十一國の國造を置き給ひて海陸行旅の便稍

開けたるが如し景行天皇筑紫諸國を巡行し日本武尊をして東夷を征服せしめ給ひ天皇又七十七王を諸國に分封して其國にゆかしめ給ひき此時既に國郡の分界ありしものゝ如し成務天皇に至り更に山河を界して國縣を分ち阡陌に從ひて里邑を定め國郡縣邑に造長、稻置を置かる當時定め給ふ所の國造東北は須惠（上總）印（イン）波（下總）新治（ニヒハリ）、筑波（常陸）白河、阿尺（アサカ）（陸奥）等より能等（能登）佐渡西は末羅（マツラ）（肥前）天草（肥後）等に至るまで凡六十三國に至る崇神天皇以來海路益す開け其舟船の往來する所西には播磨に鹿子水門、宇須伎津あり周防に佐婆津、穴門に豐浦津ありて筑紫に至り東には淡水門（アハノミナト）（安房）竹水門（陸奥）ありて蝦夷の境に至る南海に紀伊德勒津（トコロツ）（紀伊）北海に高志和那美（コシワナミ）之水門（越中）角鹿津（越前）等あり其他沿海の國多く津濟を定めて行旅を便す神功皇后の大に舟師を興し給ふや和珥津より直に韓地に達す對馬最も航海の要津なるが故に津島と稱すこれより舟船の往來絕ゆることなし外蕃皆筑紫に輻湊す其要地を那津といふ那津はこれ筑紫の大津なり忍熊王の亂皇后針間吉備の堺に和氣の關を置き其軍を禦がしめらる關を置くこれを始とす應神天皇の朝伊豆に令して船を造らし

めらる其長十丈船成りてこれを海に浮ぶ輕くして疾く馳るが故に其船の名を枯野といふ後朽廢せしかば其船材を以て薪とし鹽を燒きて諸國に賜ひ船を造らしめらる諸國の貢船五百隻武庫の水門に集ふ新羅使館火を失し多く延燒すよりて新羅の使を責む國王懼れて船匠を獻ずこれ猪名部等が始祖なり當時外蕃の朝貢筑紫より東の方海路を取り武庫難波に達す難波實に上國の大津なり故に津の國と稱す仲哀、應神、仁德天皇以下歷世四方を開拓し給ひ繼體天皇に至りて前後定むる所の國造凡百廿五國諸道の脈絡相通じたり道路渡濟の事は道守氏を諸國に置きて道路の事を治めしめ其渡濟は渡子を置き渡守（ワタモリ）氏をしてこれを管せしめらる欽明天皇の朝に至り百濟の使に屢船を賜ひ又王辰爾をして船賦を錄せしめ辰爾を以て船長とし姓を船史と賜ふなどの事あるを見れば當時船舶製造の術進歩したるや明けし孝德天皇大化改新の詔によりて要路要濟渡子の調賦を廢し田地を以て給せられ又始て驛馬、傳馬の法を設けて官使の用に供せらるこゝに於いてか公私旅行の別起る大化二年元興寺僧道登始て山背宇治橋を造るこれより緇流

の徒天下を周遊して橋梁津濟を修め力を濟民の事に用ゐるに至れり齊明天皇の朝阿倍比羅夫舟師七十艘を率ゐて蝦夷を征服し停代、津輕二郡を設け渡島蝦夷を招撫し郡領を後方（シリヘシ）羊蹄に置き遂に蝦夷を嚮導とし舟師二百艘を以て肅愼を擊つこゝに至て蝦夷悉く版圖に入る天武天皇攝津職を難波に置き津務を管せしめ又不破、龍田、大江等の地に關を置かる文武天皇の大寶令を制し給ふや道橋津濟の事は民部省に於いてこれを管し公私舟檝の事は主船司に於いてこれを掌り郵驛公私馬牛の事は兵馬司に於いてこれを掌る共に兵部省に屬す凡津橋道路每年九月半より十月までに修理せしめらる其要路陷壞し水を停め行旅を廢する時などは時月に拘らず修理せしめられきまた要路津濟涉渡に堪へざる處には皆舟を置き津に至る前後に依りて渡らしめらるまた凡諸道を大路（山陽）中路（東海東山）小路（上に擧げたるものゝ外）に分ち三十里每に一驛を置かる若し地勢險阻及水草なき處は便によりて安置し里數を限らず各驛長一人を置きて驛務を掌らしめ驛田を附し其收穫を以て支度に供せらる驛馬、傳馬を給する皆鈴傳符の剋數に依る親王以下各數あり其諸國

に鈴を給する亦定數あり官人傳馬に乘じて出使する時は皆官物を用ゐる位に準じて供給せらる公使驛及傳馬に乘ずるに若し足らざるときは即私馬を以て充てしめらる私行人五位以上驛に投じて止宿するを聽され若し邊遠及村里なき處には初位以上及勳位あるものも亦聽さる凡伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發を三關こし皷吹軍器を設け國司分ちてこれを守れり關門は日出に開き日入に閉づ行人關國に向はんと欲し過所を請ふものあらば本部具に其事及人物名數二通を造りて所司に申送す行人關津を出入する皆人到を以て先後こし停擁するを得ず行人關津を入る皆過所載する所の關名に依らしめらる船筏關を過ぐる亦過所を請ふべし

長門及攝津其餘過所を許す

諸國攝津職太宰府幷道橋郵驛過所公私馬牛等の事を掌る

元明天皇の朝都亭驛を山背相樂郡岡田、綴喜郡山本、河内交野郡楠葉、攝津島上郡大原、島下郡殖村、伊賀阿閉郡新家に置き又大寶二年文武天皇が始て開かしめ給ひし岐蘇道險隘にして民行旅に惱みしかば更に一條の岐蘇路を通ぜしめらる後世舊道を御坂古道といふされども行旅の困難なかりしことは諸國の役民鄉に還るの日食粮絶乏して

多く道路に飢うるものあるより勅して郡稻を割きて別に便地に貯へ役夫の望に從ひて交易せしめられ又行旅の人をして各一囊錢を以て當盧の給こなし永く勞費を省きて往還を便にせしめらる國郡司等をして豪富を募り米を路側に置きて其賣買に任す一年の內米一百斛以上を賣る者には名を以て奏聞せしむなどの事にて想像すべし藥師寺僧行基攝津大輪田泊、和泉神崎泊を築く又山陽、西海、南海三道の舟程を定む禮生泊より韓泊に至る一日行韓泊より魚住泊に至る一日行魚住泊より大輪田泊に至る一日行大輪田泊より河尻に至る一日行こすこれにより大に舟行の便を得しこいふ行基常に道橋を通じて濟度を爲す又山城泉、攝津高瀨、長柄、中河、堀江等の橋を修造す日本書紀、古事記、國造本紀、續日本紀、令義解、新撰姓氏錄、本朝文粹、日次紀、帝王編年記、元亨釋書、行基年譜、宇治橋寺緣起、古京遺文、大和志

第六章　朝鮮の交通　附渤海

朝鮮開國の起原は尤も茫邈にして信ずべからずと雖も其國史によれば支那唐堯の時神人太白山の檀木の下に降る國人立てゝ君こなすこれを檀君こいふ國號を

朝鮮と稱し平壤に都すその後殷の紂王の亡ぶるや箕子五千人を率ゐて朝鮮に避け平壤に都し國民に禮義田蠶織作を敎へ朝鮮こゝにおいて始て興る四十代の孫否秦に屬せしが其子準に至り燕人衞滿の爲に逐はる衞滿の孫右渠漢の命に從はず武帝の爲に亡さる武帝其地を分ちて四郡をおく（樂浪、臨屯、玄菟、眞蕃）照帝に至り併せて二郡となし都督府を置くこれよりさき箕準の衞滿に逐はるゝや海を渡りて金馬郡（全羅道益山郡）に入り韓王と稱すこれを馬韓といふ辰韓、弁韓（弁辰又卞韓とも云）を併せて三韓と稱す漢宣帝の時赫居世辰弁諸部を征服して新羅と號す（朴氏は赫居世を始祖とし漢宣帝の時に起り昔氏は脫解を始祖とし漢明帝の時に起り金氏は奈勿を始祖とし晉穆帝の時に起れりこれを新羅の三姓といふ）また漢元帝の時朱蒙靺鞨より起りて平壤に據り高勾麗と稱す朱蒙の子温祚また別に一國を立つこれを百濟といふ朝鮮は獨支那人の北部より入こみて殖民せしのみならず素盞嗚尊、稻飯命など新羅へ渡り給ひし事我國史にみゆれば太古既に我邦人の東南部へ入こみて殖民せしや明かなり（太古素盞嗚尊其子五十猛神を率ゐて新羅國に到り曾尸茂梨の地に居まし後出雲國へ還り給ふといふ高麗曲に蘇志摩利といふものあり彼邦人の說によれば開祖檀君蘇志摩利の地にて急雨に逢ひたる時の容を學びつるものなりとぞされば檀君は素盞嗚尊にはあらざるか又彼邦の古書に耽羅初人あらず神靈和氣を下し神人化生す高乙那、良乙那、夫乙那といふ日本國主其三女を遣し配す乘るに全木船を以てし兼て五穀牛馬を備ふ今出雲國仁田郡に伊我多氣社あり五十猛神を祭る和氣は五十猛神ににあらざるか）降て崇神天皇六十五年大

伽耶より使者蘇那曷叱智等を遣して朝貢すこれより大伽耶の王子阿羅斯（アラシト）等新羅の王子天日槍等來朝せしがことに阿羅斯等の如きは崇神天皇の聖德をしたひ遙々國をいでしも道に迷ひて垂仁天皇の時に至り來朝せしかば天皇其志を憐み先帝の御名をとりて彌摩那（ミマナ）國の號を賜ひき神功皇后の新羅を征し給ふや高勾麗、百濟の二王來りて降を乞ひしかば遂に西蕃の爲に內官家を定め給ひき垂仁天皇の朝以來日本府を任那（ミマナ）に置き韓土を控制すること殆ど附庸國に於けるが如し彼朝貢を怠れば兵を發してこれを討し表文無禮なればこれを却く加之孝德天皇の朝新羅の朝貢使唐服を着て來朝すれば恣に俗を變ゆるを責めて入京を禁じ給ひ聖武天皇の朝新羅の朝貢使來り國名を改めて王城國と稱すれば勅して使者を責め其貢を却けしめ給ひしが如き國權を張るに足れり故に朝鮮の交通は對等國の關係にあらずして附庸國の關係なるを知るべし我邦の朝鮮半島を征服せし以來彼より學術工藝を輸入して我邦の文明を助けたること最も多しこれ朝鮮の地境支那に接近して我よりさきに支那の文物を輸入したるが故なり應神天皇の朝阿（ア）

直岐王仁（テヽワニ）來朝して儒學を傳へ繼體天皇の朝五經博士段楊爾來朝し推古天皇の朝僧觀勒、僧曇徵の徒來朝したるが如き我邦の文學上に著しき進歩を與へたるものなるべし（日本工業史を參觀すべし）雄略天皇の昆支王第二子末多を寵愛し給ひて百濟王の位に即かしめ給ひたるが如き天智天皇の唐兵の百濟を侵すに當り阿曇比羅夫連（アヅミノヒラフノムラジ）等を遣してこれを救ひ給ひ百濟王子豐璋を護送して位に即かしめ給ひしが如きは大に恩威を施して韓人を悦服せしむるに足れりされども彼常に我隙を窺ひたりしことは仁德天皇の朝高勾麗より鐵的、鐵盾を獻じ欽明天皇の朝高勾麗また表文を烏羽に書して獻ぜしが如きは皆兒戲に類すと雖も我邦の人智開發の度を暗に試みたるが如し唐の高宗の高勾麗、百濟を滅すや其地悉く新羅に入るこゝにおいて高勾麗は廿八王七百五年百濟は卅王六百七十八年にして亡ぶ唐新羅に鷄林州大都督府を置き王を以て大都督となす故に新羅獨社稷を保つことを得たりこれより韓國の交通漸く疎にして唐の交通年を逐うて開くるに至れり

新羅統一の後北方に國を立つるものありこれを渤海といふ渤海は本栗末靺鞨に

して祚榮の父乞乞仲像保の時長白山の東に據りてやゝ勢を得しが大氏祚榮に至り驍勇にして騎射をよくし衆の爲に崇拜せらる高勾麗の亡ぶるや其餘衆逃れてこれに投ずこゝにおいて祚榮自ら震國王と稱し諸郡を蠶食して威武大に振ふ我元明天皇和銅六年唐睿宗封じて渤海郡王とすこれより靺鞨の號を去りて專ら渤海と稱す我元正天皇養老三年祚榮死し子武藝立つ武藝明君にして益す疆域を開き其地南は新羅に接し東は海を窮め西は契丹にして五京十五府六十二州あり肅愼、獩貊、沃沮、高勾麗、扶餘、挹婁、卒賓、拂涅、鐵利、越喜の故地を併有しまた學生を唐に遣して文物制度を學ばしめ政府の組織は大抵唐制を模擬せしといふ聖武天皇の神龜四年其臣寧遠將軍高仁義等廿四人を遣して來朝す海上途を失し蝦夷の境にいたり高仁義等十六人殺され首領高齊德等八人僅に身を脱して出羽に達す朝廷使を遣し迎へて京師に入る天皇大極殿に御し渤海使の朝賀を受け從六位下引田虫麿を以て送使となし璽書を渤海王に賜ふこれを渤海の我邦に通ずる始とす當時韓人の來朝するや武庫難波の使館におきて饗應するを常とす欽明天皇の

朝高勾麗の使人の爲に山背相樂郡に新館を造りたるが如きは例外なりとす朝鮮の航路は難波津を發し博多津に泊し肥前の埴嘉島に至りこれより道を壹岐、對馬に取りて彼に達す支那行に比すれば遭難に罹るもの少しと雖も船舶脆弱にして往々覆沒の禍を免れざりしが如し孝謙天皇の朝能登船名の高勾麗へ航するや其歸朝の日に當り風波暴惡にして海中に蕩ひしとき船靈に祈りて曰く幸に平安にして國に到らば朝廷に請ひて酬るに錦冠を以てせんと果して其事の如く平安に歸朝せしかば朝廷これに錦冠を與へ從五位下を授け給ひきこの一事にても當時航路の艱難おもひやるべし古事記、日本書紀、續日本紀、出雲風土記、新撰姓氏錄、鹽尻、中外經緯傳、甲子夜話、東國通鑑、東國史略、朝鮮史略、三國史略、朝鮮八域志

第七章　支那の交通

我邦の支那と相通ずるや其始詳ならず垂仁天皇八十六年筑前伊覩（イト）國造私に漢に通じ土物を贈る光武授くるに印綬を以てす天明四年筑前志賀島の石窟より漢委奴國王と銘したる黃金蛇紐の印を獲たりこれ漢時授る所のものならんか或はいふこゝに伊覩國

遣と稱するものに垂仁天皇九十年二月常世國に遣して非時香菓を求めしめ給ひし田道間守にはあらざるか其後景行天皇の朝漢に通ぜしものありこと雖も皆筑紫人民の私交に過ざりき雄略天皇六年吳國の使人來朝し八年身狹（ムサ）青檜隈（ノアヲヒクマ）博德（ハカトコ）等を吳に遣さるこれを朝廷遣使の始とすこれより朝廷屢吳國へ使を遣されたりき當時吳と稱するは皆六朝をいふ推古天皇の朝大禮小野妹子を隋に遣さるゝや隋主妹子の還るに及で斐世清等をして送て來らしむ朝廷爲に新館を難波に築き難波吉士雄成を筑紫に遣してこれを迎へ厚く遇し給ひしは支那交通の頻繁に赴きしこれを端緒とす幾もなくして隋主其臣に殺され國滅びて唐これに代る舒明天皇の朝大仁犬上御田鍬（ミタスキ）、大仁藥師惠日を唐に遣さるこれ遣唐使の始にして唐又高表仁をして御田鍬を送て來らしむこれより歷朝遣唐使を出すこと、なりぬ遣唐使の派遣は留學生、學問僧を送りて我邦の文學宗教を開發せしむる目的にありしが果して其効ありて文學上に名を揚げしものは大むね其徒なりき高向玄（クロ）理（マサ）、下道眞備、僧請安、僧道昭、安部仲麿の如きこれなり獨仲麿唐に留りて還らず官左散騎常侍安南都護に至るその才學を知るべし當時遣唐使の大任を拜するもの

も亦一世の人物にして我國光を發揚せしむるに足るもの多しここに粟田眞人が則天武氏に謁するや自ら儀容備りて君子國の使臣たるを表したるが如き藤原清河の玄宗に謁するや其趨揖自ら異なるを感じ畫工に命じて其容貌を圖せしめしが如き千古の佳話となりたるのみならず幾分か我邦の品位を高からしめたるものといふべし遣唐使の發するや船舶脆弱にして風浪を凌ぐに堪へず順風を待て纜を解くを常とす舒明天皇の朝始て遣唐使を遣されしより寧樂朝の末に至るまで凡十一回にして或は覆沒し或は漂流したるもの實に五回の多きに達せり當時使臣の危險なること知るべし坂合部石布（イハシキ）の如き爾加（ニカイ）委島に漂流して賊の爲に殺され清河の安南に漂着して從者悉く賊の爲に殺され僅に仲麿と免れたるが如き今なほ人をして戰慄せしむ故に朝廷にてもこれを重んじ發するに臨み節刀を授け給ひ神祇に遣唐使の平安を祈らしめ給ひしなど專ら其無事ならんことを望み給ひ其歸朝するや官位を陞せて旅情を慰め給ひき聖武天皇の唐船四艘を造らしめ給ひしより遣唐常に四艘を以て渡航することゝなりぬ當時官船の遠洋を航す

るもの唯この四隻あるのみ屢遣唐使の漂流するを以て太宰大貳小野朝臣老南島に人を遣し牌をたて牌毎に島名及津船路程を書して漂船の向ふ所を知らしむ遣唐使の航路を取る先づ難波のみつの碕を發し博多津に舶しそれより肥前松浦郡値嘉島に會す嶋に二港あり一を相子田泊といひ船二十餘艘を容る一を川原浦といひ船十餘艘を容る川原浦の西より旻樂崎に到り纜を解き西馳するを常とすされごも往々漂流の禍を免れざるが故に路を韓地に取りてゆくものあるに至れり

日本書紀、續日本紀、肥前風土記、萬葉集、後漢金印略考、中外經緯傳、後漢書

第二編　平安朝より王朝の末に至る

第八章　京師市街の制幷に市制

桓文天皇延暦十二年都を山城國葛野郡宇太村に遷し給ひ明る十三年東西市をも新京に遷し且廛舍を造り市人を遷し給ひき宮闕堂宇の盛なるはいふまでもなく京師市街の制も亦大に備れり仁明天皇の承知年中衛府の軍人が市中に入りて強買し爲に市廛を荒廢せしめたるが如き或は又清和天皇の貞觀年中市人が王臣家に屬し高家從者と稱して市司の命を用ゐざるが如き事ありと雖もこれを要するに寧樂東西市の制度に比すれば大に勝りたるなるべし

市制の事は既に嵯峨天皇の御宇弘仁格式中に規定し給ひしを醍醐天皇に至り更に延喜式を編成せしめ給ひ京師市街の制益す備れり凡一條の內四坊あり一坊の內に十六町あり十六町の內に四保あり一保の內に四行あり一行の內に八門あり一門長十丈弘五丈をいふ京程南北一千七百十三丈北極幷次四大路廣各十丈宮城

南大路十七丈次六大路各八丈南極大路十二丈羅城外二丈路廣十丈小路廿六廣各四丈町卅八各四十丈東西一千五百八丈朱雀大路中央より東極外畔に至る七百五十四丈朱雀大路半廣十四丈次一大路十丈次一大路十二丈次二大路各八丈東極大路十丈小路十二各四丈町十六各四十丈右京も亦此に准す東西京合て七十二坊、三百保、一千二百六十町ありすべて朱雀通を中央と定めこれより以東を左京（洛陽城と號す）こし左京職これを掌りこれより以西を右京（長安城と號す）こし右京職これを掌る一保に刀禰一人を置く一坊に長一人あり又一條に令一人あり坊令、條令ともいふそは四坊を掌る故に坊令こいひ四坊は一條なるが故に條令ともいふなり左右兩京の警察は嵯峨天皇の御宇檢非違使を置かれ衛府官人を以てこれに任じ彈正臺と其職權を同じくせしめられしが其後後一條天皇寬仁年中條毎に道守舍を造りて市街を守衛せしめらる蓋し當時市街警察の制弛廢し盜賊橫行し火を放ち人を刼すを以てなり

一門圖

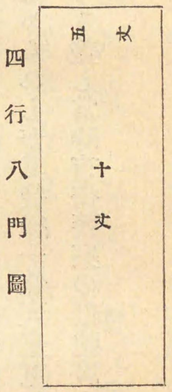

四行八門圖

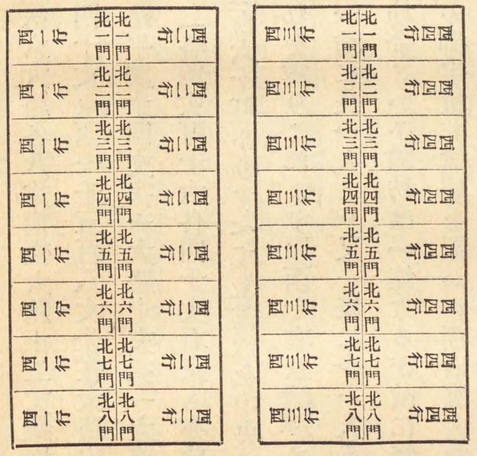

保坊圖

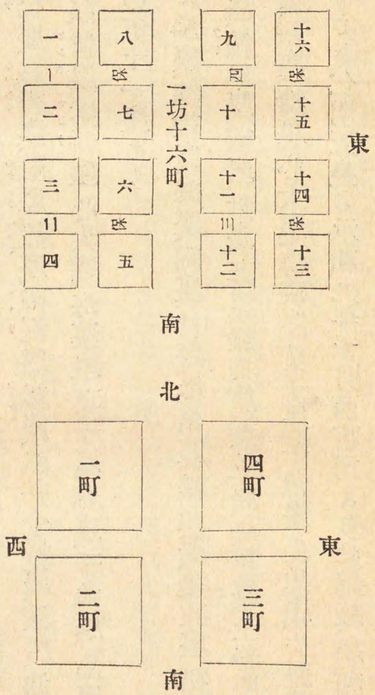

京師の東西市は別に一郭をなし市門を設け執鑰二人ありて其開閉を掌らしむ毎月十五日以前は東市に集り十六日以後は西市に集り半月毎に交代して開かしむ市司は毎月沽價帳三通を勘造して京職に進む故に沽價の外妄に物の價を增すことを禁ずまた六衞府舍人等は劍を帶びて市に入ることを禁ぜらるこの他塵毎に

牓を立て號を題すること幷に皇親及五位以上の官人は家人奴婢等を遣して物を
興販することを禁ずる等大抵大寶令に同じすべて市内は市司にて取締をなすの
みならず毎日彈正臺の官人出張して非違を糺彈せり
東市には東絁麈、羅麈、絲麈、錦麈、幞頭(カブリ)麈、巾子麈、縫衣麈、帶麈、紵(カラムシ)麈、布麈、苧麈、木綿
麈、櫛麈、針麈、沓麈、菲(クサグツ)麈、筆麈、墨麈、丹麈、珠麈、玉麈、藥麈、太刀麈、弓麈、箭麈、兵具麈、
香麈、鞍橋(クラホネ)麈、鞍褥(クラシキ)麈、鞿(シタクラ)麈、鐙(アブミ)麈、障泥(アヲリ)麈、鞦(シリカキ)麈、鐵幷金器麈、漆麈、油麈、染革麈、米麈、木
器麈、鹽麈、醬(ヒシホ)麈、索餅(マカリ)麈、心太麈、海藻麈、菓子麈、蒜麈、干魚麈、馬麈、生魚麈、海菜麈、
麥麈等の五十一麈あり
西市には絹麈、錦綾麈、絲麈、綿麈、紗麈、橡帛麈、幞頭麈、縫衣麈、裙麈、帶幡麈、紵麈、調
布麈、麻麈、續麻(ウミヲ)麈、櫛麈、針麈、菲麈、雜染麈、蓑笠麈、染草麈、土器麈、油麈、米麈、鹽麈、
未醬(ミソ)麈、索餅麈、糠麈、心太麈、海藻麈、菓子麈、干魚麈、生魚麈、牛麈等の三十三麈あり」
これよりさき仁明天皇の承和九年十月西市司よりは錦綾、絹、調布、絲、綿、紵、染物、
縫衣、續麻、針、櫛、染草、帶、幡、油、土器、絹冠、牛等の類は承和二年九月の勅によりて

西市に於いて販賣すべきこと明かなりと云ひ東市司よりは弘仁十一年四月の式
に件等の色物は兩市與に販賣すべしといひて紛爭したりしが遂に西市司の言を
可とせられたりき然るに延喜式にてはこれらの弊を矯正して兩市互に通賣すべ
きものを定め給ふに至れり又後世商法が物品を以て屋號とするは是等麈名より
出たるものなるべし平安城を置れしより以來東京のみ榮えて西京の榮えざりし
事は圓融天皇天元五年慶保胤が作りし池亭記に西京人家漸く稀れにして殆ど幽
墟に幾し人あれども去て來るなし屋は壞るゝも造るものなしなどいへるにて思
ひやるべしされば西市の衰へたるも理りありといふべし
後白河天皇に至り保元の亂あり續いて二條天皇に至り又平治の亂あり久しく太
平に浴せし京師市人の夢を破りしより壽永の末に至るまで屢戰亂ありて商業頓
に衰へたるなるべし加之天災うちつゞきて治承元年四月大火あり樋口富小路より
起り凡百八十餘町を燒失す養和元年には大風雨大水などつゞきて五穀みのらず
天下饑饉し自ら家を毀ちて市に出てこれを賣るに一人が持て出たる直なほ一日

の命をさゝふるに及ばず甚しきに至りては古寺に至りて佛を盜み堂の物の具を破り取りて鬻ぐものあるに至れり四五兩月のほど京中死するもの四萬二千三百餘人に及ぶといふされば商業の事問はずして知るべきなり又商沽の法も亂れたりと思ふは治承年中商賣の輩市塵雜物沽價の法に從はずして違犯せしかば檢非違使等をして五箇日一度番を分て東西市に向ひ違法を勘糺せしめられき當時市場には一般に市姫といへる神あり或は云ふ市姫は延曆十四年贈相國冬嗣が東市屋に宗像大神を祀りて守護神となすに始まると高倉天皇治承四年六月平清盛都を攝津福原に遷すこれより公卿殿上人家を毀ちて筏を組み或は舟に積て漕ぎ下り平安の都は日に隨て荒行けりされど新都も亦十月に至り平安に復せしかば京師の商沽は新舊兩都の間に彷徨して幾多の財産を失ひたりきかゝる折柄又々壽永元年天下饑饉し京中の人家を壞ちて沽却し殆と人家なし使廳に命せてこれを制止すれどきかず天下既に痲の如く亂れ壽永二年源義仲北越を風靡して京師に入り其徒市街を狼藉し全都の衰頽こゝに至て極れり

日本後紀、類聚三代格、弘仁式、延喜式、朝野群載、拾芥抄、百練抄、小右記、方丈

伴大納言繪詞

行商

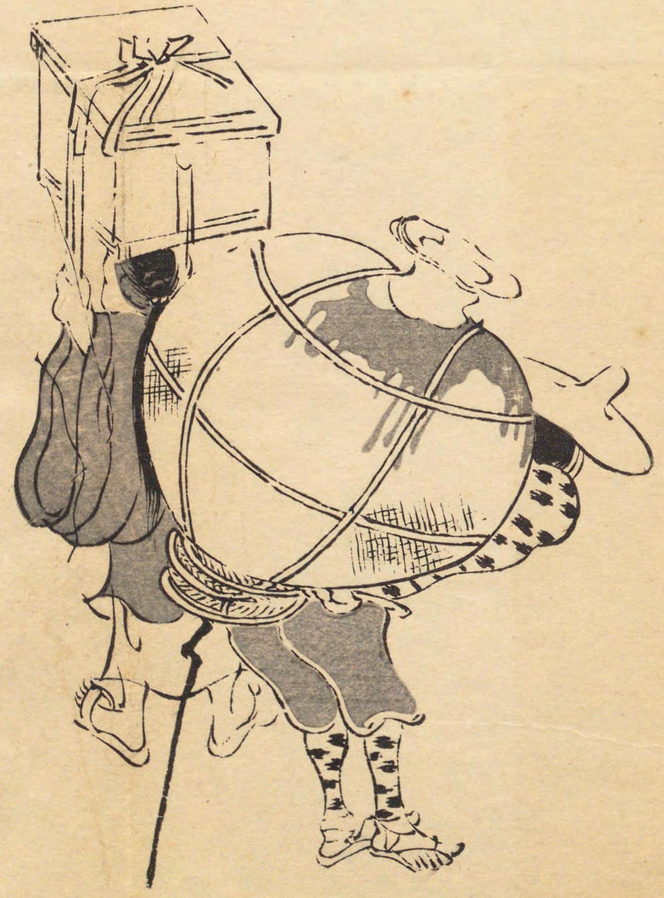

法隆寺所蔵
扇面法華経

記、清獅眼抄、職原抄、金光寺緣起、源平盛衰記、保暦間記、田制私考

第九章　内地商業の概略

賣買の物品を陳列する所を肆（イチクラ）といひ貨物を置きて賣買する舍を店家（タナヤ）といふ即東西の町是なり既に前期に於いてこれらのものを見たりしが尙この外海舶輻湊の地に貨物を停めおき其物を賣りて賃を取る所の者ありこれを邸家（ヤシキヤ）といふつやは津屋の義なりこの津屋一轉して遂に後世の問屋となれり或は云ふつやはつどひやの義なりと又市中の店は棚に物を陳列して賣りたるが故に後世店を稱して棚といふ又行商は朝とくより起いでゝ賣物を名のりあるくといふ古へより細民商業の苦心如此もの歟又食物等を入たる桶櫃を頭に戴きて賣りあるくものありこれを裨販（ヒサギ）といふひさぎめは提賣の義にして男女に通ずる名なりと雖も販女販婦は販婦のみに限らず當時の風習と見ゆ

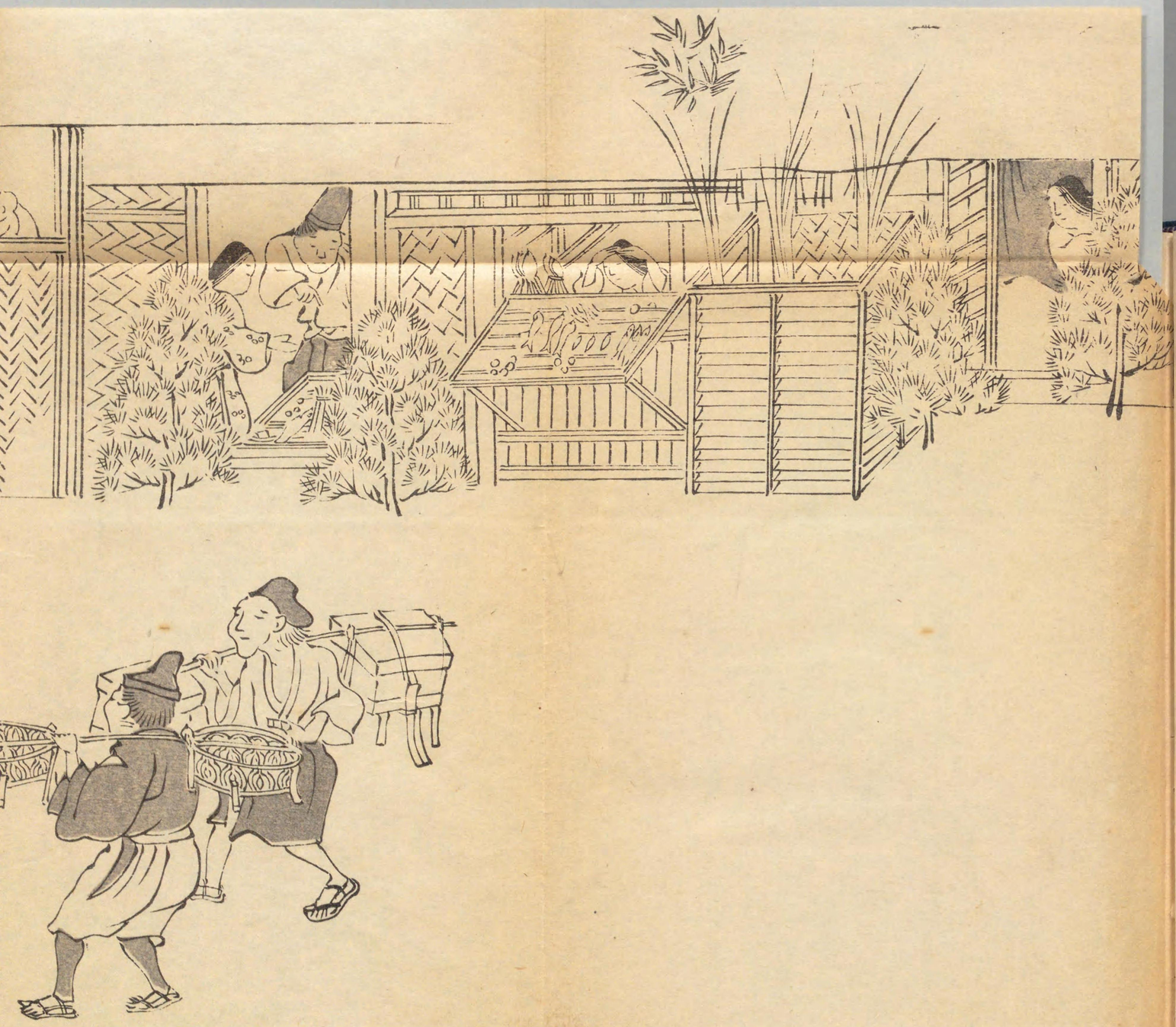

貿易は前期の如く鎭西に博多の津あり京畿に武庫、難波の二津ありて貿易すこと に博多の大津は諸蕃輻湊中外關門の地にして當時貿易場第一と稱すこの他京畿には河陽（カヤ）、大津、江口、神崎、蟹島等商業地を以て著る河陽は山崎の地にして關西より京師に入る要衝の津に當りて百貨輻湊し大津は元滋賀の古津にして延曆十三年名を大津と改め給ひ江濃北越の物貨聚集の地となり遂に難波津と共に東西二津となりて京畿樞要の津とはなりぬ又江口、神崎、蟹島等何れも水邊の地にして商客の舳艫相連りしこと當時詞人の詩文に徵して思ひやるべし

前期の如く市を立て商業をなすことは京畿のみならず地方に於ても一般に行れしがことに有名なりしは椿の市、辰の市、飛鳥の市、おふさの市（以上大和）飾磨の市（播磨）難波の市（攝津）小脇の市（近江）等なりき今地方に四日市、八日市、上市、下市などいふ地名の存するは當昔の商業地ならんか市は衆人の群集する所ゆゑ前期より既に歌垣をなし或は刑人をさらすなどの事ありしが平安朝に至り空也の如き名僧は市場において彌陀を唱へて衆生を勸化したるより市上人の名さへ負はれきされば何事にま

年中行事絵巻
のうち 印地打の
まつき

れ人の注意を引くべきことは大抵市にてなしたるもの少からず朱雀天皇承平三年諸國に盜兵起り人家を破りて貨物を掠め山野に伏して往返の商人を追捕せしがこれより騷亂うち續き承平四年藤原純友叛して南海亂れ又天慶二年平將門下總に叛して關東大に亂る加ふるに頻年五穀みのらずして米は升別十七八文の高に至り饑渴に迫るもの多し僅に百年餘を經て又安倍賴時等叛して奥州亂れ所謂前九後三の役とはなりぬ又六十年餘を經て京師に保元平治の亂起り續て養和壽永の亂となり山陽、南海、九州の船路はこの戰の爲に杜絶せられしのみならず諸州商民の損害を釀したること幾干なるを知らず此際京師の商沽中備中の眞鍋島、讃岐の鹽飽島等に行きて商沽したるものありまた三條の金商吉次信高が屢奥州へ下りて商賣し大福長者となりしが如きは奇數といふべきのみ

新國史、本朝世紀、日本紀略、本朝文粹、凌雲集、源氏物語、宇都保物語、枕草紙、和名類聚抄、源平盛衰記、山家集、平治物語、類聚名物考

第十章　貨幣度量衡

桓武天皇延暦の初鑄錢司を罷め同しき九年に至り又鑄錢司を置かる同しき十五年銅錢を鑄しめらる文を隆平永寶といふ新錢一を以て舊錢十に當て新舊並用せしめらるこの天皇の御宇に至り諸國吏民の錢を貯ふることを禁じ又錢貨を出して爵を求むることを禁じ給ひき嵯峨天皇の朝鑄錢司を廢し給ひ長門國司を改めて鑄錢使となし長官以下の官を定め更に銅錢を鑄しめらる文を富壽神寶といふ當時鑄錢毎歲五千六百七十貫を以て定額となせらる淳和天皇の朝一萬一千貫を定額となし鑄錢司を周防に移さる仁明天皇承和二年錢貨漸く賤きを以て銅錢を鑄しめらる文を承和昌寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる又祥瑞の故を以て嘉祥元年銅錢を鑄しめらる文を長年大寶といふ新錢一を以て舊錢十に當て新舊並用せしめらる清和天皇貞觀元年錢貨稍賤きを以て銅錢を鑄しめらる文を饒益神寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並用せしめらる同じき七年京畿及近江國賣買の輩惡錢を擇び弃ることを禁せらる同じき十二年交易

上弊多きを以て銅錢を鑄しめらる文を貞觀永寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる（太宰府いふ對馬の銀穴下縣郡に在り高山の底より巖窟四十丈許を鑿る白晝炬を執て入る近年處々崩壞し大に功力を費し資用辨し難しより延暦十五年の例により本島大豆租地子等を以てこれに充んと請ふ對島銀を採ること極て險難なりこゝ先づ鑛を穿つこと漸く深ければ穴中暗黑にして咫尺を辨ぜす故に三人を一番とし一人炬を執り二人從ひ進む採る所の鑛物は山頂風を受くへき處に置き火を以て燒きしとなん）宇多天皇寬平元年銅錢を鑄文を寬平大寶といひしが又醍醐天皇延喜七年銅錢を鑄しめらる文を延喜通寶と云新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並行せしめらる當時鑄錢年料の銅鉛は備中、長門、豐前等の國をして毎年鑄錢司に送らしむ備中銅八百斤、長門銅二千五百十六斤餘、鉛一千五百十六斤、豐前銅二千五百十六斤、鉛一千四百斤にして其採稻毎斤三束九把餘を以て給せらる三善清行上疏して曰く天下人民三分の二は皆禿首者なり是皆家に妻子を蓄へ口に腥膻を啖ふ形は沙門心は屠兒其甚しきに至ては群盜をなし竊に錢貨を鑄るこ當時惡僧の輩にて錢貨を鑄りしものありしなるべし村上天皇天德二年銅錢を鑄しめらる文を乾元大寶といふ幷に鉛錢をも鑄しめらるこれより天正年中に至るまで凡六百年間鑄錢の有無定かならず後醍醐天皇の御宇乾坤通寶を鑄しめ給ひしこと見ゆされこも今世に傳らさるが

故に其形を知らずこの間大抵本邦の古錢幷に支那輸入の錢を用ゐしなり支那錢を多く用ゐしことは高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣が近時民間恣に宋國錢を用ゐるは理に於いて私鑄錢を用ゐるに異なる所なしとて大に論じたるにて知るべし（續日本紀、日本後紀、類聚三代格、類聚國史、三代實錄、續日本後紀、延喜式、朝野群載、本朝文粹、九暦、日本紀略）

錢名	發行年月	種類	直徑	重量
和銅開珍	元明天皇和銅元年	銀	八分	二匁一分
同	同	銅	八分	一匁
開基勝寶	淳仁天皇天平寶字四年	金	八分	三匁一分
太平元寶	同	銀	不詳	不詳
萬年通寶	同	銅	八分	一匁二分
神功開寶	稱德天皇天平神護元年	銅	八分	一匁五釐
隆平永寶	桓武天皇延暦十五年	銅	八分九分九釐	
富壽神寶	嵯峨天皇弘仁九年	銅	七分五釐	一匁

承和昌寶	仁明天皇承和二年	銅	六分五釐	七匁
長年大寶	同嘉祥元年	銅	六分五釐	五分
饒益神寶	清和天皇貞觀元年	銅	六分	六分
貞觀永寶	同貞觀十二年	銅	六分	七分
寬平大寶	宇多天皇寬平元年	銅	六分七分五釐	
延喜通寶	醍醐天皇延喜七年	銅	六分	一匁
乾元大寶	村上天皇天德二年	銅	六分	七匁

中古以後尺度は和銅大尺を用ゐ差少の延長はありつれども地を計り物を度るには皆これを用ゐて變更なかりしが如し又量は一條天皇長保年中新製を發して改め給ひしが其後後三條天皇に至り長保の例に倣ひ延久四年參議藤原資仲に勅して諸斗升を聚め其中正を檢して新に斗方一尺六分深三寸六分の升を作らしめらる世これを宣旨斗といふ又清涼殿に御し穀倉院の米を庭上に運び藏人等をしてこれを量らしめ給ひ石を以て錘さし一斛の輕重を定めらる堀河天皇寬治年中又

量制を定め給ひ合方二寸深八分、升方四寸深二寸、斗方一尺深三寸二分、斛方二尺深八寸の升を作らしめらるこの後郡倉升、宮中升、家用升、八合升等ありこ雖も各其量を異にして何の制に據りたるを詳にせず權も亦中世に至り別に改まりし事なし唯延喜式を定め給ふに及びて銖兩斤の外に分といふ名稱を加へられしまでなり古事談、愚管抄、日本紀略、安東郡專當沙汰文、淵背、伊呂波字類抄、條々決疑

第十一章　賣買、貸借、質擧に關する法制

賣買法も亦前期の如く大寶令を用ゐたる事にて僧尼は隨身品物の外賣買すべからす又國司は一任の内所部に於て交關すべからず又政府に於いて沽價法を定めそれに準じて賣買せしむる等一も改まりし所なし沽價に關しては天曆元年、寛和二年、延久四年等何れも雜物の沽價を定められしが其後は此法も行はれざりしにや高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣商業に規律なきを慨嘆して衰弊の極となし中估の法を再興し市人をして其堵に就かしめたりき所謂中估の法とは賣

者買者との價値を折衷したるをいふ稻米を以て賣買の媒介物とすることは尚此期中にても行れしかば延喜式祿物價法、驛馬直法、諸國運漕雜物功賃等何れも稻束を以て定められきこの他民間にても稻米を以て價直としたることは今日現存する古文書中多く見る所にしてそは一條天皇寬弘年中樋螺鈿長劍を直米七十石と稱し近衞天皇久安年中鎭西直法に染唐綾參端代米十五石、顯文紗參端代米十石六斗、白唐綾壹端代米三石六斗、唐絹十八端代米十九石六斗としるしたる類なりされども前期の如く稻米のみならず錢貨の鑄造もやゝ增加せしかば一般には錢貨を用ゐたるが如し今前期と比較して錢貨を以て賣買したる物價の一斑を示すときは左の如くなりき

孝謙天皇天平寶字年間物價

大豆玖束	直參拾陸文	麥五斗	一條天皇長德年間物價 直二百五十文
黑米貳斗	直貳佰文	米一石	直一貫文
色紙貳枚	直肆文	用紙五十帖	直五十文

生蓋陸把	直廿文	信濃布十端	直二貫文
中墨貳廷	直廿文	朱漆鞍骨一口	直五百文
筆六管	直貳佰卅文	釜一口	直百文
薪卅荷	直參佰陸拾文	銀造打出太刀一腰	直十五貫文
炭廿籠	直佰卅文	絹二疋	直四貫文
樋貳枝 長二丈 方九寸	直卅文	蒔繪櫛筥二合	直十貫文
粉酒貳升	直拾文	馬二疋	直二貫文

土地の賣買は前期の如く丁重に取扱れしものにて沽券には賣人買人雙方連署して郡判國判を取り證人を立つるものこす證人には往々刀禰を以てするものあり刀禰は一保内の長にて後世の組長の如きものなり又沽券中には四至面積代價及相傳の來歴を記載し何れも花押を用ゐたり代價は物件の如く往々稻を以て定めたるものあり稻を以て土地を賣買する事は前期中和銅年間既に禁ぜられ此期に至りても桓武天皇延暦廿一年更に嚴禁を加へられしも慣習の久しき到底行れざりしものこ見ゆ就中甚しきに至ては崇徳天皇長承年中田一段の直に母馬一疋を以て賣買したるものあるに至るこれを要するに王政の衰ふるに從ひ土地賣買の儀式も衰へたるものこ見えこの期の中頃よりは郡判國判を用ゐざるものあるに至れり續日本國史、日本紀略、本朝世紀、朝野群載、貞信公記、玉海、櫛記、東寺百合古文書、東大寺小櫃文書、小杉氏所藏古文書

公出擧に關しては前期に於いても略したるが故に其大略を一言するのみ凡公出擧稻は毎年除目を定むる日に當り參議をして國司に代り其員數を定めしめ又出擧の稻は必ず官許を得て後に斑給せしめ又豫め出納の日を定め恣に時日を盈縮せしめざる等專ら貪吏の奸を防ぎしも弊害多くして遂に其目的を達するこ能はざりき公廨錢を貸して國用を助くることも亦公廨稻に同じ而かし錢は多く京師近畿に出擧して遠國に少かりしなり稻を以て私に出擧する事は聖武天皇天平九年嚴禁し給ひし所にて只前期に於いて孝謙天皇天平寶字二年こ桓武天皇延暦十八年との二度のみこれを許さる或は朝廷の大臣を寵するにいで或は凶年食に乏しきより出たる事にて特例なりこす私出擧錢に關して嵯峨天皇弘仁年中法制

に違ひ過多の利を貪るもの多く出でしかば公私出擧の錢一年に限り半倍の利を收め年紀を積むこと雖も過責することを得ざらしめ若し犯すものあらば違勅罪を科し糺告するものには贓を以て賞せしめられきこの法令に依りて考ふれば當時民間に於いて盛に錢を出擧せしや明かなり此他貸借の物品は前期の如く土地、奴婢、布帛、馬牛其他雜品にして此期に至り雜品中車の貸借多きを見るのみ貸借の法制に關しては別に前期と異る所なし

土地の貸借に關しては嵯峨天皇弘仁年中田品を立て地子を徵收せしめらるこれ令に所謂賃租田にして乘田なり此乘田即公田を農夫に佃らしめ五分の一を收めしめらるこれを地子といふ醍醐天皇延喜式を定め給ふに及びても地子は同じく田品によりて五分の一を收めしめらる私田の貸借に關してはこの期に於いて別に改まりし所なかりき（類聚三代格、延喜式、江家次第、北山抄、交替式、十訓抄、春記、古今著聞集、拾芥抄）

嵯峨天皇弘仁年中に至り質擧の制を犯し或は少錢を以て多直の物を質に取り偏に期限を過ぐること稱し官司を經ず又物主に應對せずして多錢に賣り剩餘あるも還さず或は一年の內を限り半倍の利を收め期限を過ぐるに至て利を廻して本となす等のものいづこゝに至り藤原冬嗣の宣により路頭に牒示して質擧の法制を知らしめらるまた宅地田園を質入することは孝謙天皇天平勝寶三年嚴禁し給ひしが桓武天皇延曆二年に至り京內の諸寺宅地を質に取り利を廻して本となすものあるより更に嚴禁を加へしめらることこの後史上絕えて質擧に關するものを見ずされど法制に至ては前期と異る所なし（類聚三代格）

第十二章　內地交通の概略

この期の初桓武天皇三關を廢して庶民往來の便を開き給ひ又富士山燒石を噴出して相摸の足柄路塞りしかば新に筥荷路を開き後幾ならずして足柄の舊路に復し給ひき嵯峨天皇弘仁年中魚住泊、大輪田泊共に毀るよりて大輪田泊を修めらる又越後國分寺の尼法光古志郡渡戶の濱に渡船布施屋を置き墾田を付して往來の人を濟度すこれよりさき東大寺僧普照五畿七道諸國の驛路兩側に果樹を植ゑ

行旅の人に便を與へしに愚民等多く研損せしかば嚴禁を加へ且其水なき所には便を量りて井泉を堀らしめらるこれより永制こはなりぬ仁明天皇承和年中僧靜安近江相邊泊を造る朝廷駿河富士河、相摸鮎河に浮橋布施屋を置き又墨俣河（尾張美濃）草津渡（クサツ）、飽海河（アクミ）、矢作河（ヤハギ）（參河）大井河（遠江駿河國境）阿倍河（駿河）太日河（フトヒ）（下總）石瀨河（武藏）住田河（武藏下總國境）等の要所に渡船を增して東海、東山兩道の往來を便にせらるすべてこの工事は大安寺の僧忠一をして總理せしめ諸國講讀師をして國司と共に檢校せしめらる前期より緇流の徒道路津濟の事に力を盡して人民を濟度せしが此期に至りて益す其盛なるを覺ゆ文德天皇天安年中諸國盜多くして人民を惱ましゝかば近江相坂の關を復し新に大石、龍華の二關を置かる桓武天皇の三關を廢し給ひしより六十九年にしてまた關を見る清和天皇貞觀年中濱名橋を造らしめらる長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺當時無雙の大橋と稱す天長年中大納言清原夏野私物を出だして魚住泊を修むこゝに至りて復毀る元興寺僧賢和、賢養等協力修造せんことを請ふ勅を播磨に下して助成せしめらる賢和又和邇泊を修繕し國司をして檢校

修理せしめられんことを請ふ泉橋寺も亦舊によりて泉河の假橋に馬船二艘、小船一艘を置き傜夫二人を給して洪水に備へんことを請ふ當時國吏の苟且に安んじ庶民交通の便を圖らず緇流の徒に一任して顧みざること知るべし醍醐天皇昌泰年中上野國に强盜蜂起し行旅を絶つに至るこゝに於いて碓氷、足柄に關門を設けて公驗を勘するこゝなりつひに强盜やみにき僧賢和魚住泊を修めし以來損壞すれども朝廷これを修造せず長く其泊を廢す三善清行上疏して修造せられんことを請ふ然れども用ゐられず又この御宇に至り格式成り驛傳海陸運搬の法を定めらる

驛傳馬牛牧皆兵部省に屬す驛傳馬を置く畿內四國九驛九十三匹、東海道十三國五十五驛四百六十五匹傳馬一百七十四、東山道八國八十六驛八百三十一匹傳馬二百二十一匹、北陸道七國三十九驛一百九十餘匹傳馬六十六匹、山陰道七國三十六驛二百二十二匹傳馬七十五匹、山陽道七國五十七驛九百七十四匹、南海道六國二十二驛一百十四、西海道九國一嶋十七驛六百五匹傳馬一百六十五匹、驛馬分ち

て上中下三等とす其價法諸國各異れり

陸運京に向ふ者皆功賃を給せらる行程一日大抵駄別稻三束を以て定めとす其路糧人別日に米二升鹽二勺を給せられ歸路は其半を減ぜらる諸國海運京に向ふ者北陸越前は比樂湊より能登は加島津より越中は亘理湊より越後は蒲原津湊より佐渡は國津より皆敦賀津に漕す敦賀津より鹽津に運ふ鹽津より大津に漕す若狹は勝野津より大津に漕す幷に大津より京に運ぶものとす山陽、南海諸道は皆國より與等津に漕す與等津より車運して京に至る但美作は其國より備前方上津に運ぶ太宰府は博多津より難波津に漕す餘は山陽等國に準す參河、遠江、因幡又海運を用ゐ船賃及挾抄水手稻を給せらる遠近に隨ひて差あり其路糧も、亦上下に依りて增減ありこの他駄荷、車載、人擔の法を定めらる

上にいひし如く國司等久しく太平に浴し治民の法を講ぜず道路津濟の事緜流の徒に一任して顧ざりしが尾張國司藤原元命の如きは一條天皇永延年中官帳に記載しながら馬津の渡に船を置かず津邊の人民をして小舟を以て濟渡せしむこゝ

を以て往々覆溺を免れず庶人をして往來に困しましむるに至れり孝德天皇の朝驛傳の制を設け給ひしより殆ど四百年を經ること雖も驛傳は只官府の用に供せしまでにて人民は尚未だ其便益を受くるに至らず諸道一も宿すべき旅舍なく就て借るべきの車輿なし日暮れは道傍の民家に入て一宿を請ふか然らざれば山野に露宿するのみ稍其力ある行人は到る處草廬を結びて臥す後一條天皇治安年中常陸介菅原孝標得替して京に上るや處々に草廬を結びて宿せし事見え又初瀨寺は畿內の名勝にして京を距る十餘里なるも一旅舍あるをきかず歸路奈良坂に到り一廬を設けて宿せし事見ゆ當時行旅の不便おもひやるべし堀河天皇の朝陸奥出羽の押領使藤原淸衡中尊寺を建て白河關以東外濱に至る行程二十餘日の間一町毎に率都婆を建て行旅の標とせしやゝ便を與へしが又高倉天皇の朝平淸盛輪田泊に一島を築き舟泊に便を與ふ初この島を築くや大小石を集め石毎に一切經一字を寫してこれを塡む故に經島といふ今の和田岬これなり又淸盛藝備間の海峽を鑿りて瀨戶內海の往來を便にすこれを音戸峽（オンドせと）といふ海路を往來するもの永く其

利に賴るは淸盛の力なり、三代實錄、文德實錄、類聚三代格、類聚國史、延喜式、本朝文粹、尾張國解文、日本紀略、更科日記、初瀨寺詣記、吾妻鏡、山槐記、源平盛衰記

國府所在地一覽表

國名	國府所在地	行程
山城國	河陽離宮	
河內國	志紀郡	一日
攝津國	西成郡	補
伊勢國	鈴鹿郡	下上 四日 二日
尾張國	中島郡	下上 七日 四日
遠江國	豐田郡	下上 十五日 八日
伊豆國	田方郡	下上 十三日 十一日
相模國	大住郡	下上 廿五日 十三日
安房國	平群郡	下上 四十四日 十七日
下總國	葛飾郡	下上 三十日 十五日
常陸國	茨城郡	下上 三十日 十五日
上總國	市原郡	下上 三十日 十五日
武藏國	多磨郡	下上 廿九日 十五日
甲斐國	八代郡	下上 廿五日 十三日
駿河國	安部郡	下上 十八日 九日
參河國	賓飯郡	下上 十一日 六日
志摩國	英虞郡	下上 六日 三日
伊賀國	阿拜郡	下上 二日 一日
和泉國	和泉郡	上 二日 一日
大和國	高市郡	一日
美濃國	不破郡	下上 廿日 二日
近江國	栗本郡	下上 一日 半
安藝國	安藝郡	下上 十四日 七日
備中國	賀夜郡	下上 九日 五日
美作國	苫東郡	下上 七日 四日
隱岐國	周吉郡	下上 三十五日 十八日
出雲國	意宇郡	下上 十五日 九日
因幡國	法美郡	下上 十一日 六日
丹後國	加佐郡	下上 七日 四日
佐渡國	雜太郡	下上 廿四日 十七日
越中國	射水郡	下上 十八日 八日
加賀國	能美郡	下上 十八日 九日
若狹國	遠敷郡	下上 三日 二日
陸奧國	宮城郡	下上 五十日 廿五日
上野國	群馬郡	下上 廿九日 十四日
飛驒國	大野郡	下上 十四日 七日
安藝國	安藝郡	下上 十四日 七日
備中國	賀夜郡	下上 九日 五日
美作國	苫東郡	下上 七日 四日
隱岐國	周吉郡	下上 三十五日 十八日
出雲國	意宇郡	下上 十五日 九日
因幡國	法美郡	下上 十一日 六日
丹後國	加佐郡	下上 七日 四日
佐渡國	雜太郡	下上 廿四日 十七日
越中國	射水郡	下上 十八日 八日
加賀國	能美郡	下上 十八日 九日
若狹國	遠敷郡	下上 三日 二日
陸奧國	宮城郡	下上 五十日 廿五日
上野國	群馬郡	下上 廿九日 十四日
飛驒國	大野郡	下上 十四日 七日
周防國	佐波郡	下上 十九日
備後國	葦田郡	下上 十一日 六日
備前國	御野郡	下上 八日 四日
播磨國	飾磨郡	下上 五日 三日
石見國	那賀郡	下上 廿九日 十五日
伯耆國	久米郡	下上 十三日 七日
但馬國	氣多郡	下上 七日 四日
丹波國	桑田郡	下上 一日 半
越後國	頸城郡	下上 廿四日 十七日
能登國	能登郡	下上 十八日 九日
越前國	丹生郡	下上 七日 四日
出羽國	平鹿郡	下上 四十七日 廿四日
下野國	都賀郡	下上 三十四日 十七日
上野國	群馬郡	下上 廿九日 十四日
信濃國	筑摩郡	下上 廿一日 十日

| | | |

ど彼邦へ人を遣し貿易して利を得しがこのころは九州邊の商人も多く渡りて貿易したること彼邦の書に見ゆ前期の末より渤海も亦我に通ぜしが清和天皇貞觀年中渤海來朝せしにより內藏寮蕃客と貨物を交易し又京師の市人をして私に交易することを聽し給ひ又陽成天皇元慶年中渤海使來朝せしにより內藏頭和氣彛範を遣し鴻臚館において交換せしめ給ひきその後我醍醐天皇の御宇契丹の太祖阿保機西北方に起り自ら天皇王と稱し四方を攻めて抄略せしが遂に忽汗城を圍み渤海王大諲譔を降し渤海の號を改めて東丹國と稱すこゝにおいて渤海祚榮の王と稱せしより十四王二百十四年にして亡ぶ契丹も亦渤海のごとく我邦に交通して貿易をなしたり契丹後國號を遼と改む堀河天皇寬治六年我商船の遼に渡る規則を定む既にして遼商道言等來り事を以て相爭ひ遂にこれを禁ず其後嘉保年中太宰帥藤原伊房明範法師を契丹に遣し貿易せしめしにより罪を得て官位を奪はる史上明かならずと雖も當時人民の私に渡航して貿易したるものも亦多かりしなるべし

支那の交通は前期の如く桓武、仁明の兩朝何れも遣唐使を發し留學生、學問僧をも遣されたりき其中橘逸勢、僧最澄、僧空海の徒最も名あり航路の困難なりしことは前期の如く屢暴風に遇ひて漂流せしかば住吉の神に海路の平安を祈り又五畿七道の諸寺に勅して海龍王經、大般若經を讀ましめ給ふなどにて其一斑を窺ふべしされば小野篁が船舶の變換を怒り部下に對して面目なきこと朝命を奉ぜず流刑に處せられしも當時の人情ならんか遣唐使の資は砂金を用ゐしものこと見え仁明天皇承和三年陸奧國司をして八溝黃金神に祈り砂金を採らしめらる其數常に倍して遣唐使の資を助けしかば從五位下勳十等を授け給ひき遣唐使も承和より殆ど五十餘年絕えたりしが宇多天皇寬平六年八月菅原道眞を大使に紀長谷雄を副使として判官主典などをも定られぬ當時在唐の僧中瓘温州刺史朱褒が遣しゝ商人王訥に託し上表して具に唐國凋弊の狀を說き入唐の使者を停めらるべしといひ越せしかど朝廷既に遣使に一決してこの叙任はありたりされど王朝驕奢の極度既に財政の缺乏を告げ其資備り難く且大使も亦中瓘の言を引て行路の

困難を訴へしかば其擧は遂に止みぬされごも彼我の貿易は絶えずして行れしか
ば仁明天皇承和年中建禮門前に三幄を張たて唐雜物を置き内藏寮官人及内侍等
をして交易せしめ名づけて官市といふよし見え陽成天皇元慶年中唐商崔鐸が筑
前に來り清和天皇の朝香藥を買はしめんが爲遣されし多治比安江等を送り來り
て貿易しまた淳和、光孝、醍醐の三朝に於いて屢官使の未だ到らざる前私に蕃客
と交換することを禁ぜられしにて知るべし思ふに當時諸院、諸宮、諸王臣等奢侈
に耽りたる時代なれば爭うて遠物を買ひたるなるべし村上天皇の御宇宋遂に周
に代りて支那の帝位に昇りしが當時未だ其國内を統一すること能はざりしかば
我邦にも交通することなかりしが圓融天皇天元三年吳越を滅せしより始て我國
と商業上の交通を開けり叡山僧奝然が宋に往來し又其弟子嘉因を遣して書を宗
主に贈りたる時など皆彼邦商船の往來に賴らざるものなし一條天皇寬弘二年宋
商曾令文來る當時蕃客の供給に堪へざるより宋の商人に年紀を一定して來るべ
きよしの官符を下しゝも彼等其制限を待ずして來りしかば追還さんことの朝議あ

りしが我邦にて唐物の需要ありしをりなれば其議はやみぬされご後冷泉天皇永
承年中筑前の人清原守武其徒五名と私に宋に入り貿易し明年佐渡に流されぬこ
の後平清盛宋國の貿易を興し兵庫港を修め宋人を福原の別莊に延き後白河法皇
の臨御を奏請するに至れりされご間もなく戰亂こなりて貿易も一時はやみぬ
王朝の貿易は先づ蕃客來朝すればこれを鴻臚館に安置し迎接供給するの例なり
しが王朝の末に至り其費に堪へず來朝の年紀を定むるに至れりされご彼等其供
給を甘んじ事を便風に託して淹留數年に至りて還るものあり其貿易は官府の專
有する所こなり蕃客來朝すれば迎送に人を遣し其貿易するや大藏省の丞、錄、史
生、藏部、價長等を率ゐて客館に赴き内藏寮の官人と立合て交換するものこさす
れば官府の未だ交易せざる前に交易すれば盜に準じて徒刑に處するこの法律さ
へありて徒に官府の翫弄物を交易するに過ぎず其貿易の振はざる知るべきなり
鴻臚館は京都、難波、博多の三要處に置き京都には東西二館ありたり延曆遷都の
はじめ建設の地を定め給ひしが嵯峨天皇弘仁年中東鴻臚館の地を僧空海に賜ひ

て東寺と、西鴻臚館の地を僧修因に賜ひて西寺とし更に七條の地を卜して館舍を建らる難波も亦上國の大津にして蕃客入朝の要地なれば鴻臚館を置かる時人これを難波館と稱したりき又博多も貿易上必要の場所なる故南館北館を置かれしが如し當時筑紫館と稱するものこれなりこの外越前敦賀に松原客館を置き氣比神宮司をして檢校せしめらるこれ渤海朝貢使の爲に置かれしものと思はるされどこの後鴻臚館の頽廢せしことは村上天皇天曆年中菅原文時が意見封事中鴻臚館を修理し遠人を懷け文士を勵さん事を請ひたるにて知るべし

航路は前期の如く難波津を發し太宰府に至るや朝鮮へ赴くものと支那へ赴くものとに論なく共に肥前松浦潟に至り朝鮮へゆくものは路を壹岐、對馬に取り支那へゆくものは路を庇良、値嘉に取れり故に松浦潟後には唐津ともいへり庇良、値嘉支那航路要樞の地なるを以て清和天皇貞觀年中太宰權帥在原行平の建議により松浦郡庇良、値嘉兩鄉に上近、下近の二郡を置き且値嘉島に島司郡領を置くここゝはなりぬ後この島司、郡領は廢せられたり庇良は今の平戸島にして値嘉は今の五島なりといふ三代實錄、續日本後紀、類聚三代格、朝野群載、延喜式、萬葉集、小右記、百錬抄、日本紀略、扶桑略記、玉海、菅家文章、本朝文粹、元亨釋書、入唐略記、駿戎慨言、東國通鑑、東國史略、朝鮮史略、

第三編　鎌倉幕府時代

第十四章　鎌倉市街の制

源頼義の鎮守府將軍となりて陸奥に下るや鎌倉に來りて石清水八幡宮を勸請す後相摸守となりて再び來り平直方の女を娶りて義家を生む其後頼朝の父義朝も亦この地に來りて鎌谷に住せしこいふされば文治年中頼朝のこの地を相して幕府を建つるも偶然の事にはあらざるなり鎌倉の地たるや海郎野人の外住む人もなき相摸海灣の一漁村なりき然るに頼朝の府を開くに及びて大名小名より諸國の商工集り來り或は市をたて或は店を飾り家居さらに軒を輾り賣買諸職の輩町をたて小路を通じて山谷村里それ〳〵に號を授けたりこいふこれより京師の商業は日に衰へ鎌倉又商業の中心こはなりぬされば京人湯井濱に數百艘の舟こもつなをくさりて大津の浦に似たりこいひ千萬宇の宅軒をならべて大淀のわたりにこことならずこいひき當時鎌倉の誂物（アフラモノ）と稱し京師鎭西等より商沽が齎し來る所

の綾羅錦繡或は唐物高麗珍物も亦多かりしならんか鎌倉の市街は保檢斷奉行地奉行にて支配し鎌倉中世より政所寄人の內さるべき輩を以て保檢斷奉行こ地奉行この兩職に補せられ互に相助けて府下保々の雜務を掌りし故この兩職をつかねて保々奉行こはいへりされごも其專務こする所を分ちいへば保檢斷奉行は市中を巡察して非違を檢し是非を斷するつかさにしてひこへに檢非違使の職の如し地奉行は道路、屋舍、賣買等の事を旨こするものにて所謂市正の職に類せり四條天皇仁治元年鎌倉も亦京師に倣ひ保々奉行をして街坊に篝火を設け番兵を定めて盜賊に備へしむ後嵯峨天皇寬元三年保々奉行に市街の五則を令す則道路を修繕せよ屋檐を出して道路を妨ることを得ず肆塵を開て市街を狹むることを得ず屋を溝渠の上に架することを得ず故無く夜行することを得ず等なり若し命を用ゐざる者あらば使を發して屋舍を壞撤せしむ又毎戸常に繩梯を用意し盜殺の變あらば火を點して捕獲せしむ北條義時建保三年鎌倉中諸商人の員數を定めらるこれ後世の株式の如きしがまた北條時頼寶治二年鎌倉商人の式數を定めらるこれ後世の株式の如き

ものかこれよりさき鎌倉中在々處々の商沽に肆廛を設くることを禁ぜしに建長三年市街を數所に定め限外に置くことを得ざらしむ又龜山天皇文永二年鎌倉府下の市街九所を定めて貿易の所となし道路を堀り鑿ちて家屋を構ふることを禁ず伏見天皇永仁元年鎌倉地大に震ひ山谷崩れて舍屋顚倒し死するもの二萬三千二十四人當時鎌倉府民のやゝ多かりしことを知るべしまた所謂鎌倉の七口とは名越（ナゴヤ）切通、朝夷名切通、巨福路（コフクロ）坂、龜谷（カメガヤツ）坂、假粧（ケハイ）坂、極樂寺切通、大佛切通にしてこれ又當年鎌倉府の境域を追想するに足れり（吾妻鏡、庭訓往來、調林采葉抄、海道記、帝王編年記、北條九代記、武家名目抄、新編鎌倉志、鎌倉職官考、）

第十五章　內地商業の概略

源頼朝の奥州を平ぐるや葛西三郎清重をして鎭撫せしむ清重頗る治民の術に長じ各所に市を立て交易の道を通ず頼朝これをきゝて大に感じ清重を平泉の檢非違使とす市を立つることは奥州のみならず各所に於いて王朝の如く行れしかば地頭等往々河手津料と共に市料を課して得分の一となしぬ政權の鎌倉に移るや

京師の商業日を逐て衰頽し東西市制の如きは其名を存せしのみされどなほ土御門天皇の建仁年中までは市司もありしと見え市屋廳焼失の事ものに見ゆ其後承久の亂に關東の軍勢十九萬餘騎闘入せしが如きは大に京師の商業を妨害せしならんか又後堀河天皇寛喜年中天下饑饉しことに京師は屋を壞ち取り薪となして賣買し又貧民富豪の家に推入り米錢を強借して分配するに至る如此京師大に亂れしかば北條泰時六波羅に命じて和市賣買の間奸謀をなすを禁じ懲肅を加へしめたりき又泰時四條天皇曆仁年中篝屋を京師の辻々に設け篝火を焼きて盜賊に備へ在京人等をして守らしめ料に用ゐる篝所の松の用途を辻毎に十貫文と定む仁治元年十一月篝屋の用途を諸國地頭に課し五十町毎に錢五貫文を出さしむ當時京師群盜蜂起の聞えあるを以てなり篝屋守護人をして警固を嚴にし篝屋毎に大皷を備へしめ事あるときはこれをうたしむ又町家をして豫じめ續松（ツイマツ）を備へしめ皷聲に應じてこれを出さしむ當時京師の物忩なりしことかくの如しこの後又後深草天皇建長四年天下大に饑饉し米は升別百文に至るこゝに於いて鎌倉も亦保々

奉行に命じて酒壺三萬七千二百七十四口を封ず後一屋一壺を殘し悉く破却せしむ又弘安四年元寇の國難に會し西南諸道の船路を杜絶したるのみならず京師鎌倉の戒嚴もありて商業上に大なる影響を及ぼしたりき後醍醐天皇の元享、元德にも饑饉ありて京師ことに甚しかりしかば元德には杜康の業を停めらる如此饑饉戰爭等ありて商業を妨げたるもこれを要するに北條氏九世百五十餘年民政に心を用ゐ商業も亦大に發達したるが如し當時市場には絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座の七座を置き商品を見世棚に陳列して賣買せり又市中は常に販婦物を戴きて賣りあるき又行商は物を背に帶び腰に刀子を挿し傘を携へて往來せりこの外鍛冶、鑄物師、巧匠、番匠、木道、幷金銀細工、紺搔、染殿、綾織、蠶養、伯樂、炭燒、檜物師、轆轤師、塗師、蒔繪師、唐紙師、紙漉、傘張、廻船人、朱砂、白粉燒、櫛挽、烏帽子折、沽酒、酢造、弓矢細工、染草、土器作、葺師、壁塗等の職工も亦市籍にありて商業を助けしといふ

前期に於いて陳べ置きし邸家（ツヤ）はこの期に至り問丸と稱し海舶輻湊の所にありて

諸國よりいだす所の貨物を賣り其賃を取れり當時は宿泊の所もなくして不便なりし故か諸國の商人多くは問丸に宿せしとぞ又湊々の替錢（カイセン）は田舍より替して約束の津にて取るといふこれ後世の爲換にてこの法支那にては唐の憲宗の時既に行れしといふそは飛錢と號し商沽の京師に至るや錢を諸道の富家に輸し輕裝を以て四方を趨り劵を合せてこれを取れり宋に至りては直便、兌便など稱し又盛に民間に行れたりきこれ支那は版圖の廣き邦にて京師と地方との往來には爲換の必要を早く感ぜしならんこの期の初我商沽の宋へ往來せしもの少からざれば或は彼法を學びしにはあらざる歟又當時諸國の產物にて商品と覺しきものは先づ京師にては大舍人綾、大津練貫、六條染物、猪熊紺、宇治布、大宮絹、烏丸烏帽子、豐島筵、嵯峨土器、奈良刀、高野剃刀、大原薪、小野炭、小柴黛、城殿扇、姉小路針、鞍馬木茅漬、醍醐烏頭布、東山蕪、西山心太、等なりこの外諸國にては加賀絹、丹後精好、美濃上品、尾張八丈、信濃布、常陸紬、上野綿、伊勢切付紙、但馬紙、讃岐圓座同檀紙、播磨榲原、淡路墨、伊豫簾、上總鞦、武藏鐙、佐渡沓、備前刀、出雲鍬、能登釜、河內鍋、備中鐵、

六條道場繪巻　第七

市場の図

奥州金同漆、安藝樽、土佐材木、備後酒、和泉酢、越後鹽引、隱岐鮑、周防鯖、近江鮒、淀鯉、宇賀昆布、松浦鰯、夷鮭、丹波栗、若狹椎、宰府栗、筑紫穀、甲斐駒、奥州駒、長門牛等なり　晉要錄、鳥津家本晉要錄、百練抄、庭訓往來、新錄式目、法然上人行狀繪詞、春日權紀繪詞、建保職人歌合、如是院年代記、北條九代記、後訓栞、東里新談、通雅、事物紀原、夢溪筆談、

第十六章　貨幣及度量衡

これよりさき藤原秀衡毎年金千兩を朝廷に貢獻せしかば源賴朝の陸奥を取るも猶金を朝廷に貢獻せしといふ、凡獻納、贈酬、沙金、南廷を用ゐ民の租調を貢する亦多く錢貨を納む然れども終に鑄錢をなさず專ら宋錢を用ゐ舊錢と並用せしむ後鳥羽天皇建久四年宋錢を停止せしめらるこれ寬平、延喜、乾元等の舊錢次第に磨滅して通用上宋錢との差異を生ぜしによれり龜山天皇弘長三年切錢を用ゐることを停止せらる切錢は猶破錢といふが如く輪郭缺損したるもの或は文字の不明になりたるものをいふ此期に至りてもなほ布を以て錢に准じ諸物の直を定めこれを准布と號して用ゐしかば後堀河天皇嘉祿二年准布を禁じ專ら銅錢を用ゐし

六條道場繪卷 其七

市場の圖

れを准布と號して用ゐしかば後堀河天皇嘉祿二年准布を禁じ專ら銅錢を用ゐし

職人盡
七十一番歌合

む又同じき三年切錢を用ゐることを停止す後宇多天皇建治二年北條時宗商估を宋に遣し金を贖して銅錢に易へさしむ後醍醐天皇建武の初銅錢を鑄る文を乾坤通寶といふ又楮幣を作り銅楮幷に行はしめらる我邦に於て楮幣を用ゐることこゝに始まるこの期に至り錢何正といふ名稱起れり即錢一貫を百正といひ米七十五石代八千正といふが如し度量權衡は此期に至り一定の制度なく莊園領家各隨意の器を設け用ゐたるが如し故に往々知行賣買の證文に其知行所に用ゐたる桝の圖を添ふるものあるに至るされば伏見天皇永仁年中東大寺大佛殿常燈新に用ゐる所の升のみにても椙升、檜升、飯守升、富堂（トミダウ）升、山城升、六山（ムナマ）升、荒蒔升、相樂（サカナラ）升、忌部升、門田升、伊賀升の十一種あり一堂宇にて用ゐる所かくの如し其他推して知るべし　吾妻鏡、吾妻鏡脫漏、西宮記、法曹至要抄、太平記、物價通考、永仁御即位用途記、永仁二年大佛殿常燈粧目錄

第十七章　賣買、貸借、質擧に關する法制

これよりさき朝廷において屢沽價法を議定し商人に下されしが米は堀河天皇寬

喜三年宣旨を以て一石一貫文と定められ其後大抵この沽價を標準として下されたるが如し建長五年天下の諸士皆鎌倉に集り薪炭等雜物の價漸く騰貴す加之材木寸尺法の如くならざるを以て北條時賴其寸法沽價を定む即炭一駄、薪三把並に一百文萱及藁糠各一駄五十文とす且強ひて賤價を以て買ふことを禁ず同しき六年又炭薪萱糠等の雜物高直の聞えあるに依りて其價を定む其後後宇多天皇弘安四年、後醍醐天皇元德二年にも諸物の沽價を定めらる

武士は相傳の私領地を除き勳功或は勤勞により得たる所領の土地を賣買することを聽さず故に若し制に違ふものあらば賣人といひ買人といひ共に罪科に處せしむ其後四條天皇延應年中武士は縱ひ私領の土地と雖も下輩に沽却することを停止し若し犯すものあらば其土地を收公せしむこれ鎌倉幕府封建代の法制にして武士の所領地を保護したるものといふべしされど一般の人民に至りては毫も檢束する所なかりきこの期に至り土地賣買の儀式漸く衰へ郡判國判を受けず所謂私契にして口入請人などの名を書加へたるものあれどもこれ甚少し又代價も前期の如く往々米或は絹を以てするものあり沽券文もこの期に至り假名を交へて書するものあり或は全く假名にて書するものあるに至れりされど沽券には必ず華押を用ゐたりき華押を判形と呼びしことは正和五年正月市若丸寄進田券文、明德五年六月尾張國中島郡福重保田畠沽券文などに見ゆ（吾妻鏡、島津家本吾妻鏡、法曹至要抄、貞永式目、式目新篇追加、侍所沙汰篇、砂石集、百練抄、勘仲記、東寺執行日記、大神宮古文書、東寺百合古文書、光明寺古文書、伊勢鹿海妙高寺古文書、妙興寺古文書、東寺古文書）

土御門天皇の御宇法然上人の弟子善惠房證空が西山の善峰寺より信州善光寺に至るまで十一箇の大伽藍を建立して供米修理の爲にあしをつけて置かるといふあしは即利息なりされば今いふ祠堂金を付して利息を取り供米修理の資に充てしものならん其後後堀河天皇の嘉祿二年弘仁、建久の格に由り利錢出擧は一年を限り半倍の利とし縱ひ年紀を積むも增加するを聽さず又券契に制外の利子を記載するも無效なりとせり四條天皇曆仁年中諸國の地頭等商人間に貸借の盛に行はれ遂にこの弊害を釀官とすることを停止せりこれ地頭商人借上の輩を以て代したるなるべし又伏見天皇永仁三年庶民競うて後害を顧みず錢貨を借入しかば

富裕の人益す利潤を得貧者彌困苦に陷るの狀あるを以て遂に利錢出擧に關して
は縱ひ辨償せざる旨訴申するも成敗に及ばずと令せりされごなほ出擧はやまさ
りけり當時實際民間に行はれし券契に就いて考ふるに貸借の期限は一定せざる
も利錢出擧は其利子月別大抵百文に付五文より八文の間を取り券契の文も多く
は假名交りにして證人を立ざるものあるに至れり（吾妻鏡、式目新篇追加、法然上人行狀繪詞、東寺百合古文書）
後深草天皇建長七年鎌倉無盡錢と號し質物を入れざるものには一切借用する
を聽さゞるにより人々衣裳物具を質に入れて錢貨を借るにいたれりこれより盜
人等贓物を質に入れ錢貨を借用するに至り物主と質取主との間に訴訟を起すも
の多かりしかば遂に質取主をして質入主の姓名在所等をたゞさしむるに至れり
土地の質入は廿年を以て期限とし若しこの期限を經過するときは錢主の所有に
きせしむ其後武士の所領地に關しては質券を以て流すことを禁じ且家人にあら
ざる下輩に於いて所領地を質に取たるときは期限經過の後と雖も賣主をして知
行せしむ又質物に入れたる土地の作毛に關しては本錢を辨ぜざる間は錢主にて

これを進退し本物を辨じたる以上は本主の進退にきせしむ凡質擧には土地を用
ゐたるもの多くして期限は一定せざれごも其利子は大抵月別百文に付五文より
八文の間を取り券契には證人を用ゐたるもの少しと雖も往々口入人の姓名を書
加へたるものあり其券契の文は貸借と同じく假名を交へ用ゐたるもの多かりき」
この期に至り武士の所領地に關する法制を規定したるも賣買、貸借、質擧等に關
する一般の法制は明法博士等專ら大寶令に據り往々註釋を加へて用ゐたりき訴
訟の事あるや本奉行、合奉行を置く本奉行とは家司の內より專當の奉行を定め
其沙汰を致さしむるものをいひ合奉行とは政所の寄人の內より一人を以て其副
たらしむるものをいふいづれも常日の所職にてはなかりしを引付衆を置れし後
其衆を以て本奉行に定むる事は臨時の職掌にて初の格に異ならざれご合奉行に
至ては寄人の中より常に定め置るゝ例ごなりて自ら職名の如くなれり又本奉行
の沙汰或は遲滯し或は偏頗の事ある時訴訟人越訴をいたすべき爲に越訴奉行を
置くこれ北條時宗執權の初はじめて評定衆二人を以て此職に補せられ奉行人の

私曲を歷せられしより特に其任を重くし評定衆の中にても多くは北條家の親戚たる輩を擧用せり（式目新篇追加、東寺百合古文書、武家名目抄）

第十八章　內地交通の概略

源賴朝の幕府を關東に開くに及びて鎌倉京師間を始諸國の通信皆飛脚を用ゐ公用の傳馬は其沿道の土民に課す當時鎌倉より京師に至る飛脚は大抵七日を以て定めとす其急報を要するものは四日にして達すこれを最も神速と稱す其驛次は野路、鏡、蒲生野、守山、馬塲、小野、醒井、柏原、垂井、笠縫、墨俣、黑田、一宮、下津、萱津、古渡、熱田、鳴海、二村、八橋、矢作、豐河、橋本、引間、池田、見附、掛川、島田、菊川、岡部、麻利子、手越、澳津、蒲原、木瀨川、鮎澤、關本、酒匂、粉水、大磯等なりとす後鳥羽天皇文治年中賴朝驛路の法を定め上洛の使者雜色等伊豆駿河以西近江に至るまで權門庄々の所を論せず其傳馬を騎用し爲に其粮食を備へしむ又雜色足立清經に命じ鎌倉京師間の路次驛家渡船の事を監理せしめ又駿河以西沿道諸國守護人に命じて

夜行番衆を置き交番して旅人を警固せしむ又處々の新驛を增置し其路次各驛をして鎌倉京師往復の早馬及將軍家荷物の送夫を管せしめ其人夫は大宿に八人小宿に二人を課す如此賴朝が道路驛遞の事に意を用ゐる諸道相通じて壅塞する所なきが如しと雖もはや武人專横を極め朝廷の命令は行はれざりしものと見え文治の初朝廷發する所の宇佐奉幣使播磨國に至て武士の爲に追はれ隨身の神馬神寶皆明石の驛家に放棄して京師に還りぬ順德天皇建保年中諸國關津の地頭に命じて渡船を備へ行旅の煩憂を除かしめ且其船賃及用途は皆料田の收稻を以てこれに充てしむ（傳へいふ後堀河天皇の貞應年中北條義時土佐、兵庫、紀伊三港の士を鎌倉に徵集し廻船式目一條を頒行すとされども其文當世のものにあらず恐くは後人の僞作せしものならんか）寬喜年中北條泰時海路往返の船舶或は漂倒し或は難風に遭ひて他境に至るとき寄舟と號し地頭等貨物を掠奪するを禁ずこれよりさき諸國の地頭等河手津泊等の稅を課して得分こせしが其弊多くして庶民の困難少からざりしかば遂に弘安七年に至り一切停止せしむ賴朝の薨じてより諸州大に亂れ强賊諸道山海に充滿して通行するもの甚稀なり加之四條天皇嘉禎年中鎌倉京師間往復の急脚等屢路上の駄馬を强

奪して百姓を苦しめしことぞここに奥羽は夜盜强賊處々に蜂起し屢旅人を侵掠せしかば後深草天皇康元元年書を奥大道の地頭に下し各驛皆番衆を置きて其路次を警固せしむ其後三年を過ぐるも奥羽の騒擾尚やまず旅人路頭に苦しむもの多し更に陸奥、出羽二國の地頭に令して前命に背くを責め其知行所各驛皆衛所を建て結番して路次警衛の事を誓はしむ又龜山天皇文應年中諸國家人等專横を極め擅に上洛夫駄の料或は大番役と稱し巨多の錢を貧民に課して催責せしかば百姓等其苦にたへずして愁訴するもの多かりきよりて大番役別錢參百文の課役を廢して五町別に官駄一匹人夫二人を出さしむ弘長年中將軍上洛の時始めて其夫役を諸國百姓に賦課す其法段別に百文五町別に官駄一匹丁夫二人を出さしむ畠は二町を以て田一町に准ず百姓若し遁逃せば尚其役を鄉里に課すこれ後世に至て助鄉課役あるの濫觴なり鎌倉創業の際には驛遞道路の事を掌る一定の官職を設けず大抵臨時これを置くものとす即御出奉行、路次奉行、御宿奉行、御物奉行、宿次過書奉行等なりとす宿次過書奉行は鎌倉、六波羅兩所共にこれを置き專ら路

次驛遞の事を管せしむ後常職とすこの期に至りてもなほ緇流の徒が道路橋梁修築の事に與りしものと見え貞永年中僧往阿彌陀佛和賀江津を築く其後弘安年中西大寺僧叡尊宇治橋を修め正中年中稱名寺の僧も亦遠江國天龍川及下總國高野川の橋梁を修むこれよりさき後二條天皇乾元年中安東爲條資財をいだして播磨の賀古河口より石塘を海中に二町餘造りて福泊を築く碇泊の便經島に匹敵し商沽輻湊す後四十餘年を經て塘內淤塞して復修むるものなく終に衰頽に至る後醍醐天皇嘉曆年中攝津兵庫、渡邊、神崎の三箇津に勅して八年間諸社神人供祭人の船ど雖も皆商錢を徵して大佛殿料に充てしめらる元弘年中より各驛傳馬と籠輿とを置き旅人病者等を送るべき料に充てしといふ又大津、坂本には馬借あり鳥羽、白河には車借ありて京畿貨物の運搬を助けしとぞ建武の初諸國を分て遠中近ごし往返の行程日數を定め尋て大番條々を定められしが又大津葛葉の外悉く處々の新關を撤し商業往來の便を得せしめ給ひき

訓往來、太平記、建武年間記、名所方角抄、武家名目抄、古今要覽稿

吾妻鏡、百練抄、貞永式目追加、式目新篇追加、十六夜日記、關東往還記、峯相記、鎌倉極樂寺古文書、庭

第十九章　朝鮮支那交通貿易

筑前の博多は外蕃常に輻輳して朝鮮支那の貿易場たりしが當時支那より輸入する所のものは唐錦、唐綾、唐墨、茶碗具、唐筵の類にして縉紳家これを購うて珍重す又攝家は其私領薩摩の坊津に於いて貿易し唐物稅を課す天野遠景の九州奉行となりて諸津の稅を課せしも坊津は陽明家に拒れて遂に課することを能はざりき平氏の亂に對馬守藤原親光高麗に逃る王厚くこれを遇し賴朝の迎ふるに及びて船二艘に珍寶を載せて送還せりされど朝鮮の交通貿易は安貞年中對馬の惡徒高麗國全羅州に闖入して財物を掠めたるが如き或は貞永年中鏡社部人高麗國に渡りて夜討をなし珍寶を奪ひ取たるが如き或は弘長年中對馬の民高麗國金州を襲ひ其貢船の米穀を奪ひて還りたるが如き幾分か貿易上に妨害を與へたるなるべしこれに反して支那の交通貿易は此期の初に至り盛に行れしが如しそは僧榮西、僧道元、僧圓爾の往我よりゆき僧道隆、僧祖元、僧普寧の徒彼より來りたるが如き

或は實朝が鎌倉の僧良眞、葛山願成等十二人を宋に遣したるが如き或は時宗が商沽を遣して銅錢を求めたるが如きここに著しき例なりとす後深草天皇の寶治年中西國に令して米穀渡唐を停止せられしは寛喜以來五穀みのらざるに因るか兎に角米も亦當時輸出品の一に居りしなるべし建長六年北條時賴西國の地頭に令して入宋貿易船の數を定めて五隻とし其他を破却せしむされども尙貿易は絕えず行はれたりき然るに宋の國勢益す衰へ北部の遼は金に滅され金も亦衰へて西北の蒙古起り金を滅し宋に迫り龜山天皇の文永五年其主忽必烈高麗を屬し悖慢の書を贈る北條時宗これを郤け使者を逐ひ筑紫海邊を嚴にすこれより高麗、蒙古屢使者を遣すも皆郤けていれず遂に十一年蒙古高麗の兵を率ゐて壹岐、對馬を寇し其守護代を殺し進て松浦を犯し太宰府に逼る筑紫鎭兵風雨に乘じ擊ちてこれを退く明る年蒙古國號を建て元といふ又使を遣して修好を要す時宗これを收へて斬り又報せず公私の用途を節減し益す東國の兵を徵發し又鎭西の大小名に賦課して筑紫海濱に石壘を築かしむ弘安四年五月元兵十萬高麗兵一萬軍艦

四千艘を以て海を蔽て來り壹岐を取り博多に向ふ舳艫相銜みて松浦潟に連る我軍筑肥海濱に羅布してこれを防ぐ閏七月颶風俄に起り賊艦壞れ悉く覆沒し生て還るもの僅に三人のみ文永以來國家頗る多事にして內は毎日社寺に勅して祈禱を促し外は繕甲築壘を專らとして外寇防禦に怠りなかりしかば又貿易に從事するの暇あらざりき元弘安役後また武を以て取るべからざるを知り後伏見天皇の初僧一寧を遣し修好を說かしむ北條貞時これを伊豆に錮す其碩德なるをきゝ免じて建長寺に住せしむ一寧爲に敎化し元遂に志を得ず常に我の仇を復せんことを畏れ海防を嚴にして貿易を禁じ桑門商沽と雖も岸に上るを許さず其城門に入るものはこれを細作人と見做して處罰したりといふ後二條天皇德治年中我西邊の商沽支那に航し慶元路に至り官吏と爭ひ遂に其一城を燒く其後花園天皇延慶年中我渡航者僧友梅を收へて雪州の獄に入れ刑吏白刃を首に加ふ友梅從容として佛光禪師臨刑の偈を誦す珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風」と刑吏これを奇としてゆるしゝといふされば彼我交通貿易は弘安役後一時中絕したることを知る

べし吾妻鏡、百練抄、五代帝王物語、關東評定傳、蒙古襲來繪詞、吉續記、一代要記、盛衰記、高麗史

第四編　足利幕府時代より織田豐臣幕府時代に至る

第二十章　內地商業の概略

南北の亂以來各地戰爭の害を蒙りて商業を妨げしが京師はことに其衝に當りて最も甚しかりしといふ足利氏幕府を室町に建つるも戰亂の餘京師の凋弊は容易に救ふべからず永享年中義教筑紫の富家四名を京師に移して凋弊を救はんとせしかどもまた商業上に影響を及ぼすほどの事はなかりき義政の時權臣細川、山名各黨を立て陣を東西に張り細川は義視を助け山名は義尚を助くこれを應仁の亂といふ細川の黨十萬山名の黨九萬と稱す諸國の守護この機に乘じて封疆を爭ひ日本全國忽潰裂するこゝに於いて各自保守して貢租を閉ぢ幕府の命令また行れず京師は東西の軍郊外に戰ひ邸第、神社、佛閣皆兵燹に罹る京師戰場となること凡十一年なり保元以來京師に兵塵を及ぼすこと十餘回なるも諸將尙尊王の大義を存し縱に兵燹を放たず戰も亦半年に亘るものなしこゝに至り古今未曾有の大亂を

京師に釀す實に亂世の極といふべし又享祿以來細川の亂にて京師再び戰場となり邸第、神社、佛閣又焚燒せられしが甚しきに至りては內裏の垣墻破れて三條橋上より內侍所の燈火を見紫宸殿前左近橘樹の下に市人茶店を設けて煎茶を賣りしといふ當時土御門の內裏は今の上長者町の南烏丸の西にして方一町に過ぎざりきこゞ其後天文十二年尾張の人彈正忠織田信秀料足四千貫を朝廷に獻じて內裏四面の築地を修む其子信長足利氏に代りて政を執るや主として內裏を修繕し朝廷の節會を擧行し洛中の地子錢以下非分の課役人夫を免許し諸方に退散せる公卿を還住せしむこゝに於いて京師漸く面目を改む偏に信長勤王の功といふべし足利氏に至り京師の衰ふるや和泉の堺商業地として起れり堺は足利氏の權臣山名氏清、大內義弘等相尋で領し其地京師に近く海灣を擁し外舶常に輻輳して貿易の利を占む故に富商多く室町將軍家の財政を左右するものは皆この徒なりき信長の尾張より徵行して堺に赴きしもこれが爲のみ堺に次で兵庫も亦中國の良港にして外船輻輳の地なれば商業も繁昌せしこと見え室町將軍家の局方、は

鏡もちの餅屋

した衆の切米を賣るには常に兵庫に於いてせりこの他中國には大内家石見の銀山を有し遣明船を支配して貿易の利を占め富第一と稱すこゝに至りて周防の山口大に繁昌し諸藝の堪能諸職の名人縫物織染彫刻の類まで其家々を呼下され國々よりは諸商人到來して日毎に市を立て賣買せしかば時人これを中國の花都と稱しき關東は永享九年足利持氏の亂後鎌倉凋弊して北條家の小田原大に繁昌し津々浦々の町人職人西國北國より群り來り一色より板橋に至るまで其間一里のほどに棚を張り賣買數を盡しける山海の珍物琴碁書畫の細工に至るまで不レ盡といふことなし異國の唐物未だ目に見ずまた聞も及ばざる器物を幾等といふことなく積置きたり交易賣買の利潤四條、五條の辻に過ぎたりといふ尾張清洲の織田家の城下も近國の市場にして中村の足輕木下彌右衛門の長兒猿が遠州濱松に赴くこて木綿針を買ひ新居家村百姓の子福島市松が眞桑瓜を鬻ぎしも皆この市場なりきされば今尚同地に北市場、西市場の名殘れり其後信長の安土に城を構ふるや高十丈の天主閣を置き石疊をめぐらし壯嚴を極む當時八幡を安土山下町

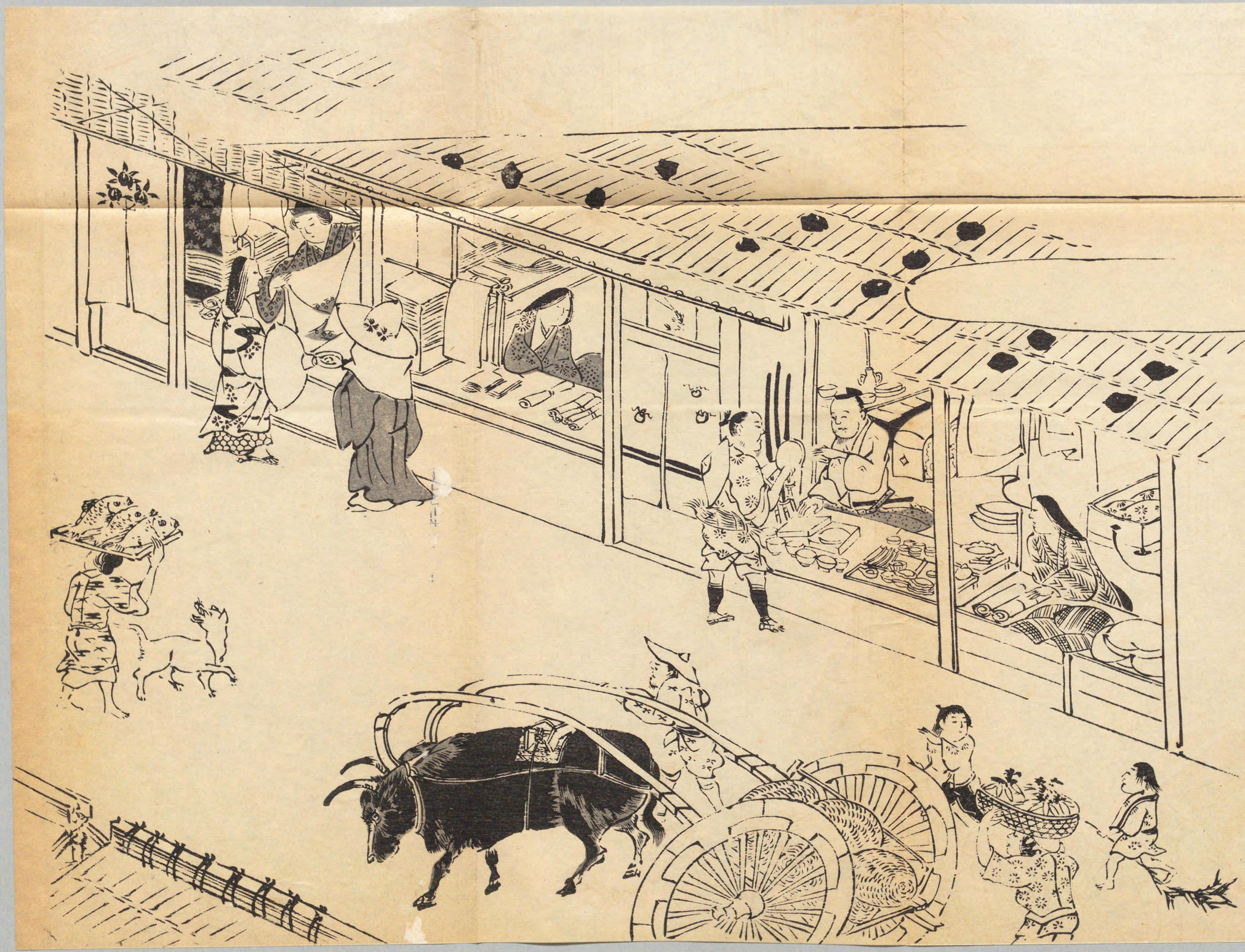

場なりきされば今尚同地に北市場、西市場の名殘れり 其後信長の 安土に城を構
ふるや高十丈の天主閣を置き石疊をめぐらし壯嚴を極む當時八幡を安土山下町

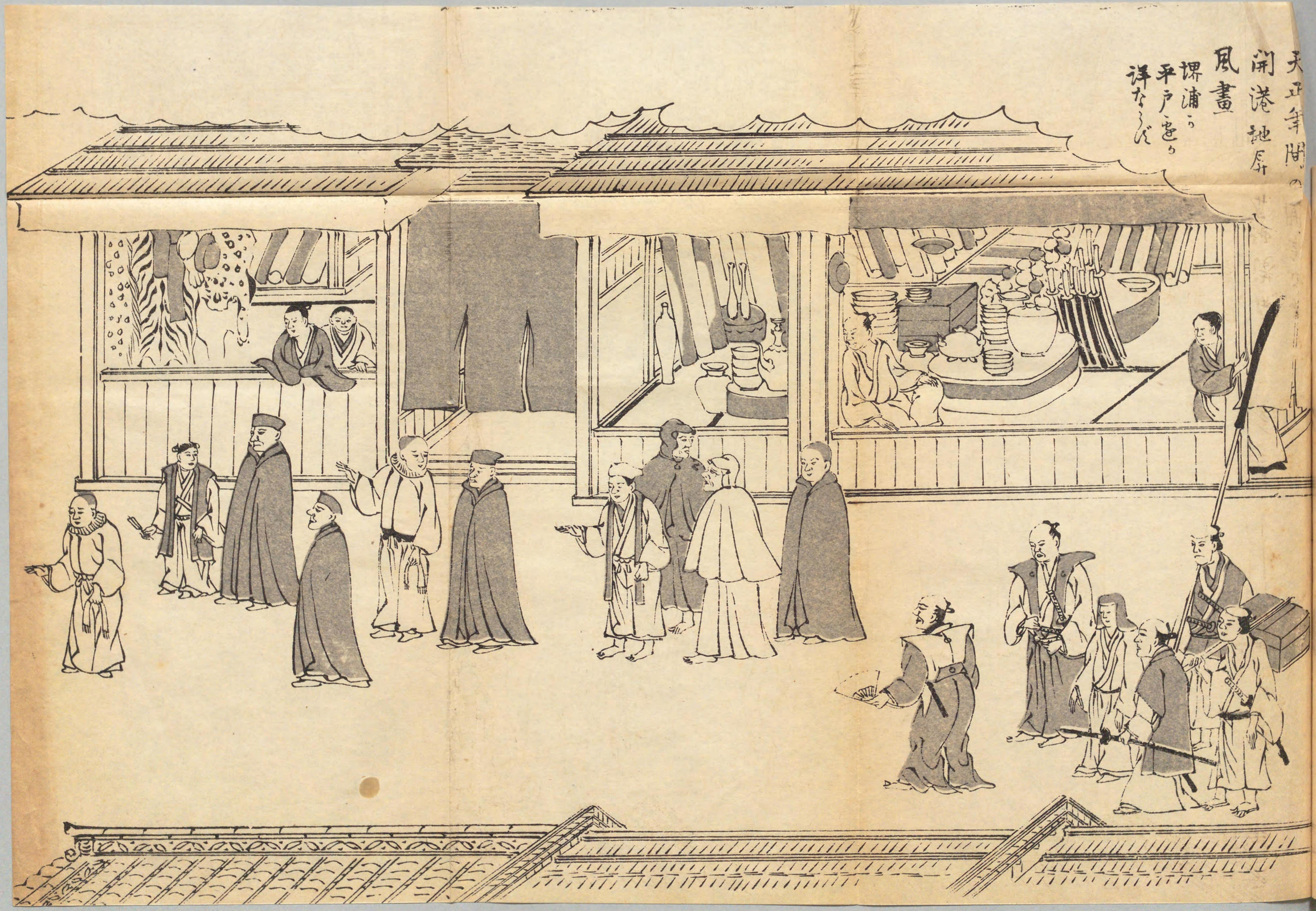
天正年間の
開港地屏
風畫
堺浦の
平戸邊の
詳ならぬ

と稱し陣取を禁じ普請、傳馬、德政を免許して大に保護せしが如く城下には必ず市街を置き繁榮を來さしむるの要あればなり故に群雄割據の時代にては其城主の繁榮と商業とは常に相伴ふものなることを知るべし

足利氏の治世に至りては將軍より各地の守護及神社佛閣皆其所領地の商業に座を置き專賣を許して諸役を課し他の競望を許さず故に座外のもの、商業をなすを脇賣、振賣など稱して嚴禁す即米座、油座、茶座、酒座、錫座、魚座、鹽座、紙座、綿座、布座、銅座、小袖座、博多打座、檜物座、結桶座、材木座、摺暦座、伯樂座の類なり天文年中京師の座のもの振賣の商人と屢口論をなして檢斷所を煩すを以て過錢として料足一貫文を出さしめ且其商賣を停止せしむされどここの弊やまず永祿年中堺南北の商人他より酒を賣るものありて酒價低落せしかば停止せんことを訴へたるが如く又京師魚座のもの堺南北を振賣して抑留せられ其是非を爭ひたるが如し座は後世の株式にしてこれを相續し又これを賣買、讓與、質入する事を得るものとす文明年中洛中紙座先祖相傳の支證を一條道場の國壽庵に質入したるものあ

り及天文年中伊勢神宮所領の米座を賣買したるに其價壹兩こあり康永年中祇園社領の綿座所役を出さゞるによりて綿賣三人所持の綿を留置くに至る其賦課の苛酷なるを知るべし專賣の弊遂に騷亂を起すものありこれよりさき應永年中北野公文所法印禪能醬麴の特許を得たるを以て洛中の醬麴を禁じ江州の米價これが爲に低落し坂本の馬借等大に憤り日吉祭禮に託して縉紳の車駕及內侍の乘車を抑留す朝廷山門に命じて馬借の住所を破却せしむ馬借黨を結び百餘人京師に闖入し貴賤上下の邸宅に放火するに至れり

又足利氏に至り屢德政を行ひ大に商業を妨げたりき王朝の德政は猶仁政こいふが如く天子一代に一度德政を行ひて民を賑恤し給ひしが鎌倉氏の中世より德政遂に破れて民事上の貸借にまで及ぼすことゝはなりぬ足利氏に至りてはこゝに甚し正長年中近江の馬借蜂起し德政を唱へ京師に入るこの一揆延いて伊賀、伊勢、大和、紀伊、和泉、河內に及ぶこれより人民屢德政を請求してやまず義政の時には所領十七所より德政を請求し一代中十三代に及ぶこいふ神社佛閣も德政の禍

を免れず文明年中土民德政を唱へて東寺を燒き延德年中惡黨北野社に閉籠して德政こ號し遂に其社を燒くに至る德政には全國一般に行ふものこ一地方を限りて行ふものこありて德政を行ふべきものゝ期限を定め又其幾分を沙汰し穩便に白晝女を以て取るべしなご規定するもこれ有名無實のことにして貝を吹き鐘鼓を鳴らして德政を報ずるや無賴の徒富豪の門に侵入して掠奪するさま山賊にひこしこ云へり嘉吉年中僧慧鳳德政篇を作りて其弊を論ぜし如く實に暴政にして當時商業を妨害せしこご少からざるべし

この外諸國には段錢を課し京師には棟別錢を課すはじめは御即位御造營將軍家の代替其他大社の造營等にのみ課せしに義政に至りてはこゝに奢侈を極め段錢を課して茗を喫し書畫古器盆石を弄し公卿僧徒こ遊びて日を消し花觀の饗應には黃金沈檀を以て箸を作るに至る加之土木を屢興し花御所の經營には六十萬緡を費し母重子の高倉第の腰障子一間の直に萬緡を費すに至れりこゝに於て義政は京師の倉役を月に九度課せしこいふこれよりさき永享年中有德の金商人に用

金を命ぜしに皆事に託して出さゞりしかば直に其商人を刎るに至りぬ當時商沽の困難思ひやるべし

世戰亂に屬するも商業は尚絶えず行れしかば諸國に問屋ありて賣買を助けしこといふ當時は問屋も世襲のものとなりて相傳せしこと見え文明年中西國の紙問丸屋九郎三郎光次祖父以來相傳に付他人の競望あるも由緒によりて煩なきの敎書を請ふに至れり又替錢も絶えず行れ爲替の切符を替文さいふこといひて用ゐしこと天文年中大村民部大夫國許にて爲替錢七千疋を渡し京師にて商人五井より請取し事見ゆれば當時西陲と京師間にも爲替の行れしや明けし又當時商沽の重なる種類を擧ぐれば鍋賣、油賣、もちい賣、扇子賣、帶賣、白い物賣、蛤賣、魚賣、弦賣、ひきいれ賣、土器賣、饅頭賣、法論味噌賣、硫礦等賣、煎し物賣、米賣、豆賣、豆腐賣、素麵賣、鹽賣、麴賣、燈心賣、葱賣、枕賣、白布賣、直垂賣、苧賣、綿賣、薫物賣、藥賣、心太賣、すあひ、藏まはり等あり又商沽が屋號を用ゐる事も此期に至りて行はれしが如し應永年中奈良天蓋大路の宿屋に龜屋の名あり永正年中攝州に千鳥屋、鷹屋、こう屋、あろ

219380

かね屋等の屋號あり天文、天正の頃に至りては京師、堺の商人專ら屋號を用ゐるに至れり

豐臣秀吉の織田氏に代るや京師大に繁榮を來し王朝の古へに復するの思をなせり天正十三年には聚樂第成り足利義滿北山行幸の例に倣ひ天皇上皇の臨幸を仰ぎしがこれより同じき十四年には大佛殿方廣寺を建立し同じき十五年には晴天十日北野松原に於いて大茶之湯を催し同じき十八年には三條の大橋を新造し渡り初こして三月十九日相州小田原北條征伐に進發し同じき十九年には西六條の地を本願寺に與へ大坂の天滿より光佐、光壽を召すこの外洛中の地子錢を許し市中に散在せる寺刹を一方に移して市街を整理し文祿四年朝鮮王城のありさまをきゝ京師王城の四方に土手を築き水難の患なからしむ應仁以來京師大に荒廢し秀吉の市街を整理する時僅に現在せしもの五組にして即上立賣組、中筋組、小川組、西組、一條組なりき後人この五組を上古京と稱し聚樂組を下古京と稱す町も亦本名を失ひ正親町を中立賣、土御門を上長者町、鷹司を下長者町、近衞を出水、

勘解由小路を下立賣、萬里小路を柳馬場、西朱雀通を千本、五條通を松原、樋口通を萬壽寺など稱するに至れり

天正十一年豐臣秀吉難波に城を築く難波は中國樞要の埠頭にして四國九州の漕路に當り兵庫を右にし堺を左にす仁德天皇以來外舶輻湊の所となり其後攝津職を置きて津務を管せしめられ外蕃のためには鴻臚館を設置し遣唐使の發するも亦御津の崎よりせり足利氏の時に至り明應四年本願寺の蓮如石山に一寺を建つ天正の初本願寺の顯如其地に城を築きて信長に抗すること十一年秀吉其城墟に大城を築く大坂の名は土人城内の雁木坂を大坂と呼びしより遂に城の名となり

後には大都會の總名となりぬ秀吉の堺の富戶を移すに及びて堺の商業大坂に移る

看聞日記、多聞院日記、大乘院寺社雜事記、祇園執行日記、康富記、親元日記、宣胤卿記、蜷川親俊日記、政所賦銘引付、竹居清事、建武式目追加、春日若宮社日記、東寺百合古文書、妙興寺古文書、春日神社古文書、壬生家文書、集古文書、離宮八幡宮古文書、七十一番職人歌合、德政方、鳩拙抄、塵塚物語、却濁發心略記、昔物語、室町殿日記、應仁記、應仁別記、大內家壁書、小田原記、北條五代記、太閤素生記、江州八幡古文書、雍州府志、山城名勝志、上立賣綾町古地由來略記、浪速古圖、大坂記、大坂御城記

第二十一章　貨幣度量衡

足利氏も亦北條氏の如く外國の錢貨を仰ぎて國用をなせりされば應永五年明より六百貫文を得永享三年高麗より千貫を得同じき六年明より三十萬貫を得たり或はいふ應永年中外國の錢貨のみにては尚國用に不足を生ぜしかば義持鳴海刑部賢勝を錢奉行として永樂錢を鑄足せしめしことぞここに義政の如きは寬正五年、文明七年、十年、十五年の四度まで明主に銅錢を仰げりこれよりさき明の永樂錢大に我邦に輸入し來り永高、永勘定などいふ事さへ聞え初めたり關東は天文の頃より諸民この永樂に鐚（ビタ）といふ惡錢を取交へて同じ直段に用ゐし故市町にて彼惡錢を撰び論じ鬪諍やまざりければ天文十九年北條氏康領内一般に永樂錢を用ゐる他錢を用ゐることを禁ずるに至るこの後甲州も亦錢南京として永樂錢大に流行せしかば鐚錢次第に京畿の方に上り永樂錢のみ關東に留れりこぞされればこの時より鐚錢を京錢といひしとかや慶長九年永樂一貫文に鐚四貫文を充て行はしむ然れども錢を撰ぶこと尚やまずこれよりさき壽永判、永字判、上字金。雁金等の古制ありしこと雖も今何世に製したるものなるを知らず天正の初織田信長大判金を

製し後藤某をして極めしむこれを大判の始とす天正十五年豊臣秀吉銀銅錢を鑄る文を天正通寶といふ同じき十六年大判金、小判金を製し後藤光次をして墨書墨判せしむ大判に天正大判金、菱大判金、太閤大判金、大佛大判金等の種類ありされごも天正十三年金賦と稱して金五千枚、銀三萬枚を大名小名に與へしことぞさ
れば當時既に大判丁銀等のありしこと明けし又文祿元年銀銅錢を鑄る文を文祿
通寶といふ德川氏も亦文祿年中駿河銀判、五兩銀判、五兩金判等を鑄造す其後後
藤光次をして武藏墨判小判金等を鑄造せしむ慶長四年始て壹駿河墨判小判金
步判金を鑄造す壹步判金に大坂壹步金、雛丸桐壹步判金、圓壹步判金等あり又半
兩判金、太閤貳分判金ありと雖も其鑄造の年月を知らずこの他甲州金と稱する
ものあり其始詳ならずと雖も武田氏の時の物を古金と稱し碁石金、板金、太皷金、
細字金、延金、繩目金等の名ありて松木、野中、志村、山下の四家にて鑄造せり、又前
田家も天正年中能登の寶達山の金を得しかば豐太閤に請うて後藤家の一族後藤
用介を聘し大判、小判を製す牛舌大判金、天正梅輪内大判金、加賀小判金、梅輪内小

判銀、梅輪内小判銀、井筒小判銀、菱小判銀、この他花降銀數種あり所謂朱封極印
銀と稱するものこれなり又此期の末に至り切銀、竹流など稱するもの行はれし
がこは元目方の一定したるものにあらずして入用の時鑒或は鋏にて切り秤に懸
て用ゐしなり越後にては鉈にて切りしといふ今兩替に切賃といふものこれより
いでしなるべし又錢九十六文を以て百文と稱せしこと天文年中上杉憲政の家老
長尾某が工夫せし事にて軍國の用にて諸國へ人をいだす時財用を豐かにして目
的を達せしむる意よりいでしといひ又唐の省陌にて九十文、八十文を以て陌と
稱する事あればそれに倣ひて用ゐ來りしならんか然れごもこの期の初元德年中
鹿島造宮の用途に目足錢の事見ゆればこは唯渡來の外國錢九十六錢を以て一百
錢に通用せしより出でし事ならんか小判も最初は後藤家にて墨書墨判せしを慶
長六年より墨判を廢し刻印こせりしかし大判は江戶幕府の末に至るまで墨書の
まゝなりしこぞ

看聞日記、甲斐妙法寺日記、薩戒記、日用集、太閤記、善隣國寶記、朱朝年代記、鳴海氏由緒書、物價通考、金銀錢沿革考、松の落葉、貞丈漫筆

度量衡も亦この期に至り各所隨意の器を用ゐて一定のものなし大內家は年貢の

麻布をはかるに鷹計を用ゐ二丈八尺を以て一端とし又布は二丈五尺或は二丈六尺と定め長曾我部家は布木綿は悪善によらず大工金四尺五寸を尋にして七尋たるべしと令するが如し量も亦官量はいつしか絶えて各領地私量をのみ用ゐしと見え北條家に榛原升、炭原升あり武田家に、鐵判(カナバン)升、はたご升、なから升あり東大寺に本借升、川上升、拾合升、寺升、長箸升あり東寺に坊用升、佛餉升あり楞嚴寺に七合升、新田八合升、細川市升ありこの外上宮王院地子升(長祿三年一升升零二勺)春日神戸直米升(永享七年一升一合三勺三撮)シバ屋敷地子升(文明六年六合九勺弱)マカリマヲ升(文明八年九合六勺二撮)反錢升(天文十五年八合五勺)錢升(天文十六年)内侍所升(元龜元年九合六勺四撮)花田升(元龜元年)武佐升(八合一勺)藥師寺反錢升(天正中八合五勺)等ありて枚擧するに遑あらず永祿十二年北條家は升座十二人を置き他所に於いて製造することを禁ず且年貢借物にはあげ賣買には下げて用ゐしむこの後長曾我部家も亦この例に倣ひて升の用ゐ方を定む天正年中甲州の武田家は吉川守隨を秤座となし黄金掛引の秤を製せしむ天正十一年徳川氏の關東を領するに及びて守隨の子彦太郎をして分國中の秤を製せしむ天正十八年豐臣秀吉淺野長政に命じて量法を定めて諸國に令せらる其升の裏に立五寸一分、横五寸一分半、深さ二寸四分半、但内のりなりとありて其寫を諸國へ渡したると見ゆこれを京番(香は判の借字)又京升ともいふ今升の九合八勺六撮有奇を容るといふ

多聞院日記、長曾我部元親百箇條、大内家壁書、北條家古文書、楞嚴寺古文書、北條五代記、甲斐國志、古今要覽、成形圖說、倘古陶錄

第二十二章　賣買、貸借、質擧に關する法制

足利氏に至りても武士所領の恩地は鎌倉の時の如く沽却することを禁じ若し犯すものあらば買人といひ賣人といひ罪科に所せしむされども一般の土地に關しては別に拘束する所なかりき概して土地賣買の儀式は大に衰へ何れも私契にして請人、口入等を立つるも其契券の文に至りては多く假名を用ゐ花押も中には附號(シルシ)の如き物を用ゐるに至れり一般物貨の賣買に至りては一定の法則なく各地の守護領下の人民に對し隨意に施したるが如し即大内家は市町或は店屋に持出たる物に對し漫に盜物と號しこれを押取して喧嘩に及ぶことを禁じ若し盜品を認めたるときは其所の役人に預け置き批判を請はしむこの他公方買、守護買と

稱して押買することを禁ず又伊達家は(植宗)賣物の代ひさしく支拂ざる處賣主死去の後其子親の代を催促せしむるとき死去の親存命のうちに相濟ましたるよし問答に及ぶ事あらば死去の親の日記にまかせ相すますべきなりもし又仕拂ひたる支證あらば不レ及是非一と規定し又長曾我部家は馬を他國へ出し賣買するを禁じ若し犯すものあらば其馬を召上げしむ封建の時代に在ては往々軍器上禁賣するものありと雖も又各自領下の人民を保護するの點なきにあらずされども武士は物を賣買するを卑しむるは一般の氣風にして武田家の家法には人の前に於いて食物幷に賣買の雜談をなすを禁ずるに至る又當時の物價は實に左の如くなりき」

應永年間の物價		天文年間の物價	
十六文	酒二升代	壹匁三分	木綿壹疋
十三文	慈仙一切	六匁三分五厘	米壹石
十　文	墨　代	五百文	越後布一端
五百文	樽三十枚	六十貫	唐錦二端
三百文	飯びつ三	貳十文	上酒一升

建武式目追加、多聞院日記、室町殿日記、大内家壁書、武田信玄家法、塵芥集、長曾我部元親百箇條、大神宮古文書、香取古文書、弓削庄古文書、阿彌陀寺古文書、清涼寺古文書

足利氏は貸借年限を二十年と定め十年に至るものは一倍を以て辨償せしめ十年以後は三倍を以て糺返せしむ又期限を經過したる後催促三度に及ぶも承引せざるものは政所へ訴申せしめ本利返辨の外過怠分として十分の一を拂はしむ又本人沈淪したるときは請人に於て辨償せしめ又巨多の借錢をなし事を窮困に寄せて借書を破るべき强談に及ぶことを禁じ又借書紛失三年以前の分は糺明に由なしとするも證人等あるときは紛失安堵の下文を與ふるものとす其他諸國の守護各法令を異にするも武田家は錢貨を借るに田畠を書入するを聽すも謀書謀判を嚴禁し親の貢物は其子をして辨濟せしめず但借狀に親の加筆したるものは其沙汰を受くべきものとす貢物人の遁世或は逐電と號し分國中を徘徊するを禁じ資財の盡きたるものは身を奴婢に賣りて償はしむ貢物人死去すれば口入者をして辨濟せしめ連判借狀の場合には其中逐電者あるも他の者をして貢擔せしむ逐電者の田地を處分するには先づ年公貢事以下

地頭へ辨濟し其餘分を債主に與ふるものとす米錢借用一信に至れは頻に催促を加へ猶難澁なるものは過怠と見做さしむ北條家は如何樣なる借錢借米にても市日に來る商人に對して催促するを禁じ若し犯すものあらば市の橫合と稱し罪科に處す長曾我部家は借物、預物火事盜人に遇ひ我物をも合せて失ひたるときは辨濟するに及ばずとするも借物、預物のみ盜火にて失ひたるときは辨濟せしむる等なり

質物を取りて營業とするものを土倉と稱し絹布類、繪賛物類、書籍類、樂器類、家具幷に雜具の利子を五文子と定め其期限を十二月とし盆香合、茶碗、花瓶、香爐、金物類の利子を六文子と定め其期限を七月とし武具類の利子を五文子と定め其期限を廿四月とす土地質入の期限は廿年にして若しこの期限を經過するときは公私領を論ぜず錢主の所有に歸せしむるものとす武田家は過分の質物を少分にて取たるときは縱ひ兼約の期を過ぐるも沽却すべからず五三月相待頻りに催促を加へなほ沙汰なきものは證

人を以てこれを賣らしむ今川家は負物に依りて棚質となし諸商賣の物を押取ることを禁ず長曾我部家は質物盜火に遇ひて失ひたるときは質置主の損耗とす質營業者は前にもいひし如く土倉と稱し常に重稅を課せらるゝを以て日錢店を設け巧に稅目を避けしかば更に錢會所を設け日錢店に貸額十分の一の稅を課せられしが又屢德政の爲に苦められしこそ室町幕府德政の法條によれば絹布、繪賛、書籍、樂器、具足、家具、雜具の類は十二月盆香合、茶碗、花瓶、香爐、金物類は廿月米穀雜穀類は七月と定めこの期限中は十分の一をいだして返取せしむるものとすされども其實は一片の法條に過ぎずして德政の起るや其期限等を論ぜず强奪し去るといふ德政の禍を避くるが爲に土地賣買の券契には縱ひ德政あるも改動すべからざる旨を書加へ又錢貨の借貸にはこれを借狀とせずして預狀とするが如き皆德政を避くるの手段なりき永正頃より將軍家守護等の朱印を用ゐるに至り券契類に印章を捺すもの出づそは天文年中松尾櫟谷社神田作職の讓文に神主梶原神五郎は方形の陰文墨印を用ゐたるを見る又亂世にても券契には花押を重ん

じたりと見え長曾我部家は上下共判形を替ふることを停止す訴訟に關しては權貴、女性、禪律僧の口入を禁じ又訴論人差出所の目錄には必ず判形を加へしむ訴論人對決すべき時には本奉行、合奉行の外更に證人奉行二人若くは三人をして其沙汰の始末を見聞せしむ甲州武田家は橫奉行を置く訴訟の時公事奉行の傍に在りて其曲直を察し若し法令にふるゝ事あれば其旨を主將に密告するの職掌にて室町將軍家の證人奉行の類なり橫は傍の意にて目附の職を橫目といふに同じ又鎌倉氏の制に倣ひ評定衆の中よりさるべき輩を以て越訴奉行に補し奉行人の私曲緩怠を防げり（建武式目追加、武田信玄家法、今川家古文書、長曾我部元親百箇條、遺老物語、東寺古文書、昆陽漫錄、武家名目抄、室町職官考）

第二十三章　内地交通の概畧

足利氏の志を得るや鎌倉の封建制度に倣ひ北朝の武士を諸國の守護となし其家格に依りて待遇を異にし所謂下馬衆、三職、御相伴衆、國持衆。准國持衆、外樣衆、御供衆など稱し江戸幕府の萬石以上ともいふべきもの凡四十七家ありき今應仁年

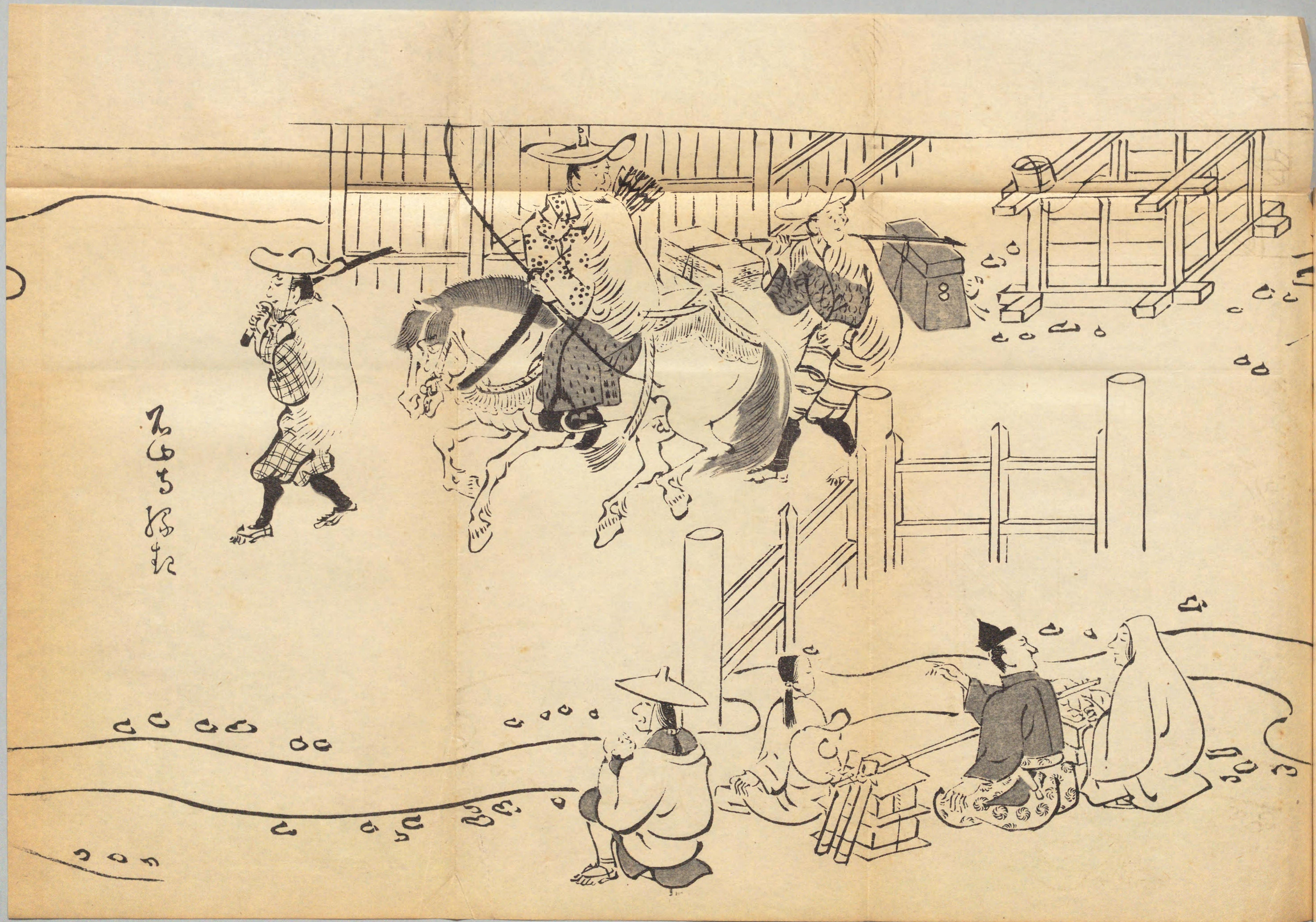

格に依りて待遇を異にし所謂下馬衆、三職、御相伴衆、國持衆、准國持衆、外様衆、御供衆など稱し江戸幕府の萬石以上ともいふべきもの凡四十七家ありき今應仁年

京治市街之図

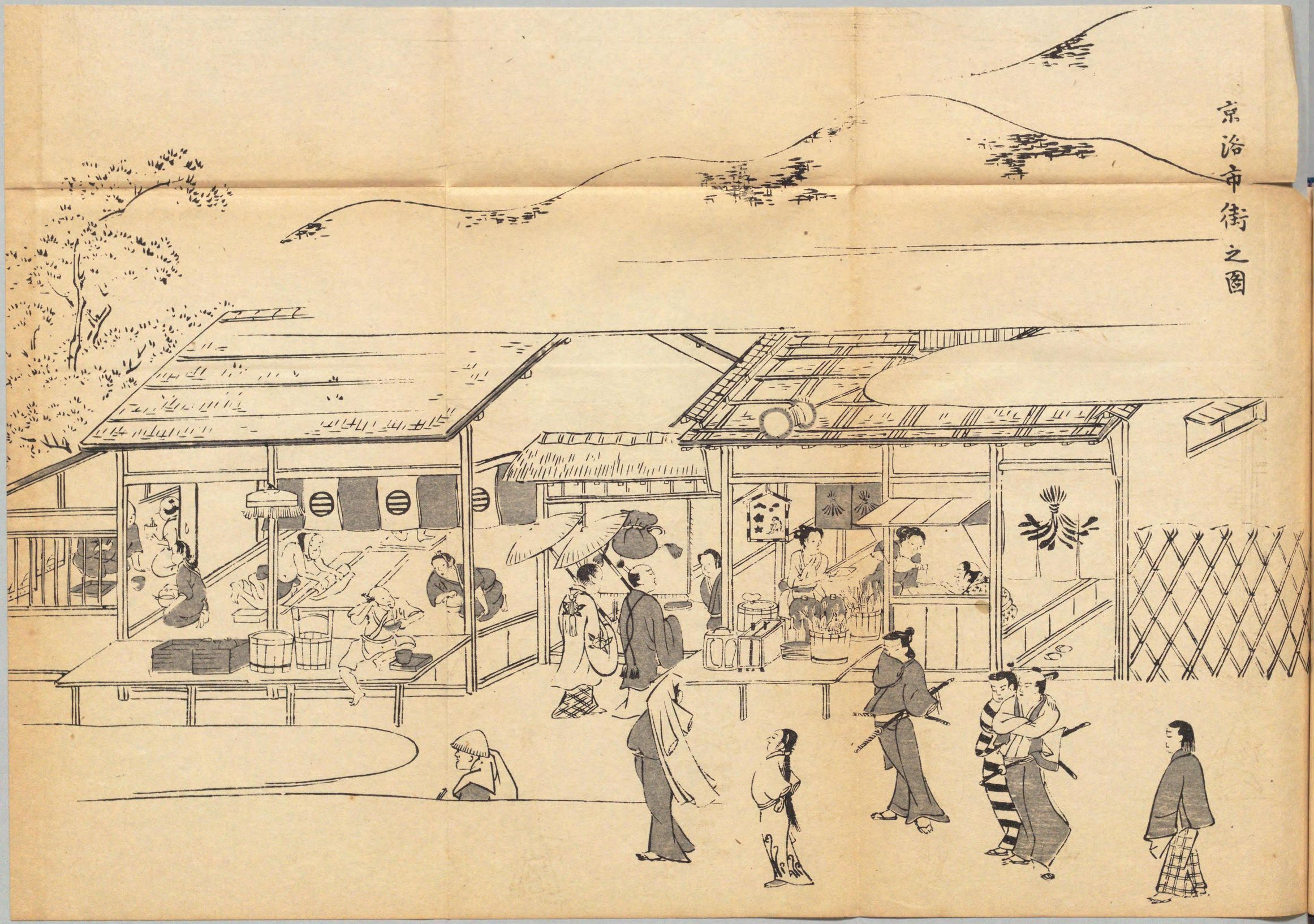

中室町將軍家に屬せし大名の重なるものを擧ぐれば京畿、南海に細川、畠山、東山、東海に佐々木、六角、土岐、吉良、今川、北陸に斯波、富樫、一色、山陰、山陽に山名、大内、赤松、西海に澁川、大友、關東に上杉、武田、里見、千葉、佐竹、結城、宇津宮等ありされども其初世は南甲の遺臣屢回復を圖りて戰爭やまず其中世は細川山名の徒跋扈して治らず其季世に至りては天下麻の如く亂れ英雄各地に割據し又足利氏の命を用ゐるものなしこゝを以て人々法制を立て領分の民を支配し恰も日本國中に獨立せる無數の小國を顯出したるに異ならざりき大内家は周防鯖川の渡錢を定め旅客一人一文、荷物一人持二文、二人持の鎧唐櫃及長唐櫃馬五文、輿三文皆洪水の時を以て其準則とす若し此法度に背く者は行人渡守の別なく皆これを罪すべし又夜間或は風雨の時と雖も渡錢を出さば速に渡すべしと令し又赤間關、小倉、門司、赤坂の海峽渡錢の制を定め赤間關、小倉間は三文、赤間關、門司間は一文、赤間關、赤坂間は二文、鎧唐櫃、長唐櫃及馬、輿共に十五文、犬一匹十文とし風雨の時と雖も此法度に違ひ渡錢を貪り渡人を苦しむるものあらばこれを赤間關、小倉代官所

に引渡し更に山口の法廷に於いてこれを審問し法に依りて罪を科せり又領内大道の夜行を禁ず但旅人は其投宿の所を糺して其往來を許す又職人及諸人の被官に非る者は當所に寄宿すべからず又佛閣巡禮の輩は其滯在五日を過ぐるを得ざらしむ又武田家は内議を經ずして他國に向ひて信書音物を贈るを禁ず但信州の居民にして其謀署の通信に從事し及其國境に住して常に互に相往來するものは此限外とす又令して駿河合力人の荷物は其主今川家の過所を携るにあらざれば行李の運搬を許さず若し違背するものは皆これを誅罰すべし又上杉家は府内大橋の損壞を修築し橋上通行の輩擅に威權を振ひ役所を苦しむることを禁じ往還の旅人皆役所に就てこれを告げ必ず其橋錢を出さしむ但桑門、遊人、盲人、非人、これをいたすを要せず又廻漕の便を開んが爲に船舶の課役を免じ廻漕に預るものは例年雪垣等の常役をも免ぜり又長曾我部家は領内に令して旅人の徑路を行くを禁ず若しこれを犯すものは科錢一貫文を出さしむ又其領内の道路を修め本道は其幅二間（六尺五寸を以て一間とす）とし且沿道人民に令して　修理せしめ若しこれを怠る

者は科錢一貫文を出さしむ又其里正に命じて　郷の民を取て飛脚とし其公用往還の用を辨ぜしむ若し其傳送遲滯するものは罪皆斬に處す又旅人投宿を乞はゞ速にこれを許し房錢は其意に隨てこれを償はしめ敢て其多寡を論ずるを得ず旅客若し其厨器を盜まばこれを償はしむべしなどにて當時武家の諸法度大率かくの如し鎌倉以來新關を設けて津料と號し山手、河手を取るもの多く旅人の困難少からざりしが此期の初貞和年中足利尊氏式目に追加して再度禁ぜしも只一片の法令に過ぎずして諸國到る處に新關を設け種々の役錢を課して其利を占めしといふ中には神社佛閣に津料等を寄附して其繁榮を助くるものあり是に於て春日社兼興福寺は兵庫を領し叡山は大津を領して津料を課し鎌倉の圓覺寺は箱根關（箱根水飲）及神奈河、品河等を領して關料、帆別錢を課し鶴岡八幡宮は國府津關、湯本關、岩淵關及岩淵の橋を領して關料橋賃を課し香取神社は戸崎、大堺、行德等の關を領して關料を課す興福寺領の兵庫は毎年二千貫なるに大船ごも細川方船ごと號し關料を拂はず七百貫ばかりに減ずることに於いて衆僧嗷訴してやまざりき其

甚しきに至ては天文年中北條氏康の如き富士山に登る道者役を課するに至れり織田信長の起るに及びて使者を四方に遣して其里程を定め堰を築き舟楫を設け津梁を通ず天正二年篠原八左衞門、坂井文助等に命じて道路を修繕せしめ大路は幅三間半小路は三間皆其兩傍に松柳の二樹を排植し且處々の關を廢す其後關東の關役駒の口役を禁ず又天正十四年諸國六町一里の制を改め三十六町を以て一里と定む蓋し古制の大里三十六町に據りしものなりといふ足利氏の末英雄各地に割據するに及びては道路橋梁皆軍略上の一點に就て築造し毫も交通の如何を顧みず或は故らに迂回せしめ或は險路を通ぜしむる等不便實にいふべからず軍機を報ずるには烽火を以てし或は旗を以てするものあり豐臣秀吉の征韓軍を起すに及びては大阪名護屋間每一里に急脚二人を置きて其飛信を通ぜしむこれ元軍事なりと雖も又以て當時交通の一斑を窺ふべし

離宮八幡宮古文書、大內家壁書、謙信公御年譜、甲州諸法度、甲州古文書、長誓我部元親百箇條、信長記、太閤記、武家名目抄、鹽尻、應仁武鑑、眞丈雜記、大乘院寺社雜事記、春日神社古文書、圓覺寺古文書、鶴岡八幡宮古文書、香取大禰宜文書、寶鏡寺古文書、

第二十四章　支那及朝鮮貿易

北條氏亡びて間もなく南北の亂起り財用缺耗せしかば諸國の豪族皆船をいだして元に通せり足利尊氏の嵯峨に天龍寺を建つるや僧疎石直義に謀りて良材器具の要脚を元を募緣せんことを請ふ北朝明經明法博士に下して議し其請を聽し每年船二艘をいだし商賣の好惡に拘らず歸朝の上現錢伍千貫を寺家に納めしむる事を約し興國三年航海を始むこれを世に天龍寺船といふ正平の末朱元章元主を逐ひ立て帝となり國を明と號す明年書を征西府に贈りて修好を求む征西將軍の宮懷良親王其書辭無禮なるを以てこれを郤く明又趙秩を遣し親王に謁して修好を求む親王僧祖來に命じ送て明に往かしむ明我國俗の浮屠を信ずるときゝ建德二年僧祖闡、克勒等を遣し祖來を送り來り大統曆を親王に贈りて其年號を奉ぜしめんと欲す親王怒て使者を拘留することゝ二年祖闡等潛に書を天台座主尊道に贈りて關西親王の爲に阻られて京に入ること能はざる旨を訴ふ義滿これを聞て大に驚き二僧を迎へ書を明に贈るこの後義滿、島津氏久等使を遣して通信を求

めしも其國書なきこと彼の年號を奉ぜざることを以て皆郤けらる明の左丞相胡惟庸竊に明室を簒奪せん事を企て助を藉らんと欲し寧波の指揮官林賢を征西府に遣し援を請ふ親王これを聽し給ひ弘和元年僧加瑤を遣し詐て進貢船と稱し精兵四百餘人を率ゐて赴かしむ然れども胡惟庸謀破れて應ぜざりき其後胡惟庸を誅し林賢の獄起るに及びて日本に通ぜしこと顯れ遂に通商を絶ち海防を嚴にす應永の初筑紫商人肥富（コイヅミ）某明より還り兩國通信の利を說きしかば義滿僧祖阿を遣し肥富を從はしめ明に赴き始て明に通ず明主允炆（建文）叔父燕王棣と戰ふ我使を接見して答書を贈る義滿又使を遣すや其國亂を聞き兩樣の表を齎して往かしむ至れば燕王帝位に上る表を得て喜ぶこと甚し使を遣し義滿を日本國王となし勘合信一百通を送り十年を一期とし其人員二百人を限る若し聘問其期に非ず且刀槍を携ふる者は寇を以て論ずる事を約す義滿自ら兵庫に至りて其使を迎へ京師に館せしむ禮遇甚厚し其後明又使を遣し國書を齎し來る義滿これを北山に延き明人の裝束を着け明輿に乘り明人をして舁がしめなどして喜びたりきよりて鎭西に令

して海賊の明を犯す者を捕へしめ又守護に命じて商沽に勸め明に貿易せしむることゝ〻に於いて兩國の貿易盛に起れり義教永享年中僧道淵を遣すや明主瞻基（宣宗）雷春裴寬を遣し封爵を授け海賊を禁絶せしめ信符二百枚を給して勘合となす諸國守護五山南都の僧兵庫堺の商人等請うて其符を受け往きて貿易す幕府義滿の時の例に倣ひ大內氏に勘合符を託せしかばこれより明貿易は專ら大內氏の管掌することゝ〻はなりぬ義成、義政、義植、義澄、義晴皆五山の僧を使臣として通ず後柏原天皇の位に即き給ふや京師の財政困難にして利を明國貿易に仰ぐ甘露寺元長即位段錢の集らざるを以て朝廷に建議し幕府に命じて遣明船を出さしむ大永年中細川高國僧瑞佐及宗素卿を明に遣す大內義興も亦僧宗設を遣し兼行して寧波に達せしむ瑞佐後れて至り先後を爭ふ素卿府吏に賄して先に謁す宗設大に怒り大監賴忠、都指揮表斑劉錦等を殺し大に寧波紹興を掠め迫て城を出さしむ守臣皆城を棄て遁る我兵追うて鑰を奪ひ日本の國號を以て府庫を封す淹留旬日帆を揚げて去る明宗素卿を獄に下すこれより我邊海の民江南沿海の地を掠むることゝ甚し」

南朝の西征府も明國貿易の利益を得んと欲せしかごも常に對等の位地を以て修好を完うし通商をなさんと試みたるが故に其目的を達すること能はざりしが北朝の室町幕府は彼の册封を受け日本進貢船と稱して修好を結び遂に貿易の利益を占有したりき足利氏は飯尾氏を世々唐船奉行（又唐奉行ともいふ）となし外藩贈遺方物通信貿易の事を掌らしめ又同朋衆を以て唐物奉行となし八朔の當日諸家へ分配する唐物を鑑定してそれ〳〵の品を定めしむ其進貢船を出すや進貢物の外に附搭品を官庫に納れて其直錢を受く大内細川家も亦船を出して附搭品の利を占む又公方樣御商賣物と稱し太刀、扇子、銅、琉黄の類を送りて販賣せしむ五山其他の僧徒より年始進上の物或は諸國の守護より進獻せしものを以てこれに充つ猶これ等の進獻物のみにて足らざる時は大内家より其用途を仰ぎて買入るゝを常とす此外商人の船を類船と號し進貢船に隨行せしむ進貢物は太刀、扇子、屏風、漆器、瑪瑙の類にて獨幕府のみならず使臣、奉行、居座、通事、從僧に至るまでそれ〳〵分に應じて進貢し直錢を受るを例とす一回の船賃凡三百貫文にして正使に五十貫文、

居座に卅貫文、總船頭に卅貫文、通事に廿貫文、目聽に廿貫文、船頭に卅貫文、船方に十貫文を給す航路は兵庫を發し尾道、赤間關、博多、志賀島を經て肥前に至り大島小豆浦又は五島奈留浦を發し寧波に至り嘉賓堂に宿す進貢船は大抵春は清明の後秋は重陽の後順風を待て渡航するが故に早きも四五十日を費せり其船は三四艘を度とし之れを勘合符の番號により一號船二號船などいひ船の發するに臨みては櫛田、筥崎、住吉、赤間關八幡、奈留大明神等に太刀を獻じ或は神樂を供して海路の安全を祈り船の陸地に近づくに及ては見山祝をなして其無事を祝すといふ當時渡航の船を唐船と號し小船を便船とし千石内外の船を用ゐしぞ又船に名あることは近世の如くにして寺丸、宮丸、夷丸、彌增丸、熊野丸、住吉丸、藥師丸、和泉丸などいひき進貢船の上陸するや人別白米五升外に七色或は八色を給し巡視海道より牌を與へて入京の途次其通行を許すの證とす京城に入れば會同館に宿し鴻臚寺習禮亭に於て朝參の禮を習ひ明服を着して奉天門に入り明主に謁し闕左門に於て饗宴を受く逗留中白米五升十一色を給す進貢の事終りて

還るや市舶司又海上三十日分として人別米六斗を給す附搭品は太刀、銅、琉黄、扇

子等にして太刀を最も多しとす附搭品の價は禮部より給するを例とす其價一定

せず明の成化年中は太刀毎把舊錢一千八百文

を給す足利氏の附搭品を增して利を得るや彼其供給に堪へずして價を減ぜしか

ば使臣往々其價を爭ふに至る使臣は五山の僧徒中最も才識ある允澎、淸啓、桂悟、

碩鼎、周良の徒を選びて任ずるが故に皆一代の人物にして其禮部に迫りて價を

增さしむるや或は愁を帶びて訴ふるが如く或は怒を含みて脅すが如く其一擧一

動皆彼の膽を破りて信服せしむるに足れり足利氏は此の如き一種の外交官を得

て巧に名を進貢に假り變體の貿易をなして大に利を得たりき天文八年大內義隆

の大將軍義晴の命を奉じ僧碩鼎を遣すや船三艘にして其搭載せし貨物及人員を

見るに進貢の太刀七百十把附搭太刀二萬四千百五十二把、銅二十九萬八千五百

斤にして官吏廿六人商人二百九十七人水夫百三十人なり當時渡航の目的專ら貿

易にありしを知るべし其後天文十六年僧周良を遣すに當り渡唐船法度二十八條

を分ち鬪諍を戒め飲酒博奕を禁じ品行を謹ましむされど幾ならずして大內義隆

其臣陶晴賢に弑られ勘合符を失ひ貿易これより衰ふといふ（教言記、天龍寺造營記、七卷冊子、大乘院寺社雜事記、允澎入唐記、戊子入明記、壬申入明記、策彥和尙初渡集、策彥和尙再渡集、大明譜、驛程錄、下行價銀帳、渡唐方進貢物諸色注文、謙齋雜稿、謙齋和尙略傳、妙智院古文書、南海通記、善隣國寶記、武家名目抄、明史）

後村上天皇の御宇高麗使を遣し海寇を禁ぜんことを請ふ尋いで又使を遣す足利

義詮これを天龍寺に延き答書を與ふ其後高麗又好を對馬の宗宗慶に通ず後龜山

天皇元中九年高麗の將李成桂其王を廢して國を朝鮮の古名に復し宗賴茂と好を

通ずこゝにおいて王氏三十二王四百四十二年にして亡ぶ應永五年朝鮮使を遣

し海寇を禁じ往來の舟船を通ぜんことを請ふ義持大內義弘をしてこれに答へし

む嘉吉三年宗貞盛朝鮮と約し毎年船五十隻を送り米豆二萬石を得ることを約す

これより宗氏世々朝鮮の使人接待の事を掌り我貿易の船舶對馬の信牌を以て證

とす宗氏の一族はじめ大內、周布、志佐、田原、菊池、島津、呼子、四天王寺、淸水寺、善

光寺等の徒も亦朝鮮と約して毎年貿易船を出だす文明五年宗貞國五十隻の外に

七隻を增しこれを特送といふ永正七年我釜山居留の民衆使李友會の虐待を怒り

薺浦居留の民と謀り夜に乘じて釜山城を陷れ李友會を殺し又熊川城を陷る朝鮮防禦使をして討ぜしむ鹽浦居留の民この變を聞て皆對馬に還れりこゝに於いて我三浦居留の地は人影をとゞめず朝鮮の貿易全く絶ゆ宗氏これを將軍義植に訴ふ義植大内義興に命じ書を朝鮮王に贈り通交を復することを求む朝鮮凶徒を誅し其首級を贈るを要す宗氏凶徒を誅し其首級を贈りて朝鮮の交舊に復するを得たりされども歲遣船を廿五艘に減じ特送を廢して人民の居留を禁じ唯館を薺浦に設け使節接待の所とす又天文十年薺浦に居る對馬のもの三百人韓人と相鬪ふ朝鮮大に怒り我人民を逐て其地に居るを許さず義晴僧安心等を遣し凶徒を捕へて送り三浦居留の地を復せんことを議すされど三浦居留を許さず倭館を釜山浦に移して永く薺浦に至るを禁ず永祿八年宗氏朝鮮に請うて歲遣五艘を增し三十艘となす當時我國の商船彼の圖書を受けて往來する者宗氏を除く外二十二人其後義昭使を遣し薺浦を開て居留地となし宗氏の船更に二十艘を加へ嘉吉の舊に復せんことを請ふも彼堅く前例を取りて許さゞりき豐臣秀吉の天正十六年九州を征服するや宗義智、橘康廣等に命じ朝鮮王李昭に諭し嚮導をなさしめ明を討んとすされども李昭明國の大なるに畏怖し命に應ぜず遂に文祿壬辰の役となり兵結びて解けざること七年慶長三年八月秀吉薨ずるに及びて師を班すこの間通商貿易のこと全く其道を絶ちたりき（宗家譜、國史實錄、朝鮮通交大記、善隣通交、高麗史、海東諸國記、懲毖錄）

第二十五章　日本人朝鮮支那の侵略

元弘建武以來兵亂うちつゞき隙に乘じて海賊大に起り屢朝鮮支那の沿海を抄畧す支那人呼びて倭寇といふ元主これを憂へ高麗王に書を贈りて制せしむよりて高麗使者に元主の詔書を齎して來朝す然れども義詮の武威振はずこゝに九州は菊池黨の據る所にして到底號令の行はれざるを以て事に託してこれを辭す義滿の明に通ずるや壹岐對馬の海賊二十餘人を捕へて送る明主大に喜びて義滿の功勞を賞し日本國王の冊書を授け又親書の碑文を貽りて肥後阿蘇山を封じ命じて壽安鎭國之山といふこれによりて暫く海賊の跡を絶ちしに幾ならずして又往々

方物戎器を船に載せて渡航し間を得れば戎器を張りて抄略し間を得ざれば方物をいだして貢船と稱すこれ或は征西府菊池黨のなす所ならんか元中五年我邊民朝鮮に渡り全羅慶尙に侵入して財寶を掠む朝鮮大に恐れて城を修め兵を徵し民爲に農業を失ひしといふ明る六年高麗慶尙道元帥朴葳等兵船を率ゐ來りて對馬を寇す宗賴茂防戰して敵船を破る應永二十六年朝鮮蒙古人を敎唆し領義政柳廷顯及李從茂等を遣して兵船五百餘艘兵一萬餘人を以て對馬を侵す鎭西探題澁川義俊太宰少貳滿貞等赴き援ひ討ちてこれを走らすこれ皆倭寇の復讎をなしたるに過ぎず海賊のかく威力を振ひしは一朝の事にあらずして王朝の末瀨戶內の惡漢諸國の貢物を奪取りしに始まる其後黨を結びて一種族をなせり南北の頃伊豫國に村上三郎左衛門義弘といへるものあり諸國の海賊を統一してこれが首長となりけるが義弘死して家絕えたりしかは同族北畠顯家の子師淸代りて其首長となり讃岐鹽飽島、備中神島、伊豫大島、沖島等の海賊を從へ往來の船を切り取り西海に威を振へり當時海賊を稱してセキといふせきは即關にして下の關佐賀の關

なごいへるが如しこれ海賊の往來船を切取るや是等の要所に割據せし故遂に其名を負はせつるなり彼等の勢を得るに及びて漸く航路を海外に開き海賊大將軍と稱して他の大小名と比肩するに至れり朝鮮貿易の開くるや自ら海賊將軍と稱して彼邦に赴きしもの數人ありしが其中村上備中守國重と名のりしものは師淸の後なりき船奉行は船頭水手等を指揮して舟船のことを沙汰する長官なりこの職元世襲にてさるべき津々浦々に居住せしものゝ如し抑船奉行の名目は源平鬪戰の初に見えたるのみにて中頃絕えて聞ゆる事なし足利氏の頃はこれを海賊大將、船大將とも呼べりこれは戰國以來海濱諸國の大名諸家水戰に便なるものを扶持して兵船をあづけ敵國をおびやかし亂妨をなしゝよりの異名なり遂に後に至りては自ら海賊大將と稱するに至れり天文永祿の頃には國々家々の稱一樣ならず船手衆、船奉行、舟手奉行、舟頭、船方頭、船大將、海賊衆などさま〴〵に唱へたれど其職掌は異なる事なかりしなりことに東國にては海賊といふを通稱の如くおもひたりしこいへり後土御門天皇の御宇海賊朝鮮に渡りて全羅道の海邊を侵

したれども朝鮮王これを拒ぐこと能はず賊船に王の璽印を押したる書を與へ期を約して來らしめ賊船の大小を計りて財を與へければ彼等は其貨物を得て明國に往き明人と貿易して利を得たりといふ又後柏原天皇の御宇師清の孫山城守雅房海賊を率ゐて明國に押し渡り津々浦々を放火して米穀財寶を掠め取ること數度に及びしかば彼國より使節を遣してこれを禁ぜんことを請ひし故雅房を十三年の在京に命じ海賊の名を改めて西海の警固となし海賊を其下に屬せしめられしといふ大內政弘大內義興の如き周防、長門、安藝、石見、豐前、筑前の六國を領し屢海賊を利用して朝鮮を侵し全羅道の貢物を大內家に入貢せしむるに至る當時海賊の盛なること推して知るべし我海賊八幡大菩薩の旗を建つ故に明人呼びて八幡船と稱しこれを悞るゝこと猛虎の如し又彼邦人の我地に據り往きて其邊を亂すものあり欽縣の人王直の如き亡命を招集し來りて平戸浦に據り時々部下を遣し明の邊海を剽掠し又呂宋、安南、暹羅、滿剌加等の諸國に貿易し我邦にも航路を開き貲巨萬を累ね稱して五峯舶主といひ威名海上に震ふこの後明の海賊徐海、

陳東、葉明、顏振泉等來りて攝津、和泉、紀伊、兩肥、豐筑、薩摩、對馬等の邊民を導き往きて支那の沿海に寇す顏振泉の如きは臺灣に據り自ら稱して日本甲螺といふ甲螺は猶頭目といふが如し加志良音甲螺に近し故に訛稱したるのみ振泉死するに及びて衆鄭芝龍を推して甲螺とす明和寇を怖れ沿海衛所一百戸毎に船一隻を置き一衙五所五十隻を備へしめ哨兵を出して其來寇を報ぜしむ春は清明の後秋は重陽の後順風を得て渡航するが故に春防三四五月を大汛となし秋防九十月を小汛となすに至る寇をなすものは薩摩、肥後、長門の者最も多く大隅、筑前、筑後、和泉のものこれに次ぐ多くは薩摩に行商しそれより附行して赴くものとす其寇をなすや大抵三路よりす對馬より發し朝鮮を寇し遼東總路に入るもの又五島より發し直浙山東總路に入るもの薩摩より發して閩廣總路に入るもの是なり然れども又風の變遷に從ひて或は淮南を侵し或は寧波を侵し或は福州を侵し或は廣東を侵す等一ならずといふ倭寇の季節に至れば廣東、福建、浙江、南直、淮陽、登萊、遼陽七所の鎭兵を增して來寇に備ふ當時明の廟堂頻りに海防江防の論をなすもの

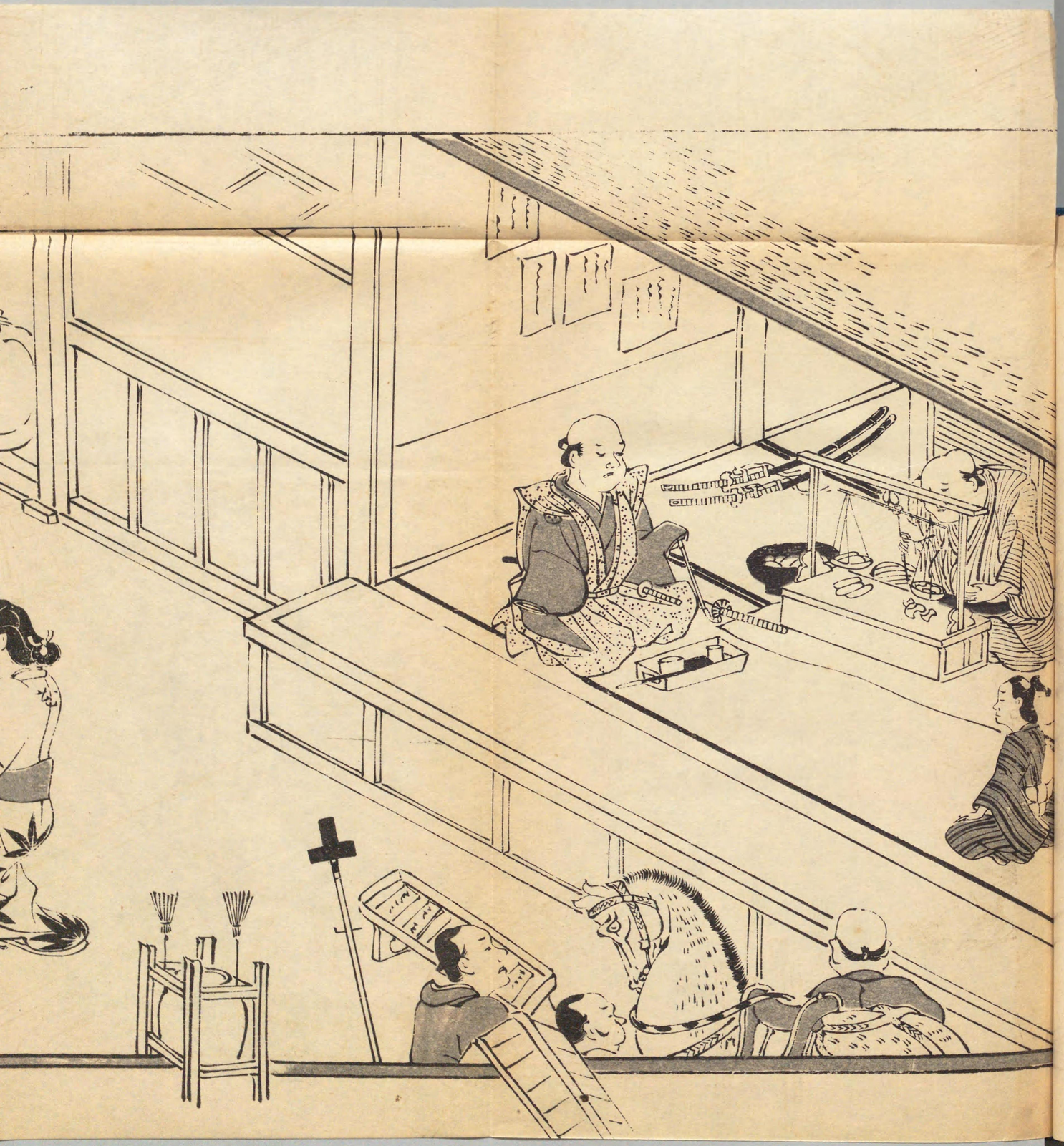

ありと雖も我邦兵亂の餘人武を好みて死を視ること毫毛より輕し故に其寇をなすや兩肩を脱き長刀を揮て進む鎭兵怖れて防ぐこと能はず内地を横行して財寶を抄畧す木銃を支那に傳へしもこの時なりとす其隊を結びて入寇するもの少きも五六百人多きは萬餘人に達すといふ阿蘇文書、滿濟日記、來島文書、薩藩舊記、對馬編年記、南海亂々記、本朝武家高名記、武家名目抄、異稱日本傳、海外異傳、東國通鑑、日本風土記、五雜俎、閩書、舊唐書、明史、明史藁、籌海圖編、國朝獻徵錄、圖書編、不求人全編、圖書集成、皇明世法錄、登壇究必、新訂武闈策學考實、七修類藁、倭變事略、洗海記事、靖海記略

第二十六章　内地貿易の發達

抑も西洋諸國に於いて始て東洋に日本あるを知りしは以太利國ウエニスの商人馬可波羅（マルコポロ）を以て嚆矢とす馬可波羅は我建長六年（千二百五十四年）に生まれ廿一歳にして父ニコロポロ及伯父マフェオポロと共に商業をなして亞細亞に來り韃靼語に通じて元世祖忽必烈の寵遇を受け御史中丞となり大司農卿を兼ね幾ならずして御司大夫となりしが元支那の全國を統一するに及びて世祖と共に本土に入り樞密副使兼徽使領侍儀司事となりついで楊州の都督となれり嘗て命を奉じて蒙古、交

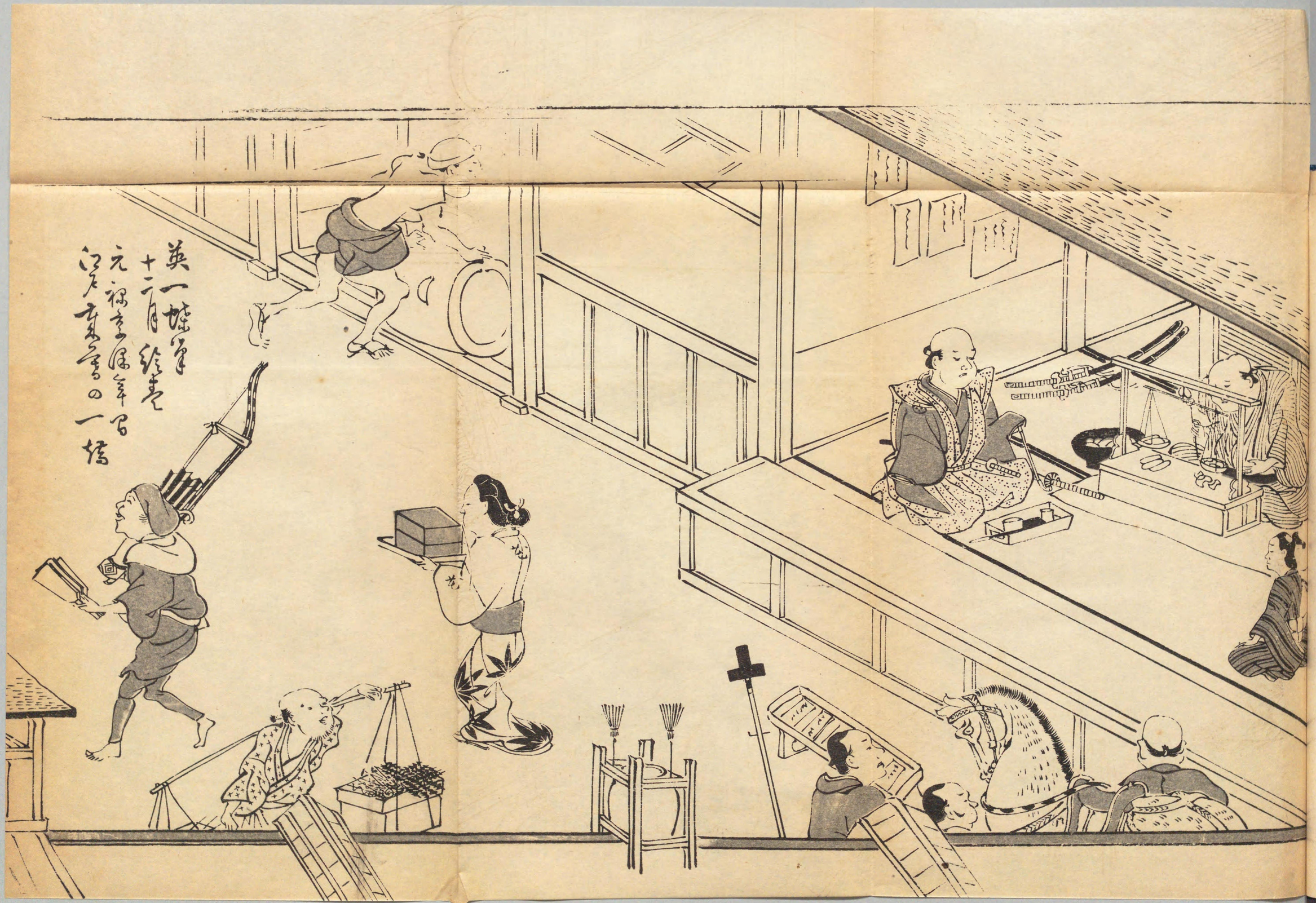

大夫となりしが元支那の全國を統一するに及びて世祖と共に本土に入り樞密副
使兼徽使領侍儀司事となりついで楊州の都督となれり嘗て命を奉じて蒙古、交

此、印度各國に使せしが一びたも使命を辱めたることなかりき馬可波羅元に留ること二十餘年にして我永仁三年（千二百九十五年）父及伯父を伴うて無事故郷ウエニスに還れり其後ゼノアの戰爭起るに會しウエニス艦隊の一部將となりクルフラ島近海に於いてゼノア艦隊と戰ひしに大に敗れて虜となりゼノアに送られて獄に繫がれし時偶然同囚の人ルスチシヤノに語りたる東洋旅行の奇談中支那の東に當りてジハングリと稱する一大島あり其民膚色白晳身體強健且風俗順良にして自から君を立てゝ政事をなし外國の隷屬たりしことなし亞細亞の全大陸を併呑して餘威を歐洲諸國に及ぼしたる元の軍兵すら破りて却けたりといへる韃靼人の言を以てしたるに始まるされども馬可波羅がアタルより元都に至りしや行程殆ど三年半を費せしほどの事なれば當時一人の其說を確むるものなくして空しく二百餘年を過ぎたりしが歐洲の暗黑時代漸く終るに當りて閣龍歐羅巴の西方にある新世界を見出さんと志せしが已が船を向くべき方角とは日本は全く東西の違ひあれども彼の意見にては西の方へ船を出さば終に必ず東に廻りいづる事疑

なしと思ひければ馬可波羅かジパングクリの記を見て大に喜び西に向ひて航路を取れり其初次の航海の時古巴（クエハ）墨是可海に立る小島を以て馬可波羅の所謂ジパングクリと思ひ誤りたり我明應元年千四百九十二年熱爾馬尼亞（ゼルマニヤ）の地學家が造れる地球儀には日本を以てカーブヘルザゼ島亞弗利加の西岸の西を距る事頗る遠き地に置きたり然るに幾ならずして閣龍は更に其地を精査し得て其初見の誤を曉りたりといふ其後喜望峯を廻りて航行を印度洋に試みしは歐羅巴諸國中葡萄牙人を以て其嚆矢とす初我明應六年千四百九十七年葡萄牙國王エマニール水師提督ウアスゴ、ダ、ガマに命じカルカツトに至りてザモリンと修交通商の盟約をなし後又我永正七年千五百十年印度の臥亞（ゴア）を侵畧したるは葡萄牙人の將來勢力を東洋に擅にし印度に殖民地を確立するの濫觴なりとすこれより東洋に貿易を擴張して遼遠なる支那帝國に及ぼすに至れり我日本に航路を開きしは我天文十年千五百四十一年葡萄牙商人アントワン、モタ。フランソワー、ザウヰエー。及アントワン、ペリツトの三人暹羅國ドトラより發し支那に向ひて進む途中暴風に逢ひて鹿兒島に入港したるに始まる天文十二年千五百四十三年葡萄牙人

キソーウエル百餘人を率ゐて大隅の種子島に到る島人杖を以て砂に書し其來意を問ふ船中明人五峰といふものあり亦砂に書し答へて曰くこれ蠻船なり商賈の爲に來るとキソーウエル等皆火器を携ふ其長二三尺旁に一穴あり火を以て穴に點すれば中るもの皆破碎す島主種子島時堯重貲を捐てこれを購ふ其舶又豐後に到る奇貨珍寶を載すること甚だ多し大友宗麟これを府內に招き年々來りて貿易することを許すこれを歐羅巴人貿易の始とす天文十八年千五百四十九年我日本一少年人を殺し臥亞に逃れて洗禮を受けたるものあり一日同所の葡萄牙商人に語るに若し歐羅洲の貨物を以て日本に齎し來らば必ず其利する所大なるべしとの事を以てし同時にゼシユイト教會の教師に語らひ日本人をして基督教に改宗せしむるは蓋し難事に非ざることを以てせしかばこれ等の考按は兩がら以て葡萄牙人をして日本に貿易を試み商會を設置せんとするの思考を一層切ならしめたり當時外國人は自由に內地を旅行せしのみならず且九州にては大名の外國人を歡待することは甚優渥にして皆これと誘導して其領內に居留せんことを望めり加之葡萄

牙人と貿易を開きて各其臣民を利せんとするの熱心より終に大名の間に競爭心を養成し各自己の港をして外國人の選擇に適せしめんことを勉むるに至れり葡萄牙人はこれを奇貨として各商品を全國各所に散布せしかば我日本人の奇を好むや競うて外國の珍奇を得んことを勉め其實價を知らざるより往々不當の價格を貪られたりといふかく貿易の隆盛に赴くと同時に彼等の基督教を傳播するに容易なりしはマカヲより歐洲及印度の商品を供給し且多數の僧侶を派遣し得るの便利ありしによれり葡萄牙に次いで航路を東洋に開きしものは西班牙國なりとす其我國に來りしは天文十八年（千五百四十八年）豐前國八屋浦に到着したるを始とす西班牙は嚮に亞米利加大洲を發見し盛に國民を徙して新西班牙國と稱し其後又永祿七年呂宋を侵畧しマニラ府に鎭臺を置き群島を併せてヒリツピン島と稱し盛に殖民せりこゝに於いて其殖民地なる呂宋の商人等は葡萄牙人が我國の通商を獨占するを見て妬心を抱くこと甚しくこゝに呂宋より太平洋を橫ぎりて新西班牙即今の墨西哥に達せんと欲するには我國の東邊に船を泊すべき一港を得るは最

も必要なるを以て葡萄牙人の跡を追うて我國に來り遂に貿易を開くに至れり從來內地の貿易は鎭西の博多を以て外物吸收の所となし畿內の堺を以て分配の所こせり然るに博多は太宰府既に廢せられ自由貿易となりては勢其地位を變ざるを得ず況んや支那航路の五島を經て寧波に至りしもの、外薩摩より琉球を經て福建廣東等の所に到るの航路を開くに及びて博多の外更に薩摩なる坊津の一港を開きて商船往來の總路とはなしぬされごも坊津は西南の極邊に僻在して堺博多に連絡を通ずるに便ならざるのみならず支那の商船と雖も其寧波以北より發するものにありては又其地を便とせざりしかば遂に博多坊津の中間に一港を選びて內外相互の市場とするの必要を生じたり然るに平戶港は恰も其中間に當りて寧波以北より來るものと福建廣東より來るものとの相湊合する所にして一大貿易場とはなりぬこれよりさき葡萄牙商人薩摩豐後の海邊に來りて貿易し ことに鹿兒島の市場には支那及歐羅巴の貨物山の如く堆積せしといふ其平戶に移りしは何年なるを詳にせずと雖も蓋し天文十八年以後の事ならんか平戶は王

直が商館を置き支那商舶の輻湊せし地なれば鹿兒島に來れる葡萄牙人も亦去て平戸に移轉したりければ平戸港は始て歐洲貿易の要港となりたり葡萄牙人の平戸に來りし以來彼等は度々同港に於いて貿易したりと雖もこれと同時にカソリック敎僧徒渡來し其敎を布くに及びて平戸領主松浦隆信其敎を信ぜざりしが故に彼等平戸を去て豐後に赴けり豐後の領主大友宗麟深く其敎を歸依せしかばこれより豐後は遂に我國に於けるカソリック敎の中心となりされども豐後は九州の東南岸にして其地位葡萄牙人の來泊に便ならざるを以て平戸は猶商業の中心たるを得たりと雖も新に一の競爭者を生じ幾分か平戸の盛況を減殺するに至りきそは大村の領主大村純忠が平戸の盛況を見て葡萄牙人を誘ふに宗敎の自由を許し且諸稅を免し永祿五年橫瀨浦を開き同じき十一年福田浦を開きしによれりされど二港共に貿易に便ならざるを見て元龜元年長崎の港を開き天正元年遂に長崎浦上の地を切支丹寺に附するに至れり三港皆大村家の領地にして平戸の隣地なれば其害を蒙ること多かりしなるべし後八年にして天正四年西班牙人

平戸港に來り葡萄牙に代りて貿易を開始せしかばこれより分れて貿易は平戸長崎の二派となれり其後慶長二年阿蘭陀人も亦平戸に來りて貿易を開きしを以て西班牙人は漸く商業の利益を失ひ同じき四年頃遂に其港を去れりこれよりさき永祿十一年織田信長安土に在り將軍義昭の命を傳へてウルカン、バテレン二人を召す後彼等の請を許して四條坊門に方四町の地を與へ一寺を創建して永祿寺と號す後改めて南蠻寺といふ信長これに近江甲賀郡五百貫の地を寄附す其後基督敎忽蔓延し九州を根據として京畿、南海、山陽より東仙臺、會津に至り北金澤に達す一時靡然として其敎に從ふ信長元佛敎徒の跋扈するを惡み基督敎を入れて其權を殺がんとせしに基督敎徒の意外にも勢力を得しかは大に悔いて南蠻寺を廢せんとしたれども兵事多端にして未だ其志を遂ぐること能はざりきこの隙に乘じてカソリック僧徒等愚民を煽動して神社佛閣を破却するに至れりこゝに於いて豐臣秀吉の政權を統一するに及び增田長盛に命じて南蠻寺を毀ち其僧徒を誅するに至る其後天正十五年豐臣秀吉既に薩摩を征服し暫く博多に在て九州の政

務を處理しければ長崎に住したるカソリック教僧徒の長老ガスパルケロ箱崎陣營に行きて其戰勝を賀す秀吉其擧動の傲慢なるを惡み其門徒二人を捕へて箱崎八幡祠前に磔しガスパルケロを斥け令して二十日以內に我邦を退去せしむこゝに於いて大村純忠が特權を與へて葡萄牙人の一時占領せし長崎を沒收し或は僧徒を誅し或は放逐し一切基督教を傳播することを嚴禁するに至れりされごもなほ基督教を奉じ彼の文物を慕ふもの多しと見え始大友宗麟基督教を信じ羅馬字を以てフランチスコの印を刻して用ゐしが其後黑田孝高、細川忠興の徒も亦羅馬字の印を刻し遂に平戶城下坊作の鍔に羅馬字を鐫みて裝飾となすものあるに至る人心の向ふ所を知るべし（大村記、長崎記、長崎夜話、南浦文集、耶蘇天誅記、海寇始末、日本外交起原史、長崎年表、平戶貿易志、西學考要、元史、闕人著日本記、西教史、ケムプベル日本古代商業史）

第二十七章　航海業の發達

遠洋航海の開けしは基督教の東漸するに及びて九州諸大名のこれを信仰するもの使を羅馬に遣したるに始まる天正十年豐後大友宗麟、肥前大村純忠、有馬晴信

等伊東義賢有馬某を正使とし中浦某原某を副使として宣教師アレキサンドル、ワリニヤンを以て嚮導となし其年正月イニヤスリマー號に乘じて長崎を解纜し二年六月を經過し天正十二年八月西班牙に着し十月國王及皇后に謁見し尋いで伊太利に赴き天正十三年羅馬に入り十三世グレゴアール法王に謁見し天正十八年を以て歸朝せり往復費す所實に九年間の久しきに渉れり此一行到る處優渥なる待遇を受け大に其名譽を博するに至れり今尙伊太利の威尼斯なる慈惠教院の壁中にこの一行の紀念に係る彫文あり云ふこれを我邦人の歐羅巴へ航海せし嚆矢とす其後天正十二年大友宗麟又其臣植田玄佐を遣し書函方物を齎し羅馬に往かしむ玄佐疾に罹りて其國に死すこの年蒲生氏鄕も亦其臣山科勝成、上岩傳右衛門等十二名を遣して羅馬に往かしむ其後氏鄕天正十四年同十六年同十八年にも使を羅馬に遣したりきこの外基督教を奉ずる大名は使を羅馬に遣したるべけれとも今詳ならす文祿元年豐臣秀吉南海渡航の船に朱印を賜ふ長崎より發するもの末次平藏二艘、船本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衞門一艘、堺より

發するもの伊豫屋某一艘又京都より發するもの茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋某一艘總て九艘これを朱印船と稱す呂宋、鴻港、安南、東京、占城、柬埔寨、六坤、太泥の諸國に往來貿易し舟楫海に相望むこれよりさき天正年中堺の納屋助左衞門呂宋へ渡航し文祿三年歸朝し傘、蠟燭、麝二疋を豐太閤に獻ず且眞壺五十箇を取來りて太閤の覽に供せしに殊の外喜びて千宗易を召し代價を付して諸大名中所望のものに買はしむ當時呂宋の壺を愛して茶を入れしこと流行せしによれりこれを南洋貿易の始とす豐太閤の朝鮮を征伐するや屢南洋へ渡航して貿易せし原田孫七郎は其鉾芒をしてフヒリツピン群島に向はしめんこと勸めて傲慢無禮の書を西班牙のマニラ府に送り鎭臺を怒らしめて戰端を開かしめんことせしに彼等遠き本國の聲援を以て近き日本の兵力に敵し難きを知り使者を遣し土物を貢獻せしむ時に太閤既に遠征軍を駈て朝鮮に赴かしめ躬親から肥前の名護屋に出張してこれを監督したる頃なりしかば原田孫七郎も亦從ひて營中に在りしが太閤は使者の來るを聞き我國と交通せざりし南蠻の一國が始て貢獻せしは

原田孫七郎の功なりとて原田を家人の班に列し五百俵を賜ふ然れども原田は元其策略雄偉にして小祿に甘んずる者にあらざれば却て其計畫の齟齬したるを嘆じたりとぞ其後原田は太閤に臺灣征伐を勸めしものと見え太閤は文祿二年原田孫七郎を高山國（タカサゴ）（臺灣）へ遣し傲慢無禮の書を贈りて南蠻琉球の如く貢物を獻じて服從せざるを責む然れども當時太閤の意專ら明を取るに在りて朝鮮と既に戰端を開きし際なれば遂に南洋征伐の事は止みぬ（異國日記、南禪寺記、蒲生家記、太閤記、臺灣征伐記、前田家古文書、外蕃通書、西教史）

第二十八章　鑛業の發達

この期に至り鑛業大に進歩し金銀を掘採するもの多し就中石見、但馬、佐渡、甲斐、能登等最も名あり石見國邇摩郡銀山は其始詳ならずと雖も鎌倉將軍の時大內弘幸既に銀鑛を仙山に得て大に喜び山の名を銀山と改めしといふ其後建武の頃足利直冬當國に入り諸城を攻下し銀山を獲て掘採し殆と盡く然れども地を穿ちて銀鑛を索むることを知らず只地上の布銀を採りしのみ文永年中大內義興の此地

を領するや筑前博多の銅商神谷壽貞邇摩海上を過ぎ偶銀山より往昔銀鑛の出でしことをきゝ雲州の銅山師を率ゐ來り山腹を穿ちて窟を作り深く地中に入り銀鑛を索む其坑を名づけて間歩（マブ）といひ又敷（シキ）といふ實に間歩を作ることゝゝに始まる壽貞巨多の銀鏈を得てこれを筑前に輸し銀を吹きて俄に富を得しといふ其後大內家より吉田若狹守、飯田石見守を遣して奉行とす大內氏これが爲に富む天文年中尼子氏銀山を攻て奉行を殺し兵を銀山に置く然れども幾年ならずして大內氏の復する所となり銀山復盛に興る天文九年小笠原長隆銀山を攻てこれを拔くこの年大風雨にて銀山洪水の害を受け大に衰ふこれより後尼子毛利互に銀山を爭ひしかど遂に永祿四年毛利氏の有に歸す豐臣氏の興るに及びて又其有となる但馬國朝來郡生野銀山は天文十一年山名左衞門尉祐豐の時始て內尾谷の邊より銀鑛をいだす祐豐沒落の後は織田信長これを收めて生熊左兵衞を代官とす石見の商人來りて鑛を買ひ銀に吹くこれより盛に銀を採りしといふ豐臣氏のこの地を收むるや伊藤石見守を奉行とし中瀨金山の奉行を兼しむ中瀨の金山は天正

二年に掘採したるものを始とす佐渡は古へより沙金を出しゝ地にて上杉謙信の此地を領するに及びて西三川村の沙金を採て軍國の用を辨ぜしといふ慶長六年以來相川の中山立合より夥多の金を掘採せしこと見ゆこは熟金にして所謂紫金といふものなりきこそ銀は天文十一年越後の商沽鶴子山の鑛脈を開きけるも其費に堪へずして謙信に訴へしかば同國魚沼郡上田山の山師數百人を渡らして天文の末まで夥多の銀銅を得しといふ然るに豐臣氏佐渡に金銀のいづることを聞き慶長三年上杉景勝の封を奧羽に移して此國を領せりこれよりさき武田家は甲斐國山梨郡黑川の金坑を得て貨幣を鑄造しこれを甲州金といひ又前田家は天正十二年能登國羽咋郡寶達山の金坑を發見し凡四十五年間金を取り其後又慶長三年より加賀國石川郡鞍獄の金坑を發見し盛に貨幣を鑄造すこれを加州金といふ

金銀圖錄、三州實貨錄、銀山通用字錄、銀山緣起、銀山舊記、但馬考、生野銀山舊記、佐渡志、佐渡風土記、甲斐國志

第二十九章　堺の商人

古への鹽穴郷、土師郷の土地たりし和泉の堺はこの期に至り足利氏の權臣山名、大内等互にこれを領し城を築き市街を廣め外國貿易を開きしかば堺は王朝の難波に於けるが如く外舶輻湊して商業繁昌の土地こはなりぬこゝに於いて足利時代の文學こして貴ばれし連歌の如き織田豐臣二氏以來天下に流行せし茶道、香道、挿花、謠曲の如き其他百般の工藝皆この堺よりいづるに至れりこれよりさき崇德天皇の朝源俊賴が金葉集を撰びし時連歌の一部を加へしかば世人大にこれを譏りしにこの期に至り文學を以て聞えし一條禪閤兼良の如きも連歌の書を作り勅撰に擬して新玉集こ名づけしが如く最も世に行はれたりしが殊に宗祇に至り其盛を極めしこぞ宗祇は始和歌を美濃人東常縁に學び後遂に連歌を以て天下一こ稱せられ天子より花の本の號を賜はりきこれよりこの號連歌家最上の名譽こはなりぬ勅を奉じて撰ぶ所の連歌集を筑波集こいふ其門より宗長こ牡丹花肖柏こをいだしぬ肖柏は堺の住人にして又かの東常縁が唱へいだしゝ古今傳授を宗祇宗長より受けて其蘊奥を極むこれを堺傳授こいひ肖柏より奈良の饅頭屋に

傳へたるを奈良傳授こいふこれより堺の商人專ら連歌を好みしかば坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶なごの連歌師をいだしぬ當時堺の商人一般に好みて屋號を用ゐしかば連歌師も亦遂に前に擧たる如き屋號を用ゐるに至れり又南都稱名寺の僧珠光の徒が茶道を唱へしより武野紹鷗、北向道陳をいだし又香道の宗匠志野道耳挿花の妙手文阿彌をいだす千與四郎（後利久こ稱す）の出づるに及びて紹鷗道陳の茶道を大成して一派をたて織田豐臣二氏に仕へ遂に天下の人をして數寄の心を興さしむるに至るこれより堺の商人又茶道を好み今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高、鹽屋宗悅、錢屋宗納、淡路屋宗和、石津屋宗嬰、茜屋宗佐の徒を出しつ堺の商人は既に天下商業の權を握り財產豐なりしかば如此優美なる遊興をなして屢織田豐臣二氏の茶筵に陪し天下の重寶を集めて誇るに至りぬ豐太閤の天正十五年北野松原に於いて大茶之湯を催すや堺の商人をして珍器を出さしむ天王寺屋宗及、納屋宗久の所持品其上位を占む當時葡萄牙の宣教師が堺商人の一五德を千五百エキユスにて購ひたるを見て驚きしこいふも

事實なるが如しこれよりさき堺は室町將軍家の金庫にて常に其經濟に與かりしかば將軍家の執事は堺商人を稱して某老といふに至る當時堺商人の權勢ありしことを知るべし明翰抄、古今傳授系圖、茶人系圖、室町殿日記、堺鑑、泉州志、扶桑隱逸傳、江源武鑑、猿樂傳記、和泉名所圖會、西敎史

日本商業史卷二

橫井時冬著

第五編　德川幕府時代

第三十章　江戸開府幷に江戸の商業

德川家康は織田氏の時より既に海道の強國たり天正十八年豐臣秀吉の小田原を滅すや北條氏の舊領を家康に與へ駿遠三甲信の五國を收む其年八月家康江戸城に入る榊原康政をして地割をなさしむ江戸は元本州の豪族江戸氏の領する所にして江戸城は長祿元年上杉定正の老臣太田備中守持資が始て千代田、寶田、齋田の地を相して築く所といふ其後北條家に屬し大永年中遠山景政をして守らしむ初持資一亭を城中に建て靜勝軒と名づけ其東蒼海に望む所を泊船といひ西富嶽に對する所を含雪といへり京師五山の僧徒詩文を作りて其風景を賞すこゝを以

て一時天下に聞ゆされども其地本丸の一隅にして屋舍は茅を以て葺き玄關は船板を以て張りたるが如き狹陋の一城塞に過ぎざりき然るに家康其故に仍りて修築せず唯廐舍を作り城に近き地を大祿のものに與へ稍遠き地を大祿のものに與へて各人馬を飼養し自ら耕作して輪番に登城せしむこれを番屋敷といふ當時は下町一町もなく平川門外に平川町と稱する町ありそれより今の麴町の方へ取續き甲州街道とて少しばかりの家屋あり又今の八代洲河岸の邊は漁師のみ住せしとぞ關原役後は天下の權德川氏に歸し江戸遂に政治上の樞府となりしかば慶長八年江戸の新開地を町割して京都、堺の商人を呼び下し屋敷地を與へて日本橋を架せしが同じき十一年藤堂高虎に繩張を命じ池田輝政、福島正則、淺野幸長、加藤清正、黑田長政等の諸大名をして江戸城を改築せしむ元和六年神田臺の下を堀りて神田川を通ず其後萬治三年松平綱宗に命じて壅砂を浚へ今の如く壯流とはなりぬ寛永十三年家光日光廟を修め尋いで江戸城を修め外郭を築く關西の大名に壘壁關東陸奥の大名に隍塹を課して工事を助けしむ又寛永十九年以來諸大

名江戸に邸宅を起し妻子を居住せしめ人質に擬し參覲交代せしかば江戸府の繁榮日を追うて增し京都大坂の右に出づ

江戸は元沮洳の地にして清水に乏しよりて上水を引きて飲用に供す寛永年中多摩郡吉祥寺村井の頭の池水をひきて目白臺に至る凡五里廿六町南は京橋川以北東は永代橋より大川以西北は神田川を限り西は大手町より一橋に至るこれを神田上水といふ家康入國の時大久保主水の奮鑿に係るものなりとぞその後承應年中多摩郡羽村より玉川の水を引きて四谷の西邊に至る凡十里三十町これより伏溝を設け麴町、赤坂、芝、築地等の飲用に供すこれ實に幕命を奉じて玉川莊右衞門、玉川淸右衞門の計畫になりたり故に其功を嘉して玉川上水といふ又元祿年中河村瑞賢の計畫により多摩川を分流して本鄕、湯島、下谷、淺草の飲用に供す千川太郎兵衞、千川德兵衞其工事の用達を務めしもの也多摩川を分流して青山上水、三田上水等を引くも皆數年ならずして廢せりといふ

德川氏の政權は家光、家綱の二代に至り全く確立したりと雖も天下尙亂を好み機を見て動んとするものあり慶安四年由井正雪、丸橋忠彌等亂を謀る事ならずして誅せらる其翌年別木庄左衞門、林戸右衞門等徒黨を結び德川氏の法會に乘じ增上寺を燒きて老中を殺さんと企てしも亦露れて誅せらるこの二代中江戸市街には喧嘩辻切行はれて夜は勿論晝にても往來稀なる所は步行をなすものなく又一種男立と稱するものありて黨を結びて歌仙組、鶺鴒組、蘆屋組など稱し弱を助け强を挫くを以て無上の榮譽となしゝかば市中常に爭鬪やむ時なかりき明曆三年大火あり正月十八十九兩日に亘り邸第市街延燒し城は唯二の丸を存せしのみ燒死するもの十萬八千餘人本

所牛島に回向院を建て其死を吊ふに至る當時松平信綱老中の首座にして大に邸第を轉換し市街を改正し道路の巾を廣む又淺草門内燒死するもの最も多しより て淺草川に橋を架し本所に通ずこれを兩國橋といふ尋いで永代橋、新大橋を架す寛永以來江戸城の規模を擴張し本城十萬五千三百九十三歩、西城八萬千二百八十六歩、吹上苑十萬三千八百六十九歩、内濠周圍凡四十町、外濠凡七十三町明暦災後は江戸城内の造營も大に備り諸藩主登城の曹局を定め貴賤大藩は大廊下、大老家は溜間、外様は大廣間、柳間、譜第は帝鑑間、雁間、菊間に祇候せしむ諸大名在府の時幷に藩邸の留守居役も亦この間別によりて交るに至る明暦までは足袋伽羅油元結を賣る家なく男女皮足袋を用ゐ上下ども紙をよりこきて元結となし徒若黨の類は蠟燭の流れを油にてゆるめ松やになどを加へて油に代へしこそ然るに明暦災後皮の價騰貴せしかば下々の者自ら木綿にて足袋を製せしより足袋店いで伽羅油を鬻ぐものもいでしこかや婦女の帶も寛永頃までは金襴を美麗の限りとし黑地に梅櫻松などを處々に織つけこれを鉢の木の帶と名づけて珍重しけ

り廣さ僅に鯨尺二寸ばかりの紙をしんとして綿などいるゝ事なし然るに貞享元祿の頃より漸く廣くなり鯨尺にて八九寸に及べり綿をしんとして褥の如し又婦女の髪も寛永の頃までは細き麻繩にて髪を束ねて其上を黑き絹にて巻きしにその後越前國より粉紙にて元結紙といふものをつくり出しゝかば海内の婦女皆これを用ゐそれより絹にて巻くことはやみぬ元祿頃より上下共に奢侈に流れしがことに在府の國主は昇平無事に苦み歌舞音曲はいふもさらなり夜々宴飲を事とし蠟燭數百炬を費し數十人の手を經て一杯の羹を作るに至る將軍老中などを饗應するには新に家を作り器財を購ひ其從者を合すれば五六百人に至り一日三千金を費すものあり大抵二十萬石以上の國主は一人の料理金一枚二三萬石の國主も一人に十金を費しゝこそ又諸大名藩士の常住するものを定府といひ其交代するものを勤番といふ彼輩多くは常職なく日にいでゝ徘徊遊觀し唯外宿を禁ずるのみことに留守居役の集會には豪奢を競ひ一席の宴飲數百金を抛つものあり江戸物貨の需要こゝに至りて大に增加せしかば元祿七年十組の問屋を起し大坂の

廿四組の問屋と氣脈を通じて貨物を輸入し菱垣廻船の業益す盛んなり元祿正德の頃までは屋舍を麁畧に造り火事起れば皆家財を携へて逃れ去り顧みざるが故に往々大火となりて熄まず數里に及ぶものありき然るに吉宗伊賀峰次郎の建議を容れ番町、麹町、永田町市中の茅屋板屋を廢し金を貸して塗籠及瓦屋に作らしむ又小川笹船の建議を採用して養生所を小石川の白山に建て貧民を救ふ又自ら火消役を召して防禦の術を諭し市中防火の隊伍を定めて四十隊となし伊呂波字を以て其ゐるしとして隊伍を亂らざらしむ元祿以來火消役の長より屬吏まで衣服笠馬具などに金銀を鏤め唯觀美を旨として却て火を救ふこと能はざりしが吉宗火消役の頭巾を觀て重代の兜もかほど花麗にはあるまじといへり又飛鳥山、御殿山に櫻を植ゑ神田川に柳をうゑなどして市民遊息の便を與へたりき享保六年町奉行支配の市民五十萬一千三百九十四人諸藩の家來旗本家人能役者は此外なり諸藩の邸第は上中下數所を有し大藩は數千人小藩は數百人南は品川北は千住大約四里の地に連亘し其人口に三倍せり延寶七年までは江戸の市街八百八町

なりしも享保八年に至り一千二百一十町、一十二萬六千二百一十戸に至れりさて享保十一年江戸に入津せし日用品を擧ぐれば米八十六萬千八百九十三俵、酒七十九萬五千八百五十六樽、味噌二千八百二十八樽、醬油十三萬二千八百二十九樽、薪千八百二十萬九千九百八十七束、炭八十萬九千七百九十俵、水油九萬八百十一樽、鹽百六十七萬八百八十俵、木綿三萬六千百三十五箇（一箇百反入）なり天明七年大風洪水うち續き天下饑饉し江戸の米價は一兩に一斗五六升にまで騰貴せしかば貧民蜂起して赤坂、麹町、深川、南傳馬町、鎌倉河岸、小舟町、伊勢町、小網町、茅場町あたりの町家に亂入し土藏を破りて器財を毀ち暴行を極む大名屋敷より人夫をいだして町家を救ひ又町家は半鐘をうちて人夫を集め賊徒を防ぐ等江戸の騷擾いはん方なく幕府先手組を遣して漸く鎭撫するに至るこれを天明のうちこわしといふ松平定信の輔佐となるや寬政三年町會所を淺草向柳原に建て市中に令して五年間の町費を書き出さしめその一年の平均を見向後は務めて其幾分を節減すべしと令したり其減じたる額の內一分は以て町內臨時の入費にあて二分は地主の